



ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州

国際貿易投資研究所 欧州経済研究会編

2023年7月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

はじめに

この報告書は、2022年度（一財）国際貿易投資研究所で実施した欧州経済研究会で、各委員が発表した報告をまとめたものである。

2022年は、2月にロシアがウクライナに侵攻し、情勢が激変してしまった。ロシアのいう「特別軍事作戦」の目的は、ウクライナの東部4州のロシアへの編入、ウクライナでの傀儡政権の樹立、ウクライナのNATO加盟の阻止などともいわれるが、東部4州の形式的な編入はできたものの、ウクライナ側及び国際的には承認されたものではなく、紛争は続いており、ウクライナ側の本格的な反攻も始まっている。ロシアの侵攻が、いつ、どのような形で終息するのかは予測困難ともいえる

こうした状況を踏まえ、第1章ではウクライナ支援策、ロシアへのエネルギー依存の変化、EUの対ロシア制裁、EUのエネルギー政策の変化などを取り扱った。第2章では、ウクライナ戦争の影響を受けたEU経済の現状について分析を行った。

第3章では、特にドイツに焦点を当てて、エネルギー政策、その影響を受ける気候変動対策について述べた。第4章はサステナビリティを巡るEUの動向を扱った。

第5章は、コロナ禍からの回復過程におけるサプライチェーンの混乱及び、それに加えてウクライナ危機によりもたらされたエネルギー価格の上昇によるインフレの経済への影響、また、EUとASEANの新たな関係について調査した。

情勢の激しい変化のため、発表時の内容が現状とはかけ離れたものとなった点があることは否めない。このため、各章の冒頭に発表日を掲載することとした。

本報告書が欧州経済に関心を持つ各位の参考になれば幸いである。

2023年7月

要 旨

第1章 ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州

国際貿易投資研究所
客員研究員 新井 俊三

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻は大きな影響をもたらした。米英を中心に西側諸国はウクライナ支援を開始、EUも軍事支援とともに数度にわたる対ロ経済制裁を実施している。対ロ経済制裁の対抗策として、ロシアはエネルギー資源の輸出を制限したため、価格が高騰、コロナ禍の回復過程でサプライチェーンの混乱などから進んでいたインフレが、さらに高騰した。

EUはエネルギーのロシアへの依存から脱するため「リパワーEU」計画を策定し、省エネ、エネルギー供給先の多角化、再生エネルギーへの移行の加速化などを進めている。EU各国もインフレ対策、エネルギー高騰対策として補助金の配賦、エネルギー関連の減税などを実施している。

エネルギーだけではなく、ロシアへの依存が高い物資もあり、また中国への警戒感が高まる中、対中依存の引き下げも検討されており、サプライチェーンの見直しも始まろうとしている。

第2章 EU経済の現状と展望

神戸大学名誉教授・摂南大学名誉教授
久保 広正

EU経済は景況悪化に見舞われている。ウクライナ戦争によりエネルギー価格及び食料品価格が上昇あるいは高止まりし、これが消費者マインドの悪化を招いているからである。なお、こうした物価動向を受け、欧州中央銀行は引き締め政策を実施しつつある。欧州経済を展望する際に、ポイントとなる第1は対ロシア制裁の影響であるが、少なくとも短期的影響は大きくないとみられる。このため戦争が長期化し、EUにおいてもエネルギー・食料価格の上昇・高止まりが持続し、EU経済に対する悪影響が長引くとみられる。第2

は、EU の輸出動向である。EU の主たる貿易相手国である米国・中国などの経済は 2023 年に入っても回復傾向にあるとはいいがたい。一方、ユーロの対ドル・レート安が続いてはいるものの、その下落幅は大きくない。このため、輸出に景気回復の牽引役は期待できない。こうした点を踏まえ、2022 年 11 月に発表された欧州委員会の経済見通しによれば、EU 全体の経済成長率は、2022 年の 3.3%から 23 年には 0.3%へと低下するとされている。

第 3 章 エネルギー危機下のドイツ経済

エネルギー安定確保と気候目標達成の狭間で揺れる

国際貿易投資研究所
客員研究員 田中 信世

2022 年 2 月 24 日に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻は、ドイツのロシアとの経済関係を一変させた。米国や先進 7 カ国（G7）などと歩調を合わせる形で EU は対ロ制裁を次々と打ち出し、エネルギー分野では石炭と石油の禁輸を取り決めた。これに対してロシアもドイツなどへのガス供給の停止を行うなど、EU とロシアの対立は深刻さを増している。

ロシア産天然ガスの供給停止がドイツ経済に与える打撃は深刻であり、ドイツの主要経済研究所が合同で 22 年 9 月に発表した 24 年までの秋季経済予測では、23 年の実質 GDP が前年比 0.4%減のマイナス成長、24 年は同 1.9%成長と予測している。さらにリスクシナリオの下では、実質経済成長率は 23、24 年ともにマイナス 7.9%という大幅な落込みになると予測している。ロシア産天然ガス供給の全面停止のドイツ経済に与える深刻な打撃を回避するため、ドイツ政府は、①天然ガスの代替輸入先の確保、②液化天然ガス（LNG）輸入ターミナルの整備、③ガス貯蔵事業者に対する最低貯蔵率の義務化など、各種の対策を大車輪で進めている。しかし、こうしたドイツや EU の対応策が一朝一夕に成果をあげることは困難であることから、ドイツ政府は、石炭利用の一時的な拡大のほか、22 年末までで稼働停止を決めていた原子力発電所の稼働期間の延長などを決定した。

温暖化ガス排出削減による気候変動防止への取り組みは地球規模での至上命題あることに変わりはないなかで、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー危機がこれまでの世界規模で進められてきた温暖化ガス削減に向けた取り組みにどのような影響を与えるのか懸念される。EU の Fit for 55 やドイツが「改正気候保護法」（21 年 6 月）で定めた温室効果

ガスの削減目標、「30年までに90年比で65%削減、45年にカーボンニュートラル」の達成が、一時的にせよ困難になることが懸念されている。

第4章 サステナビリティを巡るEUの動向

～人権DD関連規制と2国間FTAのTSD規定を中心に～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部主任調査研究員 田中 晋

欧州委員会は2022年2月23日、「世界のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」に関する方針を発表し、EU域内外でディーセント・ワークを推進するための政策・イニシアチブや2国間政策などを示した。本報告では、日本を含むEU域外にも影響を与える「企業持続可能性デューディリジェンス指令案」や「強制労働製品のEU域内流通禁止規則案」の概要と欧州議会やEU理事会での審議状況に加え、前者の情報開示に関係し、23年1月5日に発効した企業持続可能性報告指令の概要を紹介する。また、EUは2011年以降に締結した新世代の自由貿易協定（FTA）や深化した包括的な自由貿易協定（DCFTA）などの2国間貿易協定に、「貿易と持続可能な開発（TSD）に関する章／規定」を組み込み、ILOの中核的労働基準の批准や国際的な温暖化対策に関するパリ協定の遵守などを締約相手国に求める仕組みを構築してきた。この最新動向を整理した。

第5章 インフレの直撃を受けるEUの経済貿易概況（2022）と

新たな段階に突入したEU・ASEANの通商関係

京都産業大学 国際関係学部教授

植原 行洋

2022年のEUの域外貿易は4,312億ユーロの赤字となった。エネルギー輸入が倍増した。消費者物価指数は2022年に急伸し、中・東欧が影響を受けている。中小企業は、倒産回避策、エネルギー価格の安定、復興・回復ファシリティーによるデジタル・グリーン化への投資促進、第三国市場でのレベルプレイングフィールドの確保をEUに要望する。輸出先として存在感があった中国は低い増加率となり、対ロシア輸出はマイナスに大きく転じた。自由貿易協定を締結する日本、韓国、そしてASEANは輸出入とも安定した伸びを示

している。

ASEAN との関係は双方が利益を分かち合うパートナーシップに変容している。EU は安全保障・経済成長・持続可能な社会の文脈から ASEAN を取り込もうとする。2019 年シンガポール、2020 年ベトナムと FTA 発効、インドネシアとは交渉中である。EU ベトナム FTA は、物品の市場アクセス、再生可能エネルギー分野の非関税障壁、投資の自由化・E コマース、政府調達、貿易及び持続可能な開発（TSD）など包括的で、開発途上国との FTA の標準形になるであろう。自由貿易主義が懐疑的になる中で、TSD を EU の通商交渉の武器にしたベトナムでの成果は、欧州委員会の EU 内での交渉力を回復しているとの論もある。EU のベトナム輸出額は発効前 2 年間から 16.1% 増、ベトナムの EU 輸出額は同 18.4% 増に拡大した。しかし、COVID-19 前の水準には戻っていない。EU 企業は ASEAN や加盟国との FTA 交渉加速を希望する。

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州 | 1 |
| 第1節 ウクライナ支援 | 1 |
| 第2節 EUのロシア制裁 | 3 |
| 第3節 エネルギー情勢 | 4 |
| 第4節 経済見通し | 6 |
| 第5節 エネルギー危機への対応 | 7 |
| 1. EUのエネルギー情勢 | 7 |
| 第6節 エネルギー高騰対策 | 12 |
| おわりに デカップリングの始まりか | 13 |
| 第2章 EU経済の現状と展望 | 15 |
| 第1節 EU経済概況 | 15 |
| 第2節 インフレ率の動向と金融政策 | 17 |
| 第3節 対ロシア制裁の影響 | 23 |
| 第4節 EU財政政策の行方 | 26 |
| 第5節 対域外輸出の行方 | 29 |
| 第6節 2023年の経済見通し | 30 |
| 第3章 エネルギー危機下のドイツ経済～エネルギー安定確保と気候目標達成の狭間で揺れる | 34 |
| はじめに | 34 |
| 第1節 EU、ドイツの対ロシア貿易の位置付け | 35 |
| 1. EUの対ロシア貿易～貿易相手国としてのロシアの重要性は低下 | 35 |
| 2. ドイツの対ロシア貿易額は漸減傾向 | 37 |
| 3. ドイツの対ロ輸入の大半はエネルギー資源 | 39 |
| 第2節 EU、ドイツのロシアに対する制裁措置 | 40 |
| 1. EUの制裁措置～エネルギー分野を含む多岐の制裁 | 40 |
| 2. ドイツはノルドストリーム2の承認手続きを停止 | 41 |
| 第3節 欧米の経済制裁に対するロシアの対抗策 | 41 |

| | |
|--|----|
| 1. 米国の非友好的行動とそれに同調する諸国・国際機関に対する特別経済措置 .. | 41 |
| 2. 特定の商品・原料の輸出入の制限についての特別経済措置..... | 42 |
| 3. 非友好国・地域の保険会社との取引の禁止 | 42 |
| 4. ガス代金のルーブル払いに関する大統領令 | 42 |
| 5. 天然ガス供給停止で EU に揺さぶり | 42 |
| 第 4 節 ロシア産天然ガスの供給不安に対するドイツの対応策 | 43 |
| 1. ガスに関する緊急計画の警戒レベルを「早期警戒」から「警報」に引き上げ .. | 43 |
| 2. 冬季の天然ガス需要期に向け貯蔵施設の貯蔵率の向上が急務..... | 44 |
| 3. LNG ターミナルの建設 | 46 |
| 4. エネルギーの脱ロシアは徐々に進展～経済気候保護省が進捗状況をチェック .. | 49 |
| 第 5 節 「リパワーEU」でロシアへのエネルギー依存からの脱却を目指す EU..... | 50 |
| 第 6 節 エネルギー危機がドイツ経済に与える影響..... | 51 |
| 第 7 節 問われる気候変動目標の達成（まとめ） | 54 |
| 1. エネルギーの安定確保は時間との闘い～懸念される気候変動目標への影響..... | 55 |
| 第 4 章 サステナビリティを巡る EU の動向 ～人権デューディリジェンス関連 規制と 2 国間 FTA の TSD 規定を中心に～ | 57 |
| はじめに | 57 |
| 第 1 節 EU を超えた範囲に届く政策・イニシアチブ | 59 |
| 1. 企業持続可能性デューディリジェンス指令案 | 59 |
| 2. 企業持続可能性報告指令（CSRD） | 65 |
| 3. 強制労働製品の EU 域内流通禁止規則案..... | 68 |
| 第 2 節 EU の 2 国間・地域政策..... | 71 |
| 1. DAG が TSD コミットメントの履行状況を監視..... | 72 |
| 2. TSD 章の履行を強化、貿易制裁を可能に..... | 73 |
| 3. EU ニュージーランド FTA に TSD の新方針を反映 | 74 |
| 4. TSD 規定を巡るベルギーの状況 | 74 |
| 第 5 章 インフレの直撃を受ける EU の経済貿易概況（2022 年）と新たな段階に突 入した EU・ASEAN の通商関係 | 78 |
| はじめに | 78 |
| 第 1 節 2022 年の EU 域外貿易の概況、インフレに苦しむ中小企業 | 78 |

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第2節 | 国別貿易の特徴と ASEAN 市場..... | 83 |
| 第3節 | 進化する ASEAN との経済関係..... | 87 |
| 第4節 | 二国間 FTA にシフトする EU の方針..... | 91 |
| 第5節 | 期待高まる EU・ベトナム FTA..... | 94 |
| まとめ | | 96 |

第1章 ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州

国際貿易投資研究所

客員研究員 新井俊三

2022年2月24日ロシアはウクライナに侵攻した。ロシア側からは軍事侵攻ではなく、特別軍事作戦と呼ばれているが、目的としてはウクライナのNATO加盟阻止、東部2州のロシアへの編入完成あるいはウクライナでの傀儡政権の樹立などが挙げられている。

当初は短期間で「作戦」は終了するとロシア側は目論んでいたが、ウクライナ側の予想外の抵抗にあい、欧米等の支援もあって長期化。東部4州でいわゆる住民投票によりロシアへの編入を強行したが、ウクライナの反撃はやまず、占領された地域を取り戻す勢いである。

本稿ではウクライナ侵攻後の欧米等の支援、ウクライナ侵攻の影響、特にそれによりもたらされたエネルギー危機、経済への影響、危機への対応、サプライチェーンなどへの影響などについて述べていきたい。

第1節 ウクライナ支援

ウクライナ侵攻直後から欧米を中心にウクライナ支援が始まっている。米国はロシア軍がベラルーシで演習を行っている頃から侵攻を予測し、情報戦、サイバー戦での協力を実施してきたともいわれている。

ウクライナ支援についてはドイツのキール大学世界経済研究所がウェブサイトで統計を発表している。図1-1が軍事支援額、図1-2が財政支援額である。軍事支援では圧倒的に米国が多く、初期に活躍が目立った対戦車砲ジャベリン（JAVELIN 歩兵携行式多目的ミサイル）、ウクライナの反攻攻勢に貢献しているハイマース（HIMARS 高機動ロケット砲システム）などの例がある。

ドイツについては、「紛争地には武器を輸出しない」という原則やそれまでの対ロ政策から、はじめは軍用ヘルメットを提供するとしていたが、多方面から批判を浴び方針を変更し、その後ゲパルト対空戦車、自走榴弾砲などを提供。10月に入ってからロシアからのロケット攻撃が激化したのに伴い、最新の防空システムIRISを提供するようになった。

ここでは紹介していないが、キール大学のウェブサイトでは、対 GDP 比での支援率も掲載されており、バルト 3 国、ポーランドなどロシアの脅威にさらされている国が上位を占めている。ウクライナからの（一時）避難民を多く受け入れているのも、ポーランドである。

図 1-1. ウクライナへの軍事支援額

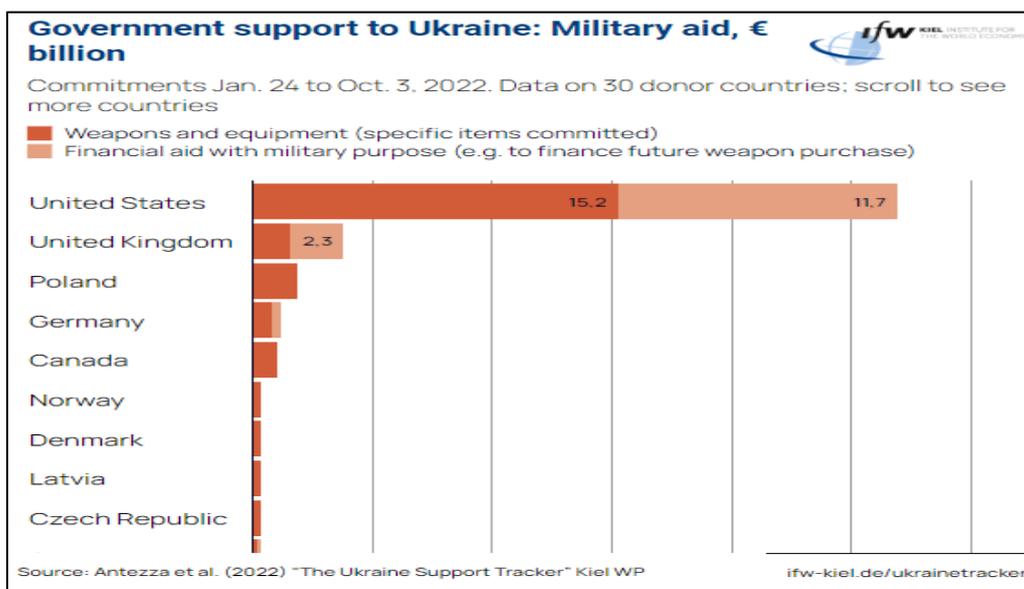
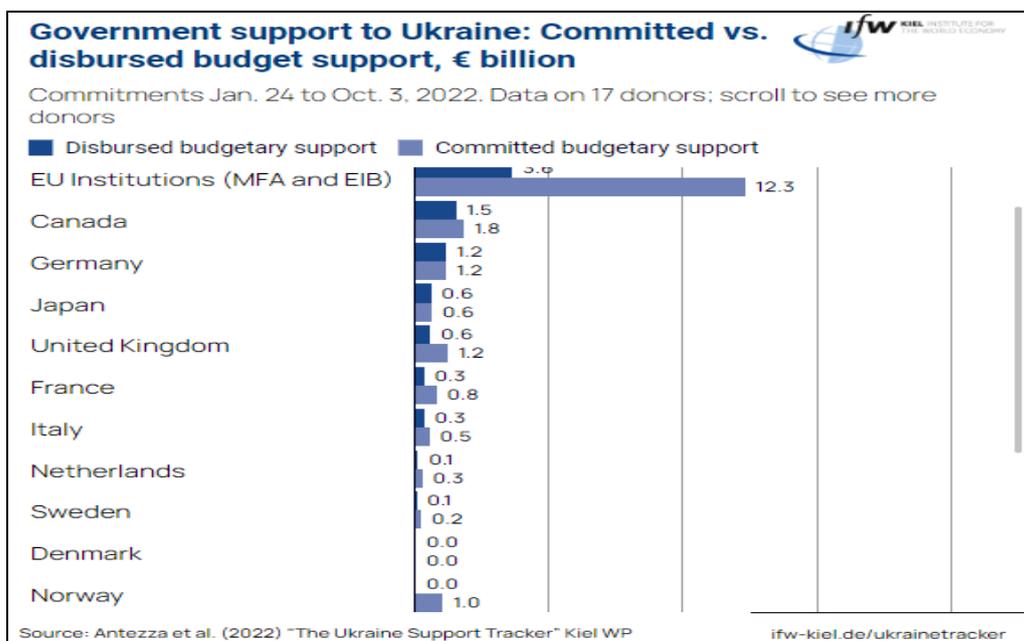


図 1-2. ウクライナへの財政支援額



出所：図 1-1, 1-2 とも [Ukraine Support Tracker | Kiel Institute \(ifw-kiel.de\)](https://ifw-kiel.de/ukrainetracker)

第2節 EUのロシア制裁

EUはロシアに対し、8次にわたる制裁を科している。第1次制裁を科したのは、ロシアのウクライナ侵攻が始まる前の2月23日で、ドネツク、ルバンスクの独立を承認し、両州（両共和国？）へロシア軍が進出したためである。8次までの制裁は多岐にわたっているが、主なものをあげると以下のとおりである。

- ・ 家族を含む政府要人、オルガヒリ、ビジネスマン、扇動家、情報操作者など 115 組織の 1,236 人に対する入国管理の厳格化
- ・ ロシア国債、債券などへの融資、購入の禁止
- ・ ロシア銀行の資産凍結
- ・ ロシア主要銀行の SWIFT（国際銀行間通信協会）からの排除
- ・ 2014 年から開始された石油精製関連技術の輸出制限の厳格化
- ・ 航空機及びその部品の輸出、販売、提供等の禁止

（ロシアの民間航空機の4分の3は米国、EU、カナダ製であり、ロシアは次第に民間機を国際標準で維持できなくなる。）

- ・ 食糧、医薬品、エネルギーなどの必需品を除くロシア貨物の EU 内での取り扱い禁止
- ・ 軍事使用目的及びハイテク製品の輸出禁止

（ドローン及びそのソフトウェア、半導体、先端電子製品、化学兵器用化学品、特殊原料、産業機械など）

- ・ ロシア・エリート向け奢侈品輸出禁止 など

出所：[EU sanctions against Russia following the invasion of Ukraine \(europa.eu\)](https://europa.eu/european-council/en/eu-sanctions-against-russia-following-the-invasion-of-ukraine)

制裁の効果であるが、エネルギー価格の高騰により、輸出数量減が一部カバーされており、またエネルギー資源の支払いをルーブルで要求し、ルーブルの下落を防ぐなどの対策も取られているため、効果がそれほどでもないともいわれていた。マクドナルドやスターバックスが撤退した後には後継の民族企業が現れて、日常生活にも大きな支障もないように見受けられた。しかし最近の報道では、株、通貨、国債のトリプル安に見舞われているようで（日経電子版 2022 年 10 月 17 日）、制裁が徐々に効いてきたともいえる。軍事面では半導体等の不足により精密誘導兵器の追加生産に支障をきたしているともいわれている。

技術移転の停止で打撃を与えている例も紹介されている。サハリンの石油開発で、エクソン・モービルが撤退し、米国の技術者も引き上げたため石油生産がほとんど機能停止に

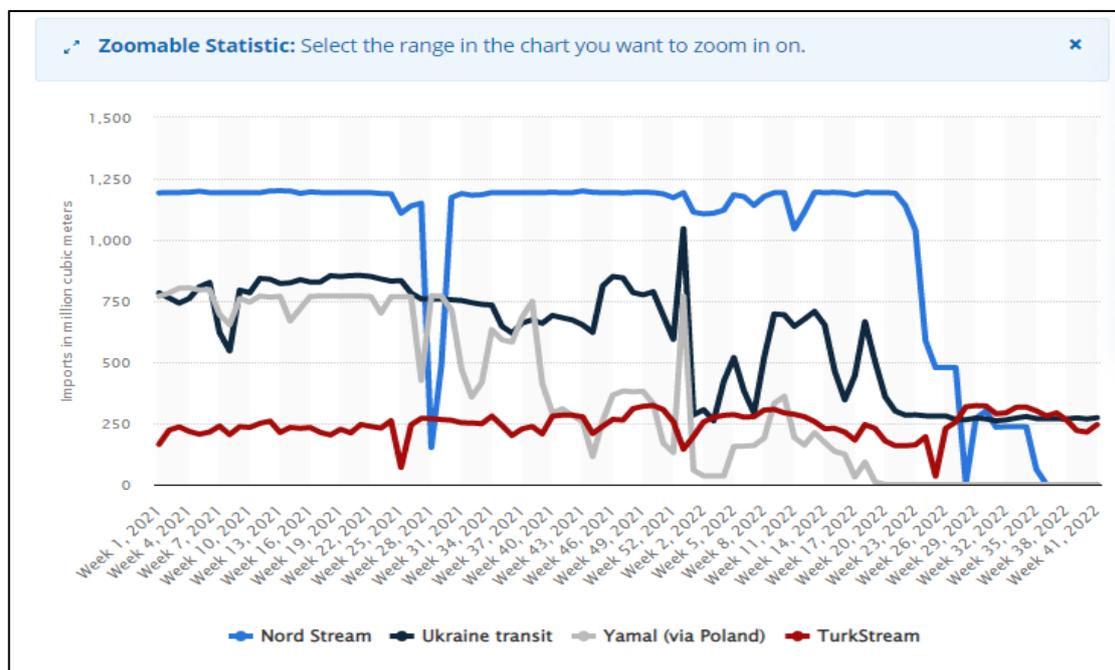
陥っているという。スペシャリスト及び西欧、ドイツなどからの特殊なポンプなどは代替できないと見込まれている。(Frankfurter Allgemeine Zeitung Online 2022.10.2)

第3節 エネルギー情勢

ロシアのウクライナ侵攻以前から天然ガス価格は上昇基調にあったが、侵攻後、ロシアからの供給も減少し、急騰している。ロシア制裁の一環として、ロシアからの天然ガスの輸入を制限するという議論もあったが、現状は制裁へのロシア側の対抗措置として天然ガスの供給制限、禁輸が使われている。

図 1-3. EU のロシアからの天然ガス輸入 (2021 年第 1 週～22 年第 4 週)

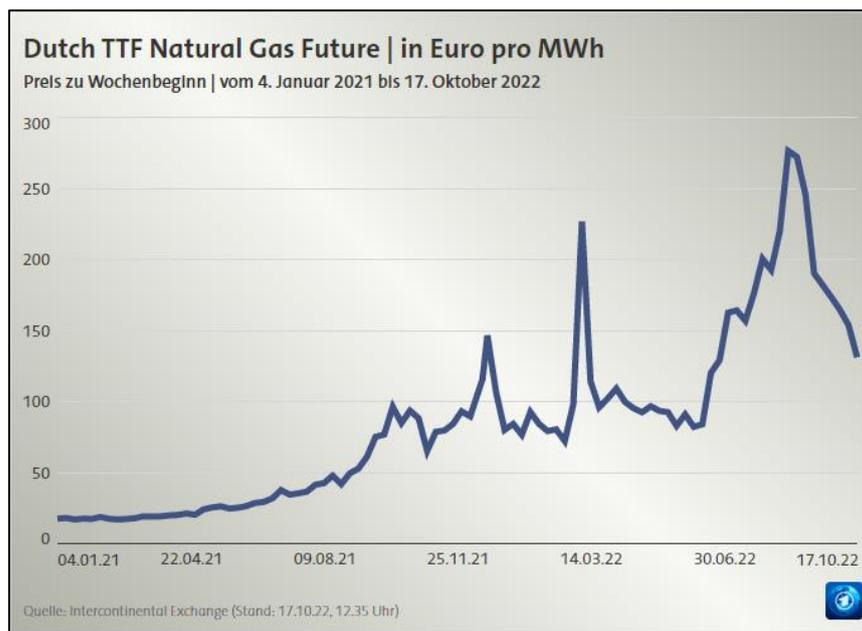
(単位：100 万立方メートル)



注. 青線：ノルト・ストリーム (黒線：ウクライナ経由 灰色線：ポーランド経由)
赤線：トルコ・ストリーム

出所：Bruegel: ENTSO-E

図 1-4. 天然ガス、オランダ TTF 先物価格の推移



出所：ICE

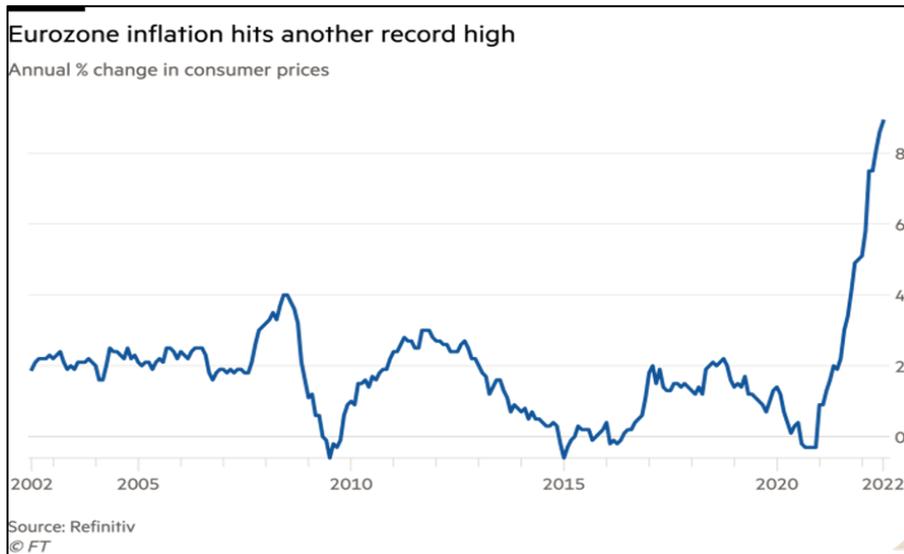
コロナ禍からの回復過程で、生産活動の戻りの遅れ、物流の遅延などにより物価が上昇していたが、ウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰、ウクライナが小麦等の重要な輸出国であることから食料価格も高騰し、インフレはさらに加速した。

ユーロ圏のインフレ率（HICP）は 2021 年 9 月が対前年同月比 3.4%増であったのに対し、22 年の 8 月は同じく 9.1%増、9 月は 9.9%となっている。エネルギーだけにみると 2021 年 9 月ですでに前年同月比 17.6%増であったが、22 年の 8 月は 38.6%増、9 月は 40.7%増となっている。

欧州中央銀行（ECB）はインフレの高進を恐れ、米国の後を追うように 7 月 0.5%、9 月 0.75%と利上げに踏み切った。米国は利上げを続けており、米欧の金利差が開いたまま、

ユーロの対ドルの値もパリティを割り込み、10 月 20 日現在、1 ユーロが 0.98 ドル前後となっている。

図 1-5. ユーロ圏のインフレ率

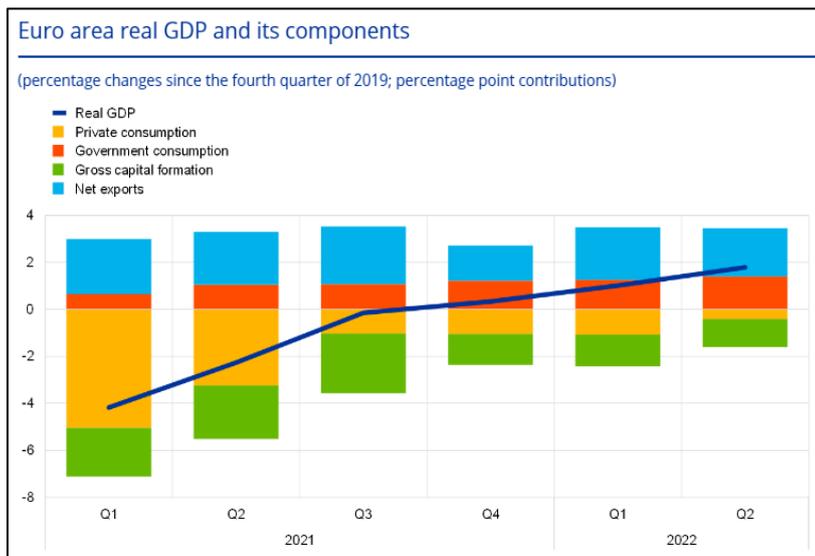


出所：FT

第 4 節 経済見通し

欧州経済は、図 1-6 で見るようにコロナ禍から徐々に回復過程にあったが、ウクライナ危機により減速。22 年 7 月発表の欧州委員会の経済見通しではユーロ圏の成長率を 22 年は 2.6%、23 年は 1.4%としていたが、最近発表された IMF の見通しでは 22 年の成長率を 3.1%、23 年を 0.5%としている。23 年の成長率ではドイツ (▲0.3)、イタリア (▲0.2)。

図 1-6. ユーロ圏の四半期別成長率



出所：Eurostat

表 1-1. 欧州委員会の夏季経済見通し 2022 年 7 月

Overview - the Summer 2022 interim Forecast

| | Real GDP growth | | | | | | Inflation | | | | | |
|------------------|---------------------------------|------|------|-------------------------|------|------|---------------------------------|------|------|-------------------------|------|------|
| | Summer 2022 interim Forecast | | | Spring 2022 Forecast | | | Summer 2022 interim Forecast | | | Spring 2022 Forecast | | |
| | 2021 | 2022 | 2023 | 2021 | 2022 | 2023 | 2021 | 2022 | 2023 | 2021 | 2022 | 2023 |
| Euro area | 5.3 | 2.6 | 1.4 | 5.4 | 2.7 | 2.3 | 2.6 | 7.6 | 4.0 | 2.6 | 6.1 | 2.7 |
| EU | 5.4 | 2.7 | 1.5 | 5.4 | 2.7 | 2.3 | 2.9 | 8.3 | 4.6 | 2.9 | 6.8 | 3.2 |

出所：European Commission; European Economic Forecast Summer 2022 (Interim)

表 1-2. 世界経済見通し(IMF)

(real GDP, annual percent change)

| | 2021 | 2022 | 2023 |
|---|------|------|------|
| World Output | 6.0 | 3.2 | 2.7 |
| Advanced Economies | 5.2 | 2.4 | 1.1 |
| United States | 5.7 | 1.6 | 1.0 |
| Euro Area | 5.2 | 3.1 | 0.5 |
| Germany | 2.6 | 1.5 | -0.3 |
| France | 6.8 | 2.5 | 0.7 |
| Italy | 6.7 | 3.2 | -0.2 |
| Spain | 5.1 | 4.3 | 1.2 |
| Japan | 1.7 | 1.7 | 1.6 |
| United Kingdom | 7.4 | 3.6 | 0.3 |
| Canada | 4.5 | 3.3 | 1.5 |
| Other Advanced Economies | 5.3 | 2.8 | 2.3 |
| Emerging Market and Developing Economies | 6.6 | 3.7 | 3.7 |
| Emerging and Developing Asia | 7.2 | 4.4 | 4.9 |
| China | 8.1 | 3.2 | 4.4 |
| India | 8.7 | 6.8 | 6.1 |
| ASEAN-5 | 3.4 | 5.3 | 4.9 |
| Emerging and Developing Europe | 6.8 | 0.0 | 0.6 |
| Russia | 4.7 | -3.4 | -2.3 |

出所：IMF ; World Economic Outlook 2022 年 7 月

第 5 節 エネルギー危機への対応

1. EU のエネルギー情勢

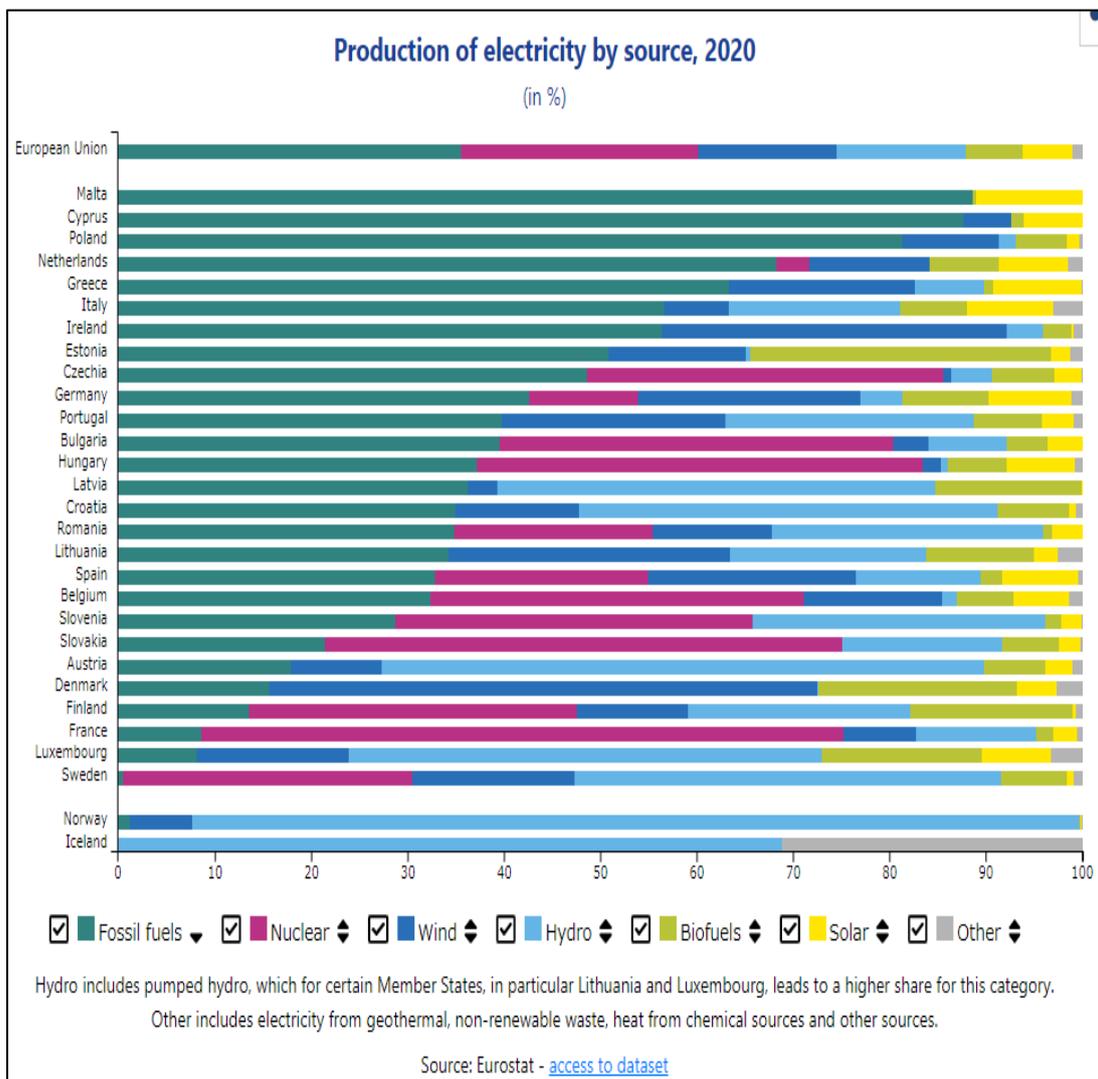
2021 年の EU はガス消費の 90%以上を輸入に頼っており、そのうち 45.3%がロシアか

らである。また、EUの石油輸入の27%、石炭輸入の46%がロシア産であり、エネルギー資源のロシア依存が高い。

EU各国のエネルギー源は国による違いも大きく、ロシアへの依存もさまざまである。

図1-7は各国の電源構成を見たものである。化石燃料（Fossil fuels）の内訳、石炭か石油か、あるいは天然ガスかの区別がないのが残念であるものが、各国の特徴は読み取れる。原子力への依存度が高いのはフランス、フィンランド、ベルギーで、それ以外では旧東欧のチェコ、ブルガリア、スロベニア、スロバキアなどである。山岳地があり、水資源に恵まれた国々、スウェーデン、ルクセンブルグ、オーストリア、クロアチア、ラトビアなどではやはり水力発電が多い。

図1-7. EU各国の電源別構成



出所：Eurostat

表 1-3 は EU 主要国及びロシア周辺国のロシア産天然ガスの輸入依存度の推移を示したものである。主要国ではドイツ、イタリアなどの依存度の高さが目立つ。

注目すべきはリトアニアである。IEA の資料によれば同国は 2020 年には 50.5%をロシアから輸入していたが、22 年の 4 月、エネルギー相がロシアのガスに依存しない EU 最初の国になると発表した。これには周到な準備があった。2006 年から 09 年ごろまで続いた、ロシア産天然ガスのウクライナでの価格あるいはパイプライン通行料を巡る紛争から、ロシアにエネルギーを依存する危険を懸念したリトアニアは、2007 年に脱ロシアを議会で決定、その後 LNG 輸入ターミナルなどを建設している。(Zeit online 2022.4.5)

(リトアニアについては [再エネ投資などエネルギー多角化に取り組む \(エストニア\) | エネルギー安全保障の強化に挑む欧州 - 2022 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#) 参照)

表 1-3. EU 主要国及びロシア周辺国のロシアへの天然ガス輸入依存度

| (単位：%) | 1990 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 | 2020 | 特記事項 |
|--------|------|------|------|------|------|-------|-----------------|
| ドイツ | 38.4 | 38.9 | 41.2 | 37.5 | 56.1 | 45.7 | 2017年には69.1%を記録 |
| フランス | 32.4 | 28.9 | 19.8 | 14.0 | 14.6 | 20.0 | |
| イタリア | 29.1 | 29.7 | 27.0 | 18.0 | 41.0 | 40.9 | |
| ポーランド | 75.8 | 54.1 | 46.1 | 62.3 | 52.7 | 46.4 | |
| ギリシャ | 0 | 52.5 | 82.9 | 52.5 | 61.0 | 38.9 | 1996年に15.6% |
| ハンガリー | 58.2 | 66.6 | 59.6 | 75.9 | 72.0 | 100.0 | |

フィンランド 2019年までは100%、2020年は67.8%

エストニア 2018年までは100%、2020年は46.3%

ラトビア 70~100%

リトアニア 2014年まではほぼ100%、2015年85.5%、2016年39.3%、2020年50.5%

出所：IEA 資料から筆者が作成

(1) リパワーEU (REPowerEU)

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を受けて、天然ガス価格が高騰、欧州委員会は 3 月 8 日、ロシアへのエネルギー資源の依存から脱却するための計画「リパワーEU」を発表し、欧州理事会もこれを承認した。欧州委員会はさらに、5 月 18 日「リパワーEU」計画の詳細を発表した。同計画は (1) エネルギーの効率化などによる省エネ、(2) エネルギー供給の多角化、(3) 再生可能エネルギーへの移行の加速化を計画の柱としている。

欧州委員会は「リパワーEU」を、2030 年温室効果ガス削減目標を達成するための政策

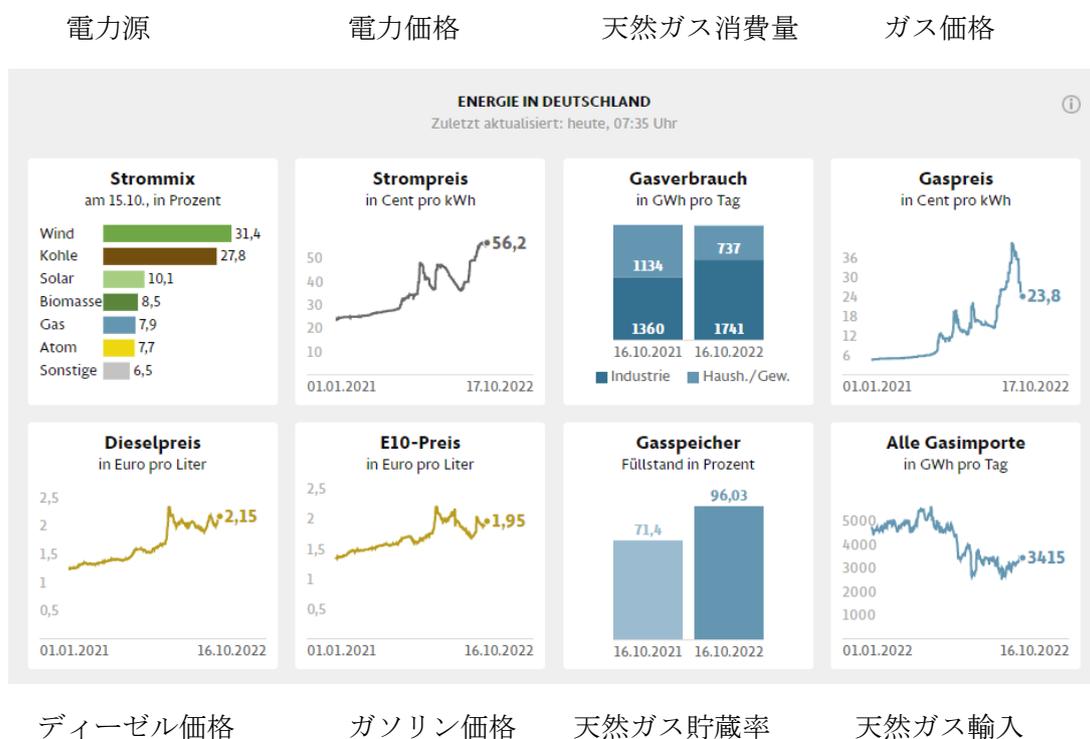
パッケージ「Fit for 55」に上乗せする政策と位置付けている。

再生可能エネルギーについては、各国は復興基金（次世代 EU）を使うなどして、計画の拡充、加速化を行っている。

省エネについては、7月に EU 加盟各国は、天然ガスについて 8月から 2023 年の 3 月末まで、過去 5 年間の平均使用量の 15%を自主的に削減することで合意した。（欧州理事会 プレス・リリース 26/07/2022）。各国も削減策を発表している。フランスはエアコンの温度制限を設け、屋外照明なども規制する。スペイン政府は 8 月 1 日、エアコンの設定温度を夏は 27℃以上、冬は 19℃以下とする規制を閣議決定した。ドイツも温水プールを規制するなどを実施する。（「欧州で節電規制相次ぐ 石炭火力発電も再稼働」日本経済新聞オンライン 8 月 11 日付）

天然ガスの備蓄も始まっている。欧州委員会は 2022 年 11 月までにガス貯蔵設備の上限 8 割の備蓄、2023 年 11 月以降は 9 割まで引き上げる規則案を提出している。ドイツでは 11 月 1 日の目標を 95%と設定したが、すでに 10 月 13 日に達成している。

図 1-8. ドイツのエネルギー事情



出所：Frankfurter Allgemeine Zeitung Online 2022 年 10 月 16 日

供給の多角化については、欧州委員会ははじめ、各国首脳も外遊などを行い、天然ガス確保に努めている。3月25日EUと米国は、エネルギー協力の拡大で合意をした。米国は他国と協力して2022年に150億m³（約1,100万トン）の天然ガスをEUに追加供給する。EU側は30年までに500億m³を米国から受け入れられるよう、受け入れ施設や制度の整備を進める。（日本経済新聞オンライン 2022/3/25）

6月にはイスラエルがパイプラインでつながっているエジプトに天然ガスを輸出し、それを液化してLNGとして欧州に輸出することで合意をした。

ドイツでは、ロベルト・ハーベック経済気候保護相が3月にカタール、UAEを訪問、カタールとの間ではエネルギー・パートナー・シップを結び、長期の供給を確保した。8月にはショルツ首相がノルウェー、スウェーデンを訪問、安全保障についての会談でもあったが、ノルウェーではガスの供給について合意。また、ハーベック経済気候保護相を伴い、カナダを訪れ、水素の共同開発などを議論したが、天然ガスの供給についても依頼をしている。

新たなパイプラインの開通、計画の決定などもみられる。9月27日、ノルウェー～デンマーク～ポーランド間の北海ガスパイプラインの開通記念式典が行われた。このパイプラインによりノルウェー大陸棚のガスがポーランドまで輸送が可能となる。また、ドイツも要望していたスペインとフランスを結ぶパイプラインの建設も決定した。

一方、ノルト・ストリーム1及び2が一部破壊されるという事件も起こっており、将来再使用という事態になったとしても修理等の課題が残されている。

天然ガスの供給源の多角化はあらたな問題も生んでいる。ドイツの場合、従来はパイプラインだけで供給されてきたが、米国、カタールなどからLNGで入ってくるとなると、貯蔵再ガス化設備が必要となる。陸上では建設が間に合わないので、船上設備を使用することとなり、現在計5基が建設中である。フランスとドイツの間で、ガス・電力交換協定が結ばれたが、これはフランスにLNG基地があり、海外からの受け入れが可能であることにもよる。

フランスが電力の輸入が必要なのは、フランスの原発が修理中のものが多く、また2022年の夏の干ばつで、原発の周辺にある川の水位が下がり、冷却水が使用できず一時運転を取りやめたことも関係している。

ロシアからの天然ガス供給の削減、停止は後ろ向きの対策を強いられてもいる。ドイツでは停止していた石炭・褐炭発電所を再稼働させ、CO₂削減に逆行しているし、2022年中

に停止予定であった原子力発電所 3 基を 2023 年 3 月まで稼働させることで決定した。3 党連立政権で原発反対の緑の党と原発稼働延長を主張する経済界よりの自由民主党が対立するなか、社会民主党のショルツ首相が決断した。

原子力発電所については、ベルギーが 2025 年までに停止するとしていた政策を変更し、7 基あるうちの 2 基についてはエネルギー情勢次第では稼働を延期するとしている。原子力発電を推進しているフィンランドはやっと新しい原発が稼働しはじめたが、建設期間が長期化したことと建設コストが想定以上に高騰したことが問題である。

第 6 節 エネルギー高騰対策

各国ともエネルギー価格、食料価格等の高騰への対策が政策課題となっている。反政府デモが行われている国もあり、短期的な対策として補助金等を支出している。イタリアでは一般家庭や零細企業の電気料金を非課税にしたり、エネルギー集約的企業の税負担をゼロにしている。英国では一世帯当たり 350 ポンドの支援やエネルギー貧困世帯への暖房費補助を行っている。新たに発足したトラス政権はこうした補助に加え、大幅な減税策を発表したが、財源が不透明なまま財政拡大に走ったため、市場の不信感を買ひ、ポンドが大幅に下落、辞任に追いやられた。

ドイツでは 9 月に第 3 弾となる、総額 650 億ユーロのインフレ対策を導入すると発表した。従来の措置と合わせると総額 950 億ユーロとなる。光熱費の高騰に対し、暖房費の補助を出すほか、2023 年からは子供手当を月 18 ユーロ増額、年金受給者や学生にも支援金を出す。夏には 1 か月限定ではあったが、乗用車の利用を抑制するとともに、経営が思わしくない鉄道の利用促進のため、1 か月 9 ユーロで特急を除くすべての鉄道を利用できる定期券を発売した。

こうした中、ドイツが新たに最大 2,000 億ユーロに上るガス高騰対策を発表し、物議をかもしている。このうち 900 億ユーロがガス料金の上限設定に充てられる予定で、専門委員会の提言では 12 月に一時金を支給、2023 年 3 月から 2024 年 4 月までガス価格の上限を設定する予定である。財源は州も負担することになっているが、まだ詳細は決定されていない。

この大幅な支援策に対し、欧州委員会及び EU 各国は批判を強めている。ドイツはエゴイスティックであり、このような対策を取れない加盟国に配慮が欠けている、という。コ

ロナが蔓延したときに、当時のドイツ保健相が医療機器の輸出を禁止したような単独行為であると批判している。

欧州委員会は 10 月 18 日、天然ガスの高価格対策とこの冬の供給の確保に向けた新たな緊急規則を発表した。この規則案は、天然ガスの共同購入、緊急時の加盟国間のガス供給の融通、液化天然ガス（LNG）に関する新たな価格指標の開発などからなる。欧州委員会では天然ガス備蓄量の少なくとも 15%を共同購入するよう呼び掛けている。

価格設定については、欧州電力卸売市場では、価格が限界費用で設定されるため、現在一番高い天然ガス価格に連動し、電力価格が決定されるというメカニズムになっている。逆にいえば天然ガス以外で発電している事業者は超過利益を得ていることになり、この一部を徴収されている、あるいは今後徴収されることになる。

おわりに デカップリングの始まりか

ロシアのウクライナ侵攻により、欧州はロシア産エネルギー資源からの離脱を模索している。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は 9 月 14 日、欧州議会で今後 1 年間の活動方針に関する一般教書演説を行った。その中で、今後発表を予定している主な政策として、電力市場の改善、水素の市場拡大、産業支援の拡大、財政規律要件の拡大などを挙げたが、また、特定の域外国への重要な原材料の供給依存の軽減にも言及している。

域外からの安定的な供給にリスクがある原材料の戦略的な備蓄を進めるとともに、現在リチウムやレアースの供給を中国に依存していることを問題視している。

ロシアは、パラジウム、ニッケルなどの世界シェアが高いため、ロシアへの資源依存を減らすためには別の供給先を探す必要も出てくるであろう。

対外通商関係で最大の問題は中国である。米中関係の悪化、香港の中国化、台湾武力統一へのこだわり、国連人権委員会の報告書の発表などにより、欧州の中国への見直しが始まっている。2012 年に始まった、中国の「一帯一路」の中東欧での経済協力の枠組みである「1+16」は期待したほど中国からの投資が進まないため、欧州側の熱が冷めてしまったが、リトアニア 21 年 5 月、この枠組みから離脱。同年 11 月、台湾の事実上大使館である「台湾代表処」が設置された。2022 年 8 月にはリトアニアの運輸通信副大臣が訪台している。

欧州議会議員、スロバキア、スウェーデンなどの議員も訪台しており、最近ではドイツ

議員団も訪問している。

安全保障面でも欧州の変化が見られる。英国、フランス、ドイツなどはアジア太平洋で合同訓練行っており、インド太平洋への関与を高めている。

政治的には中国警戒感が見られてきたが、それを反映し、経済面でも中国警戒感が見られる。中国は現在ドイツにあるハンブルグ港の一部の経営権を取ろうと試みているが、地元経済界は賛成しているものの、何人かの閣僚が反対しているといわれている。

ドイツにとって、特に販売の 3 割ほどを中国に依存する自動車産業にとっては重要な市場である。人権・民主主義と実務的なビジネスとをどうバランスをとるのか、ドイツにとっても、欧州にとっても難問である。

出所

- ・日本経済新聞オンライン、ジェトロ・ビジネス短信
- ・ARD(ドイツ公共第1放送)online, Frankfurter Allgemeine Zeitung Online
- ・Die Zeit Online など
- ・Financial Times Online
- ・[Ukraine Support Tracker | Kiel Institute \(ifw-kiel.de\)](#)
- ・[EU solidarity with Ukraine \(europa.eu\)](#)
- ・[Which countries are most reliant on Russian energy – National Reliance on Russian Fossil Fuel Imports – Analysis - IEA](#)
- ・[REPowerEU: affordable, secure and sustainable energy for Europe | European Commission \(europa.eu\)](#)
- ・「特集：エネルギー安全保障の強化に挑む欧州」（1）から（4）まで
- ・[気候変動対策から安全保障への転換（1）EU エネルギー政策と欧州グリーン・ディール | エネルギー安全保障の強化に挑む欧州 - 2022 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

参考資料

- ・『欧州エネルギー危機と経済への影響 ～今冬のガス不足は回避可能だが、リセッションは免れず』2022.9.29 みずほリサーチ&テクノロジーズ
- ・『世界経済評論 11・12月号』「ウクライナ戦争とヨーロッパの転換」国際貿易投資研究所
- ・[Bruegel](#)

第2章 EU 経済の現状と展望

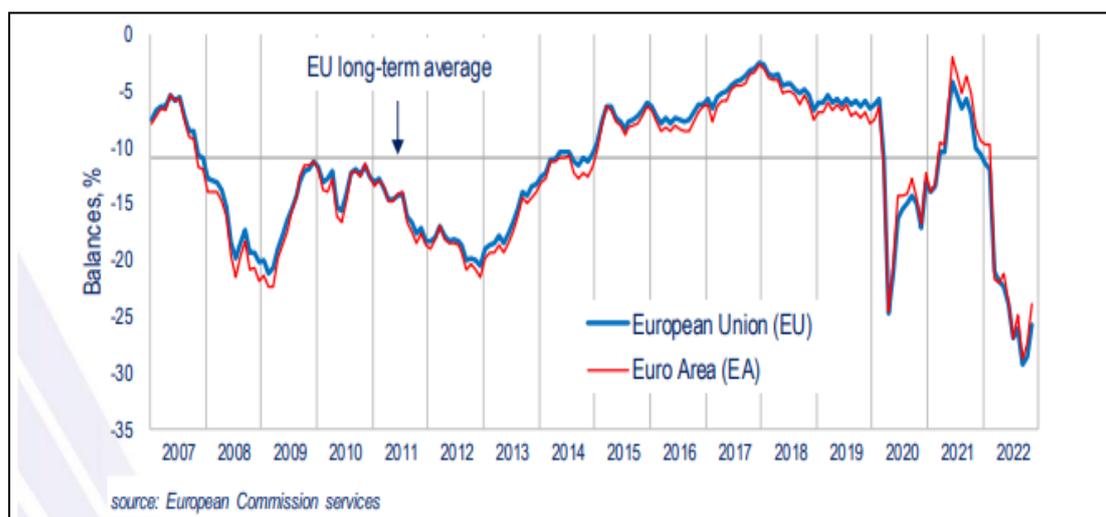
神戸大学名誉教授・摂南大学名誉教授

久保広正

第1節 EU 経済概況

EU 経済の混迷が深刻化しつつある。エネルギー及び食料の供給不足、それらの価格高騰によるインフレ加速が主因である。このため、欧州中央銀行は金利引き上げなど金融引き締め政策に動いている。

図 2-1. EU 及びユーロ圏の総合景況指数



注. 上方は景況が改善していること、下方は景況が悪化していることを示す。また青色は EU、赤色はユーロ圏を示す。

出所: European Commission; *Business and Consumer Surveys, No. 2022*

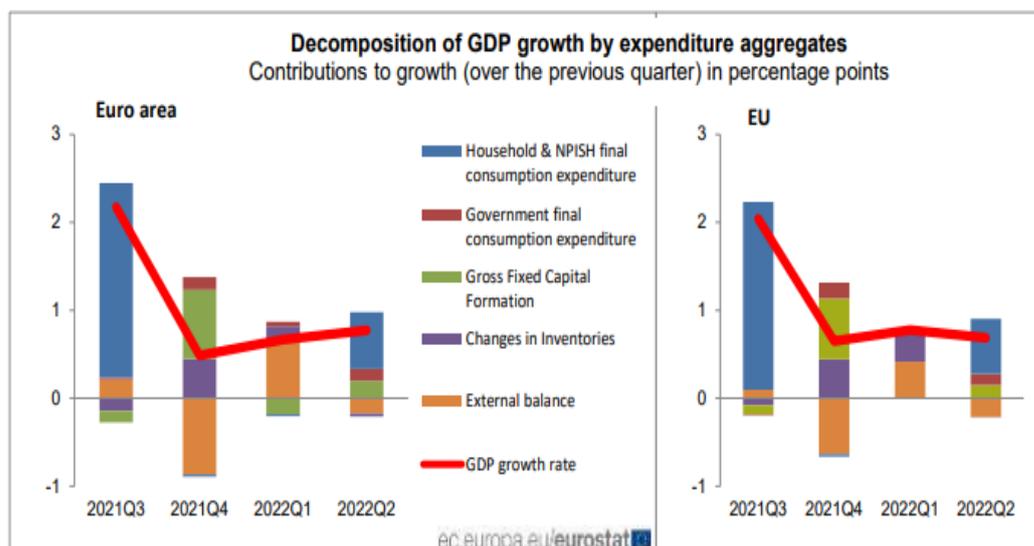
図 2-1 は、2022 年 11 月 22 日、欧州委員会が発表した総合景況サーベイの結果である、これによれば、2022 年初から EU 経済の景況は急速に低下するようになったことが読み取れる。さらに、これを部門別にサーベイした図 2-2 の EU 信頼感指数によれば、産業部門（製造業、サービス業、小売り、建設部門）も低下しているが、とりわけ黒字で示されている消費者のマインドが大きく低下していることがわかる。

図 2-2. EU 信頼感指数の推移



出所: European Commission; Business and Consumer Surveys, Oct. 2022

図 2-3. EU 及びユーロ圏 GDP の需要項目別増加寄与度



出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

一方、四半期別にみた EU の実質 GDP の動きをみると（図 2-3 参照）、本年に入りプラスの成長率を維持していることがわかる。因みに、第 2 四半期の実質 GDP は、前期比で見ると EU（図 2-3 右）は 0.7%増、ユーロ圏（図 2-3 左）では 0.8%増となっている（赤の

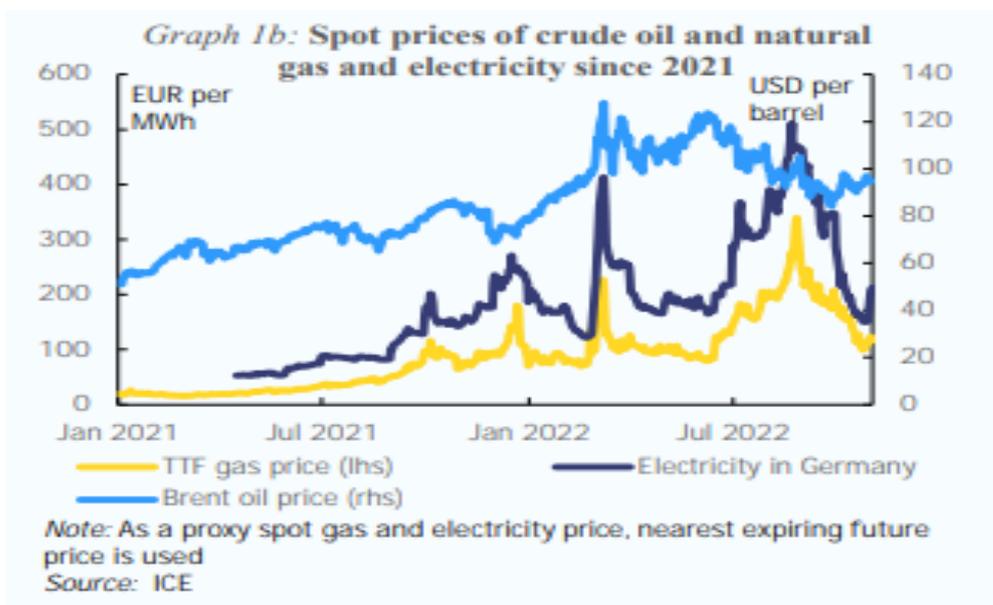
実線で示されている)。その内訳をみると、第2四半期でも個人消費（青）の増加がプラス成長に大きく寄与していることが目立つ。コロナ禍で買い控えが起こったことの反動が主因と考えられる。ただ、通常、消費マインドが悪化してから実際の支出が減少するまでに一定のタイムラグ（1～2四半期）があることから、2022年後半には個人消費が減少に転じると見込まれる。また、2022年第2四半期にマイナスの寄与をした経常海外余剰（External Balance、図2-3では薄茶色で示されている）も、今後、成長率にプラスの寄与をすることは見込めない（この点は後述する）ことから、2022年後半から2023年にかけて、GDP全体として低迷状態に陥ると予測される。

第2節 インフレ率の動向と金融政策

消費マインド低下をもたらせた主因は、インフレの加速とみられる。周知のように、ウクライナ危機を契機に、ロシアからの化石燃料輸入が激減するようになり、つれてエネルギー価格、電力価格などが上昇しているからである。一方、2019年12月、欧州委員会は欧州グリーン・ディール（European Green Deal）^(注1)、また2021年6月には"Fit for 55"^(注2)といった環境対策の強化を発表してきたが、比較的温室効果ガスの排出が少ない天然ガスの供給が急減しているため、石炭依存度を高めざるをえない（一般に、CO₂の排出量は、石炭を10とすると、原油は7.5、天然ガスは5.5とされている）。経済活動の維持と環境対策の両立へ図ることができるかどうか、経済政策の整合性が問われる状況となっている。なお、ウクライナ危機を受けてEUは、「リパワーEU（REPowerEU）」^(注3)を発表し、天然ガス輸入の多様化を進めるという方針を発表したが、ここで想定されているほど十分に調達が多様化が進展しているとはいえない。カタールなど天然ガスの生産国からの調達を巡って、EUのみならず日中など主要国が競合しているからである。

図2-4は、原油・天然ガス価格及び電力料金の推移をみたものである。図から読み取れるように、天然ガス（黄色で示されている）・電力料金（濃い青）は2023年3月以降、年央にかけて急騰していることがわかる。また、これにつれて、電力料金も高騰するようになった。ただ、本年夏場以降、天然ガス価格は下落に転じているが、例年にない温暖な天候が続いていること、電力消費の抑制策が一定の効果をあげていることなどから、足元では在庫が十分な水準に達しているためである。ただ、今冬の気候次第ではあるが、価格の下落が持続する可能性は低いという見方が市場では一般的である。

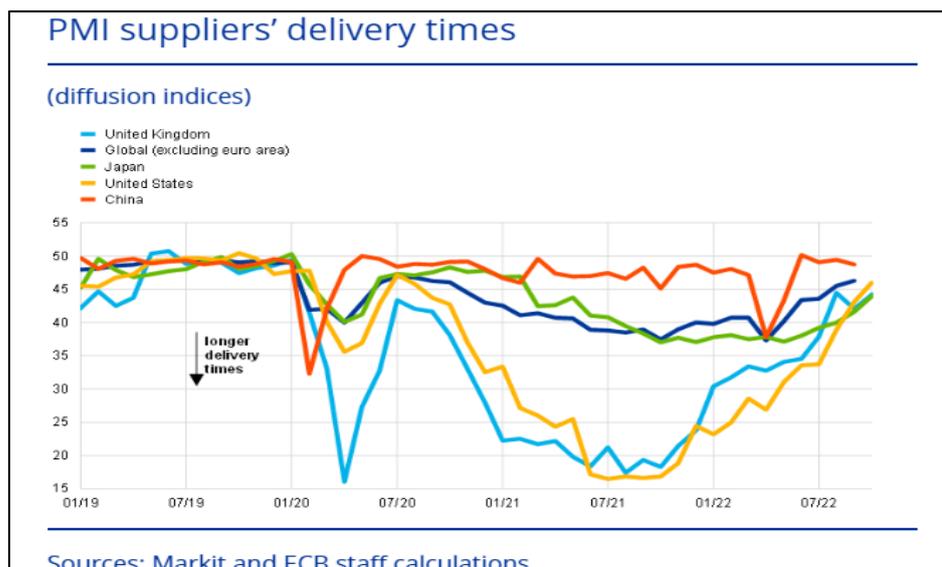
図 2-4. 原油・天然ガス価格及び電力料金の推移



出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

一方、原油価格（青）については 2021 年以降、上昇を続けてきた。その背景として、①先進各国でコロナ禍の一巡によるペントアップ・デマンドが生じたこと、②世界のサプライ・チェーン修復による経済活動の活発化（図 2-5 参照）などを指摘できる。

図 2-5. EU 製造業による各地域向け納期の推移



注. 下は納期が長期化していること、上は短縮化していることを示す。

出所: European Central Bank; *Economic Bulletin Nov. 2022*

ただ、本年夏場からは各国中央銀行の利上げにより景気減速が見込まれるようになったこと、さらには中国のゼロ・コロナ政策により同国経済に急ブレーキがかかるようになったこと（後述する）などから、原油価格は横ばい推移となっている。今後については、ロシア原油の輸出増にも限界があり、OPEC も減産を継続するとされていることから、需給タイトの状況が続くと見込まれ、原油価格は高値水準を続けるとの見方が強い。こうしたことから、化石燃料価格を全体としてみると、電力料金を引き下げる方向に働くとはいいがたい。

図 2-6. 小麦価格の推移

(単位：ドル/ブッシェル)

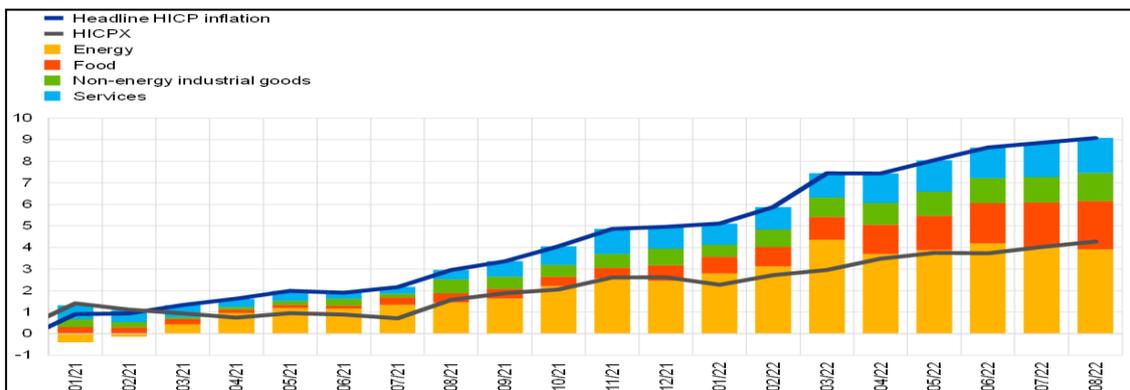


出所: [Wheat Prices - 40 Year Historical Chart | MacroTrends](#)

また穀物価格も同様であり、ウクライナ・ロシアからの輸出不安により、2021 年末ごろから穀物価格は国際市場において急上昇するようになった。2022 年央には一息ついたものの、世界各地で異常気象が続いていることから、高値圏での取引となっている。

こうした情勢の下、EU 及びユーロ圏の消費者物価は上昇を続けている。因みに、2022 年 10 月のユーロ圏 19 か国平均の総合消費者物価指数 (HICP) の対前年比上昇率は 10.7% となった。2022 年第 1 四半期の対前年同期比 6.1%、第 2 四半期の同 8.3%、第 3 四半期 9.3%であったことから、インフレ率は次第に加速しているといえる。因みに、図 2-7 は総合消費者物価指数 (Headline HICP)、コア消費者物価指数(HICPX)、及びその主要な要因の推移をみたものである。この図から読み取れるように、主として、エネルギー価格 (黄色で示されている) 及び食料品価格 (茶色) の上昇により、総合消費者物価指数は上昇を続けているのである。なお、周知の通り、欧州中央銀行の金融政策目標は、総合消費者物価上昇率を中期的に 2%以下に抑制することである。

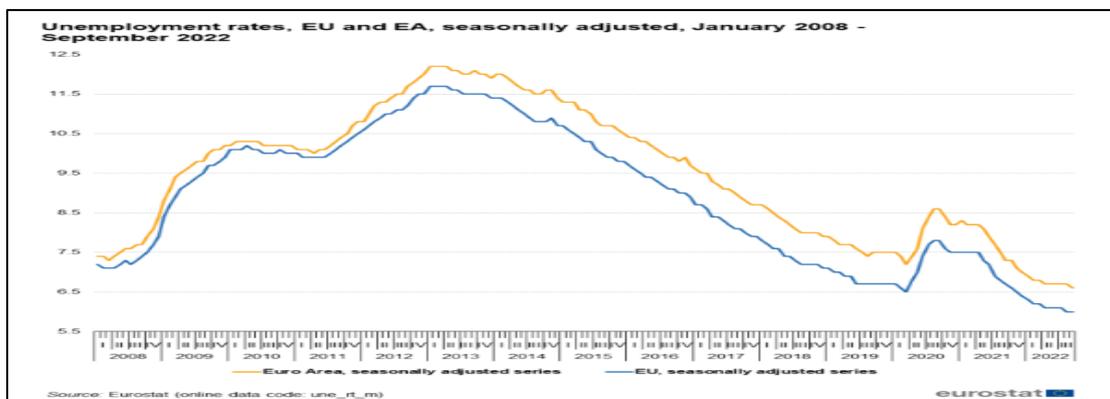
図 2-7. 総合物価指数（HICP）の推移



出所: European Central Bank; Economic Bulletin, Nov. 2022

こうした物価動向の下、注目される点は賃金上昇率である。EU 労働市場では、2022 年前半に至る期間、失業率が低下している（図 2-8 参照）。因みに、2022 年 9 月のユーロ圏失業率は 6.6%にまで低下した。

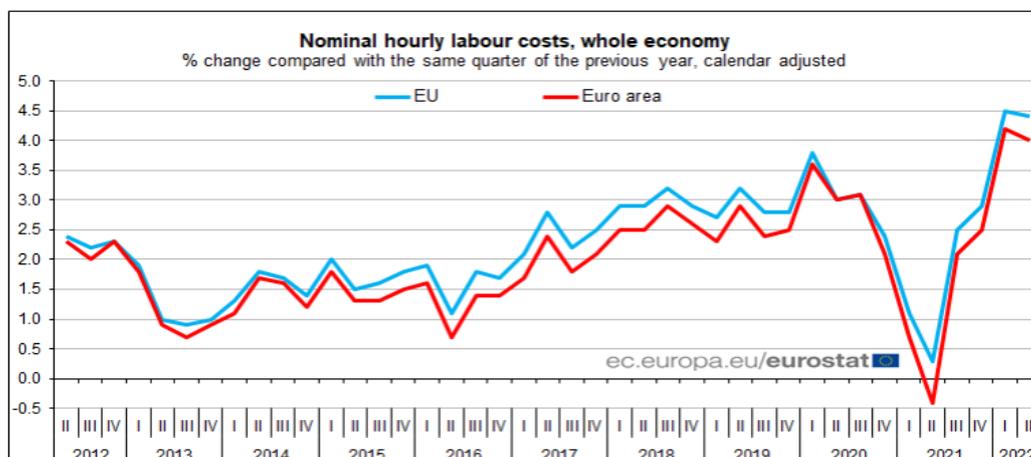
図 2-8. EU における失業率の推移



出所: European Commission; EUROSTAT(Unemployment Statistics Sept. 2022)

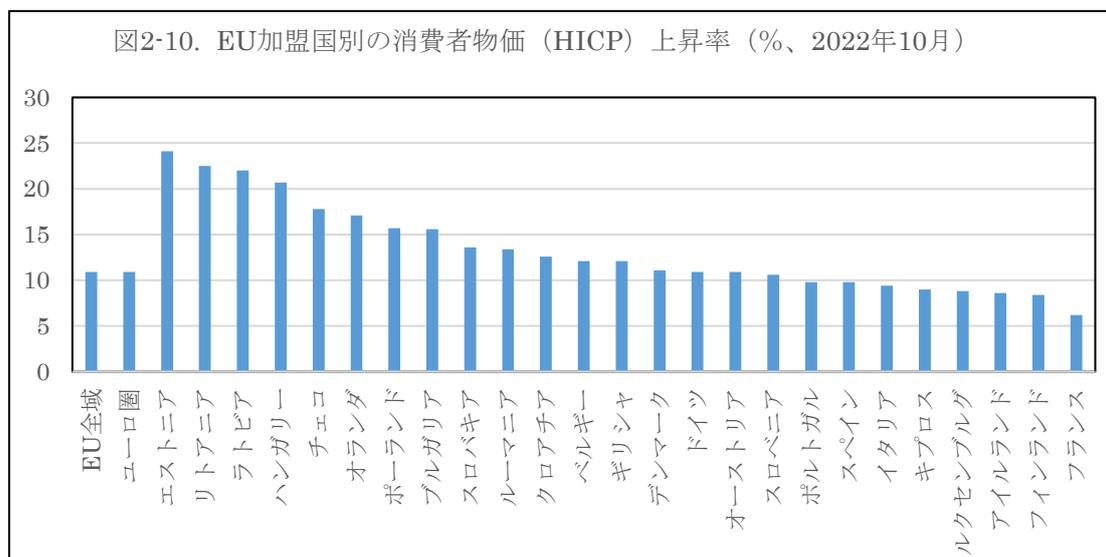
ただ、それにしても賃金上昇率は物価上昇率に追いついていない。図 2-9 によれば、労働コスト（賃金＋FRINGE・ベネフィット）の対前年比増加率は、2022 年第 2 四半期時点において、ユーロ圏で 4.0%、EU 全体で 4.4%にとどまっているからである。すなわち、実質ベースでみた所得は減少しており、消費者マインドの低下につながっている（図 2-2 参照）。こうした状況は、今後も続くであろう。

図 2-9. EU における労働コスト上昇率の推移



出所: European Commission: EUROSTAT(Unemployment Statistics Sept. 2022)

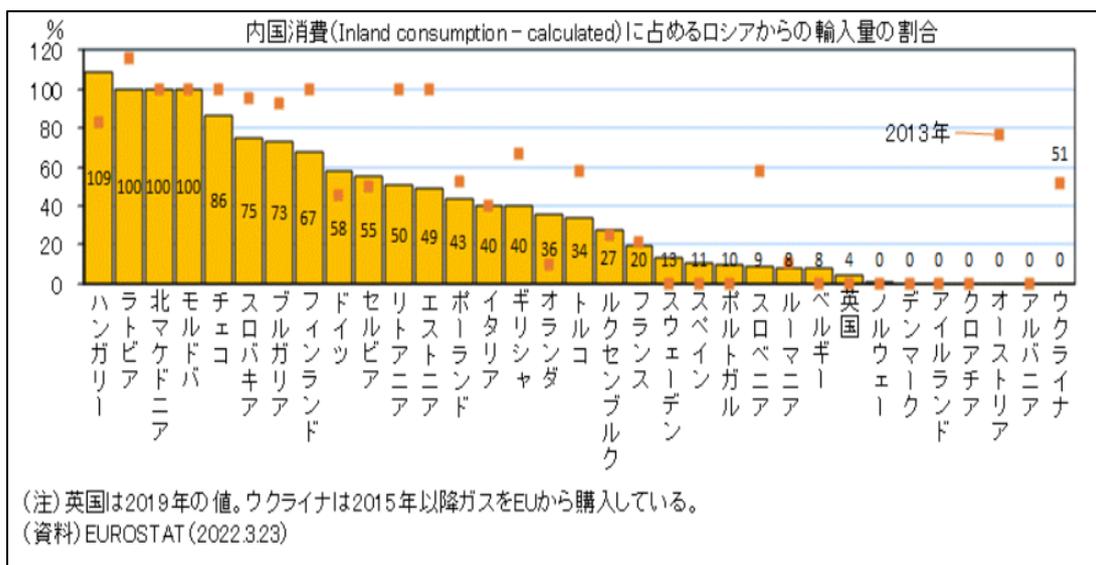
また、消費者物価上昇率に関しては、域内各国において大きな格差が生じていることも問題である(図 2-10 参照)。



出所: European Commission: Harmonised indices of Consumer Prices, Oct. 2022

因みに、2022年10月時点で最もインフレ率が高かったのはエストニアで22.4%であった。一方、最も低かったのはフランスの7.1%であった。このように大きなインフレ率格差をもたらした背景として考えられるのは、原子力あるいは再生可能エネルギー利用度の差、逆にいえば、天然ガスの対ロシア依存度に大きな差がある点である。

図 2-11. 天然ガスの対ロシア依存度（2020 年）



出所: <http://honkawa2.sakura.ne.jp/4122.html>

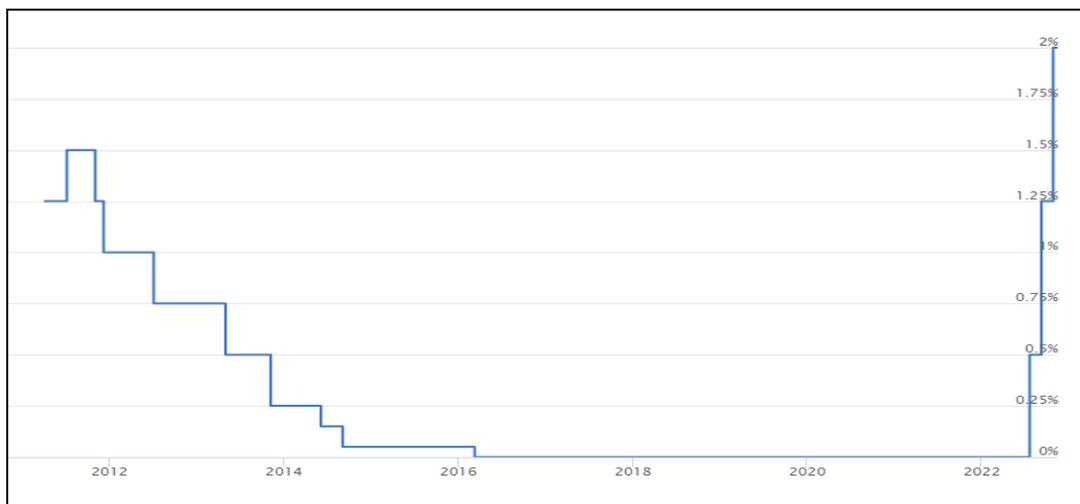
図 2-10 と図 2-11 を対比すれば、概ね天然ガスの対ロシア依存度の高い中東欧諸国ほど、消費者物価上昇率が高くなる傾向を読み取れるであろう。逆に対ロシア依存度の低い国では消費者物価上昇率が低い。

かつて EU 域内に単一通貨を導入する際、域内各国経済の格差が問題となったことがある。すなわち、ある国でインフレが加速する一方、他国でデフレ状態にあるとすると、単一の金融政策を実施することは困難という問題である。古典的な「最適通貨圏 (Optimum Currency Area)」を主張した R.A.Mundell によれば^(注4)、労働・資本の自由移動が可能な領域であれば、通貨統合は可能とされた。上記のようにインフレ率に大きな格差がある場合、どの程度まで金融引締策を実施するのであろうか。改めて、現状の下での「最適通貨圏」に関する吟味が必要といえるであろう。

こうした物価情勢の下、2022 年 10 月 27 日、欧州中央銀行は 3 つの主要政策金利をそれぞれ 0.75% 引き上げた。例えば、主要リファイナンス・オペ金利についてみると 1.25% から 2.00% へ引き上げられている (図 2-12 参照)。また、同時に、同銀は貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTROIII) に適用される金利を 11 月 23 日から主要政策金利の平均値とし、実質的には引き上げることを発表した。同銀によれば、こうした金融引締政策の目的は「インフレ率 2% という中期目標の達成を確保するため」としている^(注5)。果たして、エネルギー及び食料品価格の上昇という外的ショックに対して、金融引き締め

より物価上昇の沈静化が可能といえるのであろうか。

図 2-12. 主要リファイナンス・オペ金利の推移



出所: European Central Bank; Economic Bulletin, Nov. 2022

第 3 節 対ロシア制裁の影響

欧州経済を展望する際に、ポイントとなる点はいくつかある。ここでは、それらのうち、まず第 1 に、対ロシア制裁の影響について触れてみよう。同制裁が効果的であれば、ロシアに停戦の動きが出るかもしれないからである。周知のように、2022 年 2 月 24 日、ロシアはウクライナに侵攻したが、これに対して、西側諸国は様々な制裁措置を講じてきた。また、その内容は、ロシアの侵攻エスカレーションに応じて、次第に強化されてきている。表 2-1 は主たる制裁措置を概観したものである。

表 2-1 から読み取れるように、EU は、一般的な輸出管理、軍事用に転用可能な製品（例えば、半導体）の輸出制限に加えて、石油輸出に関する価格上限設定などの措置を課してきた。また、ロシア中央銀行を含め同国金融機関を SWIFT から排除したことも重要である。なお、天然ガスについては、EU 加盟各国で影響度が大きな差があり、共通の制限策を実施するには至っていない。ただ、天然ガスに対してロシア側から輸出制限を実施したことに加えて、2022 年 9 月、主要なパイプラインの一つであるノルドストリーム 2 が「破壊」されたことから^(注6)、ロシア産天然ガスの対 EU 輸出は大きく削減されることになった。また、制裁措置には含まれていないものの、株主との関係から、主要な日米欧の製造業企業が自主的にロシアから撤退を決めたことも重要といえる。

表 2-1. EU の対ロシア制裁の主たる内容

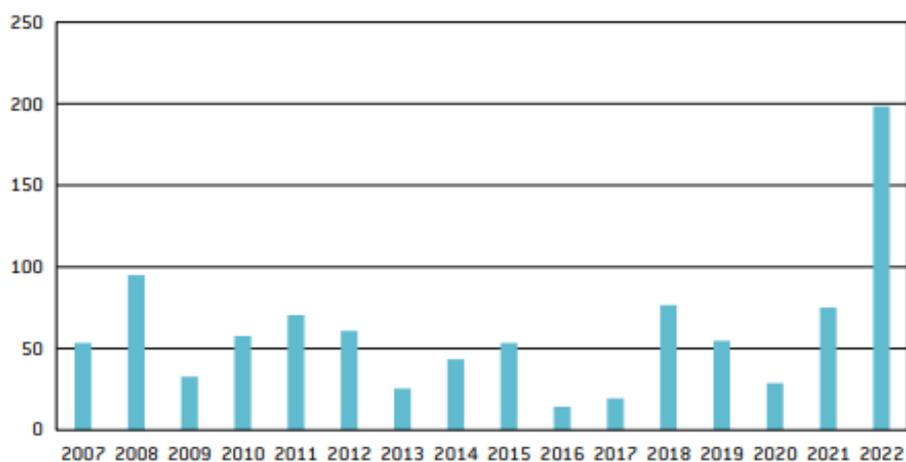
| | 発表日 | 概要 |
|-------|----------|---|
| 第 1 次 | 2 月 23 日 | ①VER, Bank Bank Rossiya, Promsvyazbank の資産凍結、資金供与禁止、②特定の個人・団体の資産凍結、入国禁止 |
| 第 2 次 | 2 月 25 日 | 軍事に転用可能な製品・航空宇宙産業用技術及び部品の輸出禁止 |
| | 2 月 27 日 | 航空機の EU 域内飛行禁止 |
| 第 3 次 | 2 月 28 日 | オルガルヒなど個人制裁対象に追加 |
| | 3 月 2 日 | 7 行のロシア銀行を SWIFT から排除追加 |
| 第 4 次 | 3 月 15 日 | ①最恵国待遇から除外、②特定の石油関連企業との取引禁止 |
| 第 5 次 | 4 月 8 日 | ①石炭輸入禁止、②半導体など輸出禁止 |
| 第 6 次 | 6 月 3 日 | ①ロシア産原油輸入の禁輸、②大手 3 行を含め SWIFT からの排除 |
| 第 7 次 | 7 月 21 日 | ロシア産金・宝石類の輸入禁止 |
| 第 8 次 | 10 月 6 日 | ①ロシア産石油の価格上限設定、②禁輸対象品目の拡大 |

注. 2022 年 2 月以降のみ

出所：EU 理事会・欧州委員会プレス・リリースなどから作成

それでは、こうした制裁措置がロシア経済にどのような影響を及ぼすと見込まれるであろうか。重要な点は、EU が実施した石油の禁輸措置にもかかわらず、現時点に限ってみると、ロシアの国際収支は黒字を拡大していることである。

図 2-13. ロシアの経常収支動向



注. 2022 年は 1 月から 9 月までの実績

出所: Bruegel (2022), "How have sanctions Impacted Russia?", Policy Contribution Issue n°18/22, pp.2. 原典はロシア連邦中央銀行

図 2-14. ルーブルの対ドル・レートの変動



注. 上方はドル高・ルーブル安を示す。

出所：Yahoo finance

因みに、2022年1月～9月の9か月間の経常収支黒字幅は実に1,980億ドルに達している。いうまでもなく原油価格の上昇、及び西側諸国からの輸入減が寄与したからである。なお、在ブリュッセルのシンクタンクであるBruegelによれば、2022年を通じた経常黒字幅は2,400億ドルと見込まれている。こうした国際収支動向、さらにはロシア連邦中央銀行による為替レート管理により、ルーブルの対ドル・レートは2022年央以降、安定して推移している。ウクライナ侵攻直後の大幅安から回復したともいえる動きである。

ただ、中長期的にみると、戦費負担の激増、ハイテク部品の輸入減、外国企業による自主的撤退、高いスキル・レベルを有する人材の流出（いわば「頭脳流出」）などにより、経済成長率の低下は不可避である。事実、足元では自動車などの産業で困難が生じていると伝えられている。因みに、2022年9月に発表されたOECDによる経済見通しによると、2022年は同国の経済成長率は2022年でマイナス5.5%、2023年はマイナス4.5%となることを見込まれている。すなわち、2年間で同国GDPは約1割が減少することになる。従って、今後、制裁による影響は次第に同国経済に影響を及ぼすとされている。

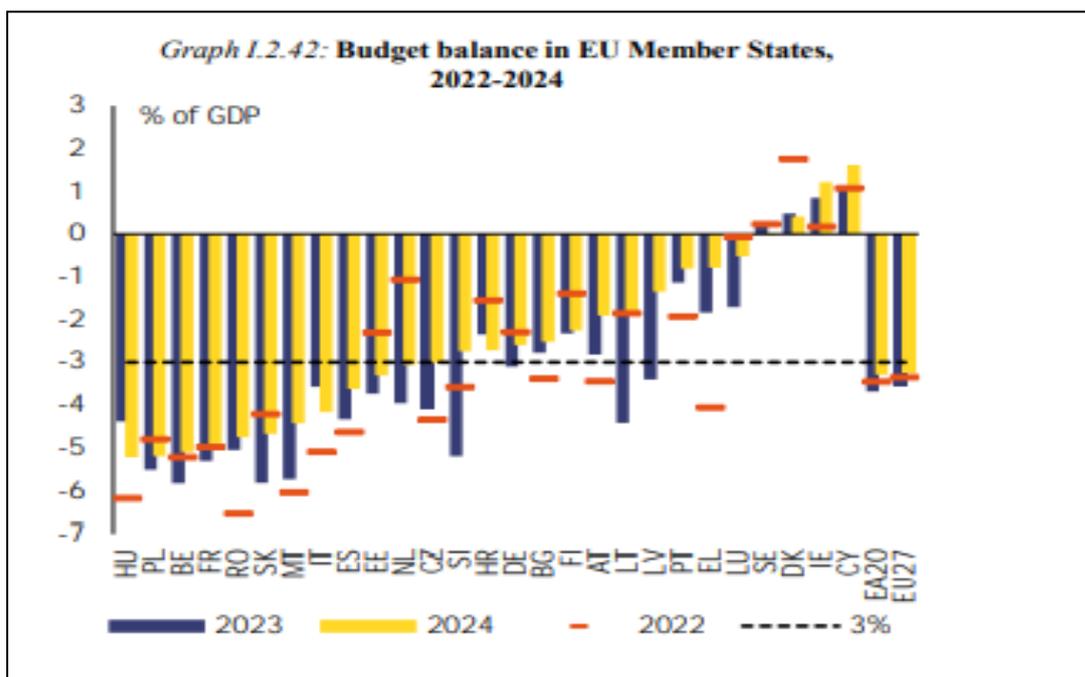
ロシアのウクライナ戦争の行方を展望することは極めて困難である。ただ、短期的には外貨不足に悩まされる可能性は低いこともあって、同国が停戦に応じる誘因は乏しいといえる。このため戦争が長期化し、これによりEUの対ロシア制裁も長期化するとみられ、EUにおいてもエネルギー危機・食料危機が持続し、EU経済にも悪影響が長引く可能性が高い。

第4節 EU 財政政策の行方

EU 経済の今後を占ううえで重要とみられる第2点は、財政政策である。周知のように、EU は、いわゆる「マーストリヒト基準」により通貨統合への参加に条件を付けた。さらに、通貨統合参加国には財政規律を遵守するため、1997 年 6 月、「安定成長協定」を採択した。それらの骨子は、①一般政府財政赤字幅を対 GDP 比で 3%以下とすること、また、公的債務残高の対 GDP 比が 60%以下とすることである^(注7)。さらに、財政規律を確保するため、「予防的措置(preventive arm)」と「是正的措置(corrective arm)」が規定された。このうち、予防的措置については、構造的財政収支（景気循環に伴う部分を除く収支）について、公的債務残高が 60%を超える場合には、毎年、対 GDP 比で 0.5%改善することが要求されている。一方、是正的措置であるが、過剰財政赤字が改善されない場合、前年の GDP 比で 0.2%の無利子預託金が要求され、最終的には同預託金は没収されることになる。要するに「罰金」である。

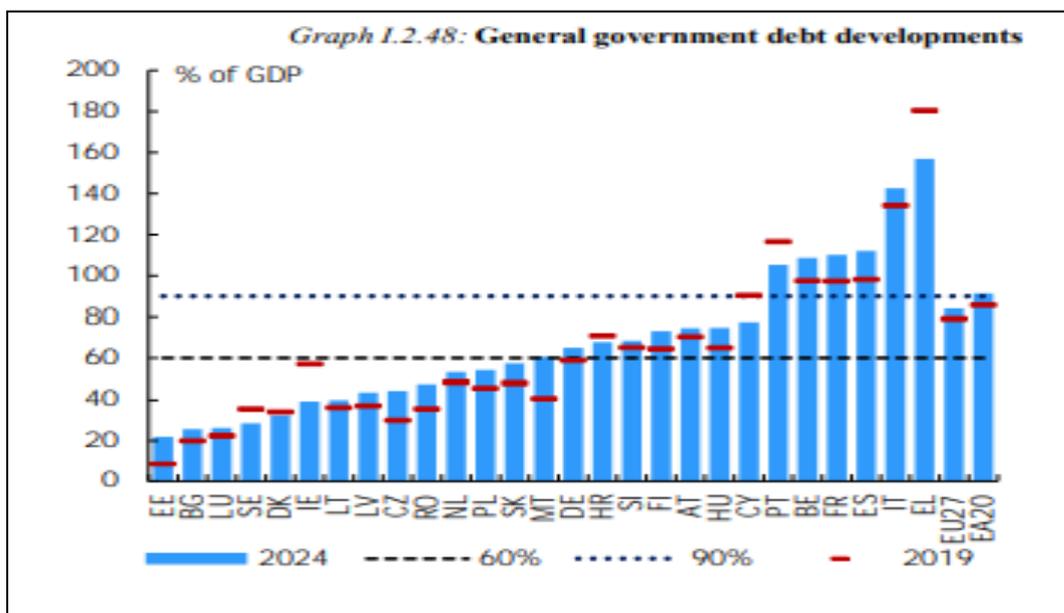
ただし、例外がある。公的債務残高の対 GDP 比で 60%を超える部分について年平均でその 20 分の 1 を削減していけば、上記のような制裁を免れることができる。その後、EU では、2013 年 1 月に発効した「安定・協調及びガバナンスに関する条約」など、財政規律の遵守に向けて、様々な措置が講じられた。因みに、コロナ禍が深刻化したことから、2021 年 3 月、欧州委員会は、コロナ禍の蔓延を「異常事態」と認定し、財政規律に関する要件を一時停止するとのコミュニケーションを発表した^(注8)。また、その後、コロナ禍の深刻化を受け、こうした一時停止は 2022 年中も続けられることになった。なお、図 2-15 及び図 2-16 は、至近時点での財政状況である。

図 2-15. 各国財政収支の対 GDP 比



出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

図 2-16. 各国の公的債務残高



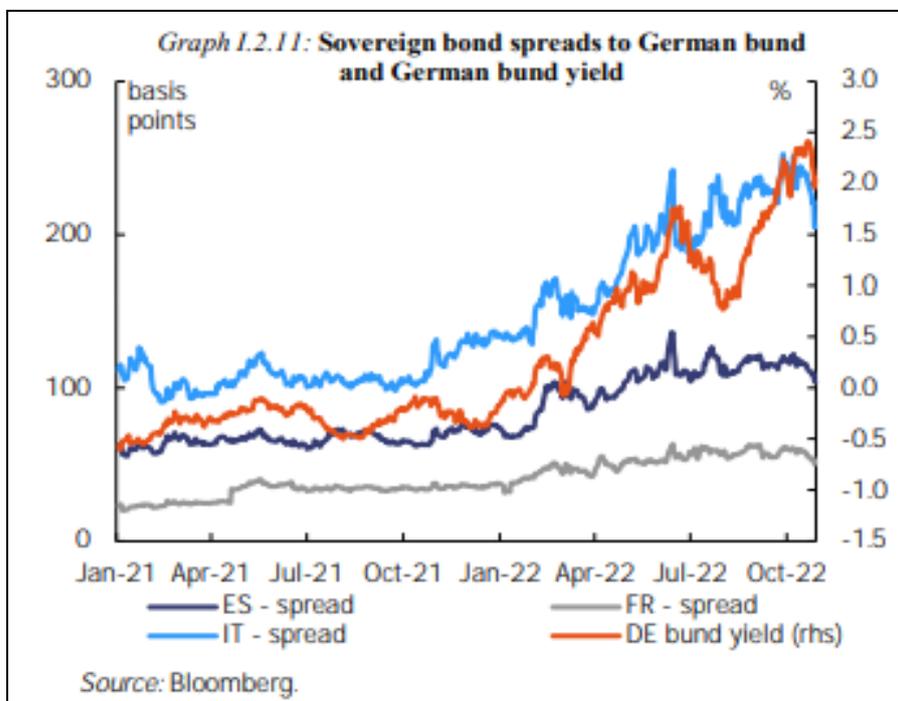
出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

いずれの図からも明らかなように、多数の諸国で既述の基準を満たしてないうえ、各国の財政状況には大きな差がある。一方、深刻なコロナ禍に見舞われており、とりわけ財政

事情が悪化している国では、財政規律の遵守が求められるようだと、対コロナ対策を十分に講じることができず、やがては他の加盟国にもコロナ禍が伝染することもありえる。上記の理事会決定は、こうした事情を踏まえたものである。さらに、欧州委員会は2022年11月9日に新たなコミュニケーションを発表した^(注9)。それによると、既に、域内各国において、公的債務残高の対GDP比は92%に達しており、かつ、各国において同比率は大きく相違していることを踏まえ、2024年以降、各国別の削減基準について新たな枠組みを導入することとしている。すなわち、2023年中は、現在の一時停止を継続する予定である。

なお、欧州委員会の試算によると、エネルギー価格の高騰に対する財政からの価格支援策を講じると、それだけで平均的にみてGDP比1.2%に達するとされている^(注10)。ウクライナに対する軍事支援、ウクライナからの難民に対する支援などを考慮すると、赤財政赤字幅は、より一層大きなものになることが想定できよう。因みに、各国国債の対ドイツ国債のリスク・プレミアムは、至近時点で拡大傾向にある(図2-17参照)。とりわけ、イタリア及びフランス国債について、この傾向が強い。加盟国によりインフレ率、及び財政事情が大きく相違していることを反映した動きである。

図2-17. 各国国債の対ドイツ国債に対するプレミアム

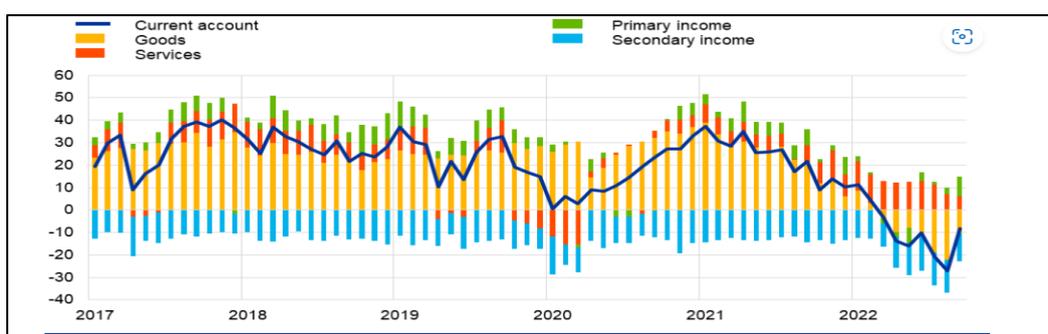


出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

第5節 対域外輸出の行方

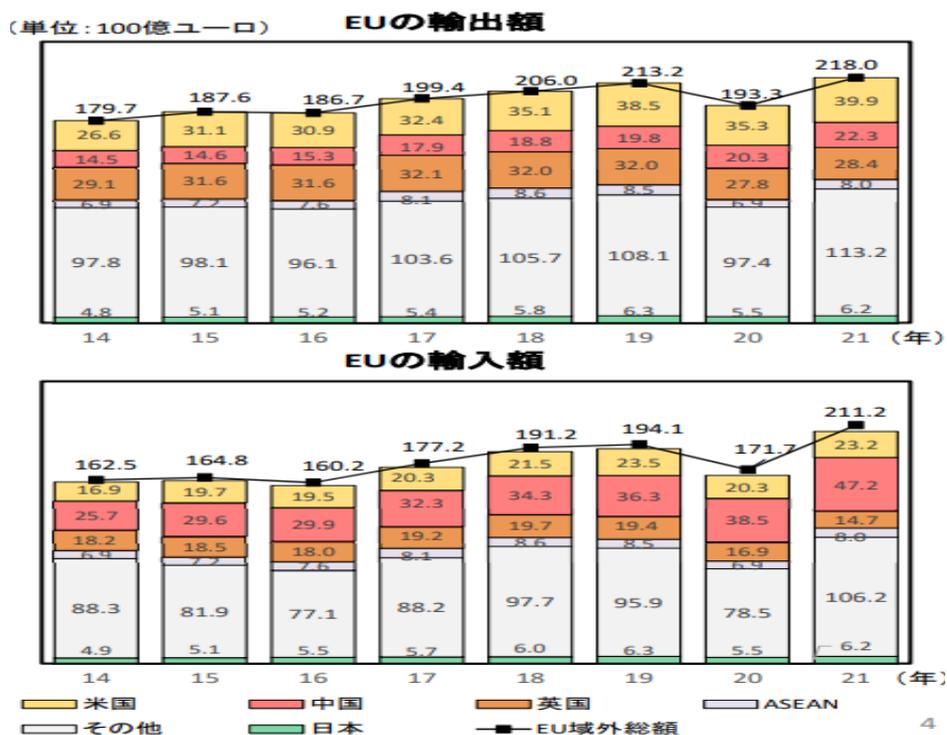
EU経済の今後を占ううえで重要とみられる第3点として、輸出動向を展望してみたい。既に図2-3でみたように、2022年第2四半期の成長率を引き下げた要因は経常海外余剰だからである。因みに、図2-18によれば、対外経常収支については、2022年初以来、急速に悪化している。化石燃料の輸入金額が急増したため、貿易収支が悪化したことが主因である。

図2-18. EUの対外経常収支



出所: European Central Bank; [Euro area monthly balance of payments: September 2022](#)

図2-19. EUの対域外貿易相手国別シェア

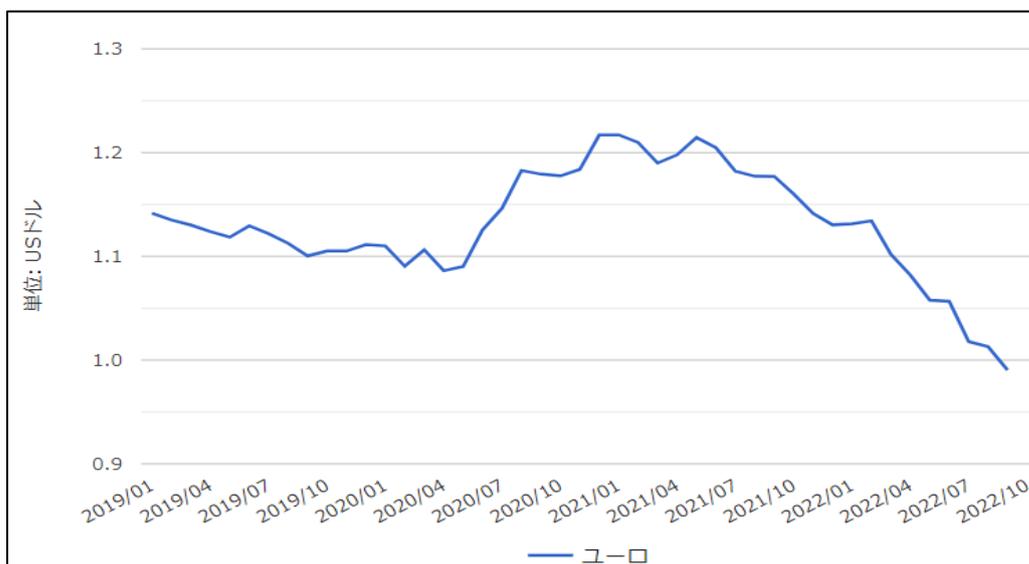


出所: 欧州連合日本政府代表部; EU 情勢概要

今後を見通す上で重要な要因の一つは主要な貿易パートナー国の経済動向である。ところで、図 2-19 によれば、2022 年時点で対外輸出のシェアが高い国は、米国（39.9%）、英国（28.4%）及び中国（22.3%）である。

後述するように、これら諸国の経済は 2023 年に入っても回復傾向にあるとはいいがたい。一方でユーロの対ドル・レートはユーロ安が続いてはいるものの、その下落幅は大きくない（図 2-20 参照）。2021 年初比、10～15%下落したに過ぎない。従って、経常海外余剰が EU の経済成長を強く牽引することは考えにくいであろう。

図 2-20. ユーロの対ドル・レート推移



出所: Yahoo finance

第 6 節 2023 年の経済見通し

既述したように、ウクライナ戦争は長期化する見通しであり、それにつれてエネルギー価格・食料品価格は少なくとも高水準にとどまるか、あるいは、さらなる上昇がありえる状況である。その結果、金融引締策にもかかわらず物価水準は高止まり、場合によっては一層の上昇が懸念される。一方、財政面から刺激策が実施されるとしても、その規模が限られざるをえないうえ、ターゲットは家計部門であり、波及効果が強いとはいえない。このように金融・財政政策の方向が逆となっている状況では、景気回復は期待できない。

表 2-2 は、2022 年 11 月に発表された欧州委員会による秋季経済見通しを要約したものである。そのポイントは次のようにまとめることができる。

- EU全体の経済成長率は、2022年の3.3%から23年には0.3%へと低下する（なお、ユーロ圏では、同期間において3.2%から0.3%から低下する）。
- EU主要国のなかでドイツは同期間にプラス1.4%からマイナス0.4%へと落ち込む。しばしば指摘されるように、同国はEU経済の牽引役を担ってきたことから、同国がマイナス成長に陥ることは重大である。
- インフレ率は、2022年の9.3%から23年の7.0%となり、高止まりが続く。
- 失業率は2022年の6.2%から23年には6.5%へと小幅上昇となる見込みである。
- 経常収支の対GDP比は2022年のプラス1.1%から23年にはプラス1.4%へと若干改善する見込みである。

表 2-2. 欧州委員会による秋季経済見通しの概略

| Overview - the autumn 2022 forecast | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|----------------|-------------|-------------|
| | Real GDP | | | Inflation | | | Unemployment rate | | | Current account | | | Budget balance | | |
| | 2022 | 2023 | 2024 | 2022 | 2023 | 2024 | 2022 | 2023 | 2024 | 2022 | 2023 | 2024 | 2022 | 2023 | 2024 |
| Belgium | 2.8 | 0.2 | 1.5 | 10.4 | 6.2 | 3.3 | 5.8 | 6.4 | 6.3 | -2.7 | -2.9 | -2.6 | -5.2 | -5.8 | -5.1 |
| Germany | 1.6 | -0.6 | 1.4 | 8.8 | 7.5 | 2.9 | 3.1 | 3.5 | 3.5 | 3.7 | 4.7 | 5.0 | -2.3 | -3.1 | -2.6 |
| Estonia | -0.1 | 0.7 | 2.1 | 19.3 | 6.6 | 2.6 | 6.1 | 6.6 | 6.2 | 0.4 | 0.7 | 1.1 | -2.3 | -3.7 | -3.3 |
| Ireland | 7.9 | 3.2 | 3.1 | 8.3 | 6.0 | 2.8 | 4.4 | 4.8 | 5.0 | 18.1 | 18.2 | 17.8 | 0.2 | 0.8 | 1.2 |
| Greece | 6.0 | 1.0 | 2.0 | 10.0 | 6.0 | 2.4 | 12.6 | 12.6 | 12.1 | -8.6 | -8.6 | -8.1 | -4.1 | -1.8 | -0.8 |
| Spain | 4.5 | 1.0 | 2.0 | 8.5 | 4.8 | 2.3 | 12.7 | 12.7 | 12.6 | 0.9 | 0.8 | 1.2 | -4.6 | -4.3 | -3.6 |
| France | 2.6 | 0.4 | 1.5 | 5.8 | 4.4 | 2.2 | 7.7 | 8.1 | 7.7 | -2.5 | -1.3 | -0.8 | -5.0 | -5.3 | -5.1 |
| Italy | 3.8 | 0.3 | 1.1 | 8.7 | 6.6 | 2.3 | 8.3 | 8.7 | 8.5 | 0.8 | -0.2 | 0.5 | -5.1 | -3.6 | -4.2 |
| Cyprus | 5.6 | 1.0 | 1.9 | 8.0 | 4.2 | 2.5 | 7.2 | 7.2 | 6.9 | -9.6 | -7.3 | -6.2 | 1.1 | 1.1 | 1.6 |
| Latvia | 1.9 | -0.3 | 2.6 | 16.9 | 8.3 | 1.3 | 7.1 | 8.1 | 7.9 | -6.4 | -6.8 | -6.0 | -7.1 | -3.4 | -1.3 |
| Lithuania | 2.5 | 0.5 | 2.4 | 18.9 | 9.1 | 2.1 | 6.0 | 7.1 | 7.0 | -3.9 | -2.8 | -2.4 | -1.9 | -4.4 | -1.8 |
| Luxembourg | 1.5 | 1.0 | 2.4 | 8.4 | 3.8 | 3.1 | 4.7 | 5.1 | 4.9 | 3.5 | 3.0 | 3.9 | -0.1 | -1.7 | -0.5 |
| Malta | 5.7 | 2.8 | 3.7 | 6.1 | 4.0 | 2.4 | 3.2 | 3.1 | 3.0 | 5.1 | 5.5 | 6.0 | -6.0 | -5.7 | -4.4 |
| Netherlands | 4.6 | 0.6 | 1.3 | 11.6 | 4.2 | 3.9 | 3.7 | 4.3 | 4.3 | 5.7 | 5.3 | 6.9 | -1.1 | -4.0 | -3.1 |
| Austria | 4.6 | 0.3 | 1.1 | 8.7 | 6.7 | 3.3 | 5.0 | 5.2 | 5.3 | 0.2 | 0.0 | -0.1 | -3.4 | -2.8 | -1.9 |
| Portugal | 6.6 | 0.7 | 1.7 | 8.0 | 5.8 | 2.3 | 5.9 | 5.9 | 5.7 | -1.5 | -0.9 | -0.8 | -1.9 | -1.1 | -0.8 |
| Slovenia | 6.2 | 0.8 | 1.7 | 9.2 | 6.5 | 3.5 | 4.1 | 4.3 | 4.1 | -0.6 | -0.5 | -0.3 | -3.6 | -5.2 | -2.7 |
| Slovakia | 1.9 | 0.5 | 1.9 | 11.8 | 13.9 | 3.6 | 6.3 | 6.4 | 6.4 | -6.5 | -5.6 | -5.3 | -4.2 | -5.8 | -4.7 |
| Finland | 2.3 | 0.2 | 1.4 | 7.2 | 4.3 | 1.9 | 7.0 | 7.2 | 6.9 | -0.2 | -0.3 | 0.1 | -1.4 | -2.3 | -2.3 |
| Euro area (20) | 3.2 | 0.3 | 1.5 | 8.5 | 6.1 | 2.6 | 6.8 | 7.2 | 7.0 | 1.5 | 1.9 | 2.4 | -3.5 | -3.7 | -3.3 |
| Bulgaria | 3.1 | 1.1 | 2.4 | 12.8 | 7.4 | 3.2 | 5.2 | 5.2 | 5.3 | -1.2 | -3.0 | -3.2 | -3.4 | -2.8 | -2.5 |
| Czechia | 2.5 | 0.1 | 1.8 | 15.6 | 9.5 | 3.5 | 2.7 | 3.3 | 3.6 | -5.8 | -6.9 | -5.9 | -4.3 | -4.1 | -3.0 |
| Denmark | 3.0 | 0.0 | 1.3 | 7.9 | 3.7 | 2.0 | 4.5 | 5.5 | 5.6 | 6.7 | 7.4 | 7.8 | 1.8 | 0.5 | 0.4 |
| Croatia | 6.0 | 1.0 | 1.7 | 10.1 | 6.5 | 2.3 | 6.3 | 6.3 | 5.9 | 0.2 | -0.6 | -0.8 | -1.6 | -2.4 | -2.7 |
| Hungary | 5.5 | 0.1 | 2.6 | 14.8 | 15.7 | 3.9 | 3.6 | 4.2 | 4.2 | -7.6 | -6.3 | -4.3 | -6.2 | -4.4 | -5.2 |
| Poland | 4.0 | 0.7 | 2.6 | 13.3 | 13.8 | 4.9 | 2.7 | 3.0 | 3.1 | -2.9 | -2.5 | -1.6 | -4.8 | -5.5 | -5.2 |
| Romania | 5.8 | 1.8 | 2.2 | 11.8 | 10.2 | 6.8 | 5.4 | 5.8 | 5.4 | -9.1 | -8.8 | -8.4 | -6.5 | -5.0 | -4.8 |
| Sweden | 2.9 | -0.6 | 0.8 | 8.1 | 6.6 | 1.8 | 7.2 | 7.6 | 7.8 | 3.3 | 3.3 | 4.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 |
| EU | 3.3 | 0.3 | 1.6 | 9.3 | 7.0 | 3.0 | 6.2 | 6.5 | 6.4 | 1.1 | 1.4 | 1.9 | -3.4 | -3.6 | -3.2 |
| United Kingdom | 4.2 | -0.9 | 0.9 | 7.9 | 7.5 | 2.9 | 3.8 | 4.4 | 4.8 | -5.6 | -6.0 | -5.8 | -6.4 | -4.4 | -3.7 |
| China | 3.4 | 4.5 | 4.7 | : | : | : | : | : | : | 2.1 | 1.6 | 1.1 | : | : | : |
| Japan | 1.7 | 1.6 | 1.2 | 2.5 | 3.1 | 1.8 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 0.7 | 1.2 | 1.7 | -6.9 | -4.7 | -3.4 |
| United States | 1.8 | 0.7 | 1.7 | 7.9 | 3.4 | 2.3 | 3.7 | 4.1 | 4.4 | -3.8 | -3.2 | -2.8 | -5.9 | -6.7 | -7.1 |
| World | 3.1 | 2.5 | 3.1 | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : | : |

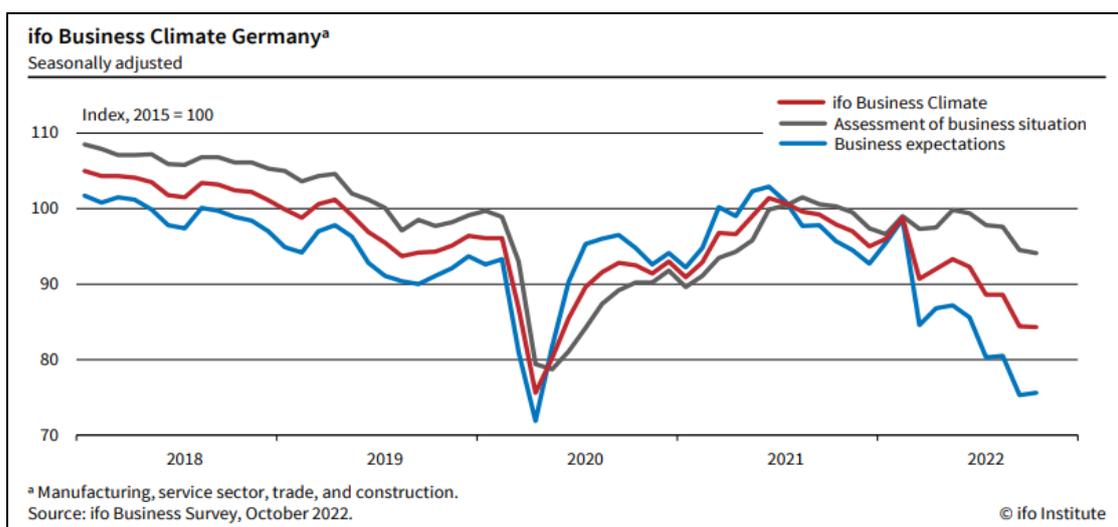
出所: European Commission; European Economic Forecast Autumn 2022

なお、国別にみると、ドイツで大幅な黒字が続き、他国の赤字を埋め合わせる見込みである。

- ・ 財政収支の対 GDP 比は 2022 年及び 23 年ともマイナス 3.4%となるとされている。
- ・ 域外国のうち、日本は 2022 年の 1.7%から 23 年には 1.4%、また同期間の米国は 1.8%から 0.7%へと同じく低下するが、その低下幅は EU に比して小さなものにとどまっている。対ロシア制裁の影響が相対的に小さいとみられからである。一方、中国の成長率は同期間中、3.4%から 4.5%へと上昇するが、その水準は低い。ゼロ・コロナ政策、さらには不動産バブルが成長率引き下げ要因として働くからである。

ところで注目されるドイツ経済であるが、同国の ifo 研究所が発表しているビジネス環境指数は 2022 年初以降、大きく低下している（図 2-21 参照）。とりわけ注目されるのは、ビジネス環境の先行きを占う「ビジネス期待指数（図中、青字で示されている）」が大きく低下していることであり、先行きの厳しさが示唆されている。

図 2-21. ドイツ ifo 研究所の景況調査結果（2022 年 8 月）



出所: [ifo Business Climate Remains Gloomy \(October 2022\) | Facts | ifo Institute](#) (2022 年 11 月 22 日アクセス)

従って、ウクライナ危機次第ではあるが、冒頭に述べたように、2023 年に向け EU 経済の混迷は続き、回復は 2024 年にずれ込むであろう。欧州委員会による見通しによれば（表 2-2 参照）、2024 年の経済成長率は EU 全体及びドイツとも 1.4%と、低水準にとどまると予測されている。

参考文献

- European Commission, *European Economic Forecast Autumn 2022*
- European Commission.
- European Central Bank, *Economic Bulletin*, Nov. 2022
- European Commission, *Business and Consumer Surveys*, No. 2022
- Bruegel(2022), "How have sanctions Impacted Russia?", *Policy Contribution Issue n°18/22*,
- Bruegel(2022), *European Union fiscal rules: is a better system feasible?*
- OECD(2022), *Paying the Price of War*
- OECD(2022), *How is the energy price shock affecting the world economy?*
- OECD(2022), *Confronting the Crisis, Economic Outlook*, Nov. 2022
- IMF(2022), *World Economic Outlook*, Oct. 2022
- 欧州委員会、プレス・リリース各号

注

-
- ¹ [A European Green Deal | European Commission \(europa.eu\)](#)、2022年11月24日アクセス
 - ² [Fit for 55 - The EU's plan for a green transition - Consilium \(europa.eu\)](#)、2022年11月24日アクセス
 - ³ [REPowerEU: affordable, secure and sustainable energy for Europe | European Commission \(europa.eu\)](#)、2022年11月24日アクセス
 - ⁴ Robert A. Mundell(1961), *A Theory of Optimum Currency Area*, *American Economic Review*, vol.51, No.4
 - ⁵ *Statement by Christine Lagarde at the forty-sixth meeting of the International Monetary and Financial Committee*
 - ⁶ 本稿執筆時点(2022年11月24日)では、誰が、どのような目的で「破壊」したのか不明である。また、復旧にどの程度の時間を要するのかもわかっていない。
 - ⁷ 詳しくは、拙文(2018)、*ユーロ圏離脱及びEU脱退の法的課題*, *経済政策ジャーナル* 13(1・2) 113-116
 - ⁸ *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL One year since the outbreak of COVID-19: fiscal policy response*, Brussels, 3.3.2021, COM(2021)105final
 - ⁹ *COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN CENTRAL BANK, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGION*, Brussels, 9.11.2022, COM(2022) 583 final
 - ¹⁰ European Commission, *European Economic Forecast Autumn 2022*

第3章 エネルギー危機下のドイツ経済 ～エネルギー安定確保と気候目標達成の狭間で揺れる

国際貿易投資研究所

客員研究員 田中 信世

はじめに

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は22年2月24日に始まった。ロシアのウクライナへの侵攻に反発した米国や欧州連合（EU）、カナダ、オーストラリア、日本などの西側諸国はロシアに対する経済制裁を実施し、それに反発したロシアが“非友好国”に対して対抗策を打ち出すなど、ロシアと西側諸国との対立は一層深まっている。

ロシアは石油や天然ガスなどの化石燃料の資源大国である。EUをはじめとする欧州諸国は国によって濃淡はあるものの、ロシア産の天然資源への依存率が高く、中でもEU最大の経済大国であるドイツはロシア産天然資源に大きく依存していた。

ロシアに対する経済制裁の一環として、米国はロシアからの石油や天然ガスの禁輸に踏み切り、英国も22年内のロシアからの石油の輸入禁止を決めた。ロシアの石油や天然ガスへの依存率が高いEUでもまず石炭の禁輸に踏み切り、石油についても、ロシアからの海上輸送による石油の禁輸で合意した。これに対してロシアは、西欧諸国がロシア以外の国からの天然ガスの早急な代替輸入が困難なことを見越して、天然ガス供給を停止したり削減するなどの圧力をかけている。

こうした状況の中でEUやドイツではエネルギー価格高騰によるインフレが進み、経済を圧迫している。また、ドイツの場合はウクライナ紛争によって自動車産業などのサプライチェーンの乱れや部品の供給不足といった影響も深刻になってきている。

本稿ではこれまでのEUやドイツのロシアとの貿易の推移や特徴について概観するとともに、ロシアのウクライナ侵攻に伴うEUなどのロシアに対する経済制裁が今後ドイツ経済にどのような影響を及ぼし、ドイツがそうした事態にどのように対処しようとしているのかについて概観した。

第1節 EU、ドイツの対ロシア貿易の位置付け

本項ではまず、EUやEU加盟国、その中で大きな比重を占めるドイツのこれまでのロシアとの貿易関係について概観する。

1. EUの対ロシア貿易～貿易相手国としてのロシアの重要性は低下

EU統計局（Eurostat）によると、2021年におけるEU（加盟27か国）の域外国への輸出は2兆1,810億ユーロ、輸入は2兆1,193億ユーロであった。

21年のEUの輸出を主要相手国別にみると、米国（全体の18.3%）、英国（13.0%）、中国（10.2%）、スイス（7.2%）などとなっており、ロシアは全体の4.1%と第5位の輸出相手国となっている。一方、輸入は、中国からの輸入が全体の22.4%と圧倒的に大きく、米国（11.0%）がこれに続いている。ロシア（7.5%）は石油、天然ガスなどの資源輸入の多さから第3位の輸入相手国となっている（表3-1）。

表3-1. EUの主要貿易相手国（2021年）

（単位：%）

| 輸出 | | 輸入 | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 相手国 | 総輸出に占める比率 | 相手国 | 総輸入に占める比率 |
| 米国 | 18.3 | 中国 | 22.4 |
| 英国 | 13.0 | 米国 | 11.0 |
| 中国 | 10.2 | ロシア | 7.5 |
| スイス | 7.2 | 英国 | 6.9 |
| ロシア | 4.1 | スイス | 5.9 |
| その他 | 47.2 | その他 | 46.4 |

出所: Eurostat; Russia-EU-international trade in goods statistics より作成

21年のEUの対ロシア貿易を主要商品グループ別にみると、輸出では工業製品の比率が88%と圧倒的に高く、第一次製品は全体の10%にとどまっている。工業製品の中で最も輸出が多かったのは機械及び車両の44%、化学品の23%、その他工業品の22%であった。一方、輸入では第一次製品が68%と圧倒的に多く、ロシアからの工業製品の輸入は全体の19%にとどまっている。一次製品の輸入の中で最も多かったのはエネルギーの62%で、原材料の5%、食品・飲料の1%がこれに続いている。

一方、21年のEUのロシアとの貿易を加盟国別にみると、輸出入ともにドイツが最も大きく、特に輸出では全体の30%をドイツが占めている。輸入についてもドイツの比率が18.2%と最も高いが、オランダ（16.8%）、ポーランド（10.6%）、イタリア（8.8%）の比率も高い（表3-2、表3-3）。

表3-2. EU加盟国のロシアへの商品輸出（2021年）

（単位：100万ユーロ、%）

| EU加盟国 | ロシアへの輸出額 | EUのロシアへの輸出全体に占める割合 | 各国の域外国への輸出に占めるロシアへの輸出比率 |
|---------|----------|--------------------|-------------------------|
| ドイツ | 26,774 | 30.0 | 4.2 |
| ポーランド | 8,004 | 9.0 | 11.1 |
| オランダ | 7,967 | 8.9 | 3.7 |
| イタリア | 7,696 | 8.6 | 3.1 |
| フランス | 6,392 | 7.2 | 2.8 |
| ベルギー | 4,445 | 5.0 | 2.9 |
| フィンランド | 3,761 | 4.2 | 12.4 |
| リトアニア | 3,749 | 4.2 | 25.6 |
| チェコ | 3,594 | 4.0 | 9.6 |
| スウェーデン | 2,222 | 2.5 | 3.0 |
| スペイン | 2,213 | 2.5 | 1.8 |
| オーストリア | 2,049 | 2.3 | 3.9 |
| ラトビア | 1,931 | 2.2 | 30.4 |
| ハンガリー | 1,711 | 1.9 | 6.5 |
| スロバキア | 1,345 | 1.5 | 7.9 |
| デンマーク | 1,021 | 1.1 | 2.0 |
| ルーマニア | 1,001 | 1.1 | 6.0 |
| スロベニア | 862 | 1.0 | 5.4 |
| エストニア | 772 | 0.9 | 12.8 |
| アイルランド | 540 | 0.6 | 0.5 |
| ブルガリア | 433 | 0.5 | 3.8 |
| ギリシャ | 207 | 2.3 | 1.1 |
| クロアチア | 204 | 2.3 | 3.4 |
| ポルトガル | 173 | 2.0 | 1.0 |
| ルクセンブルク | 155 | 0.2 | 6.7 |
| キプロス | 91 | 0.1 | 2.6 |
| マルタ | 8 | 0.0 | 0.6 |
| 合計 | 89,320 | 100.0 | |

出所: Eurostat; Russia-EU-international trade in goods statistics より作成

ちなみに、EU加盟国の中で、域外国との輸出入においてロシアの比率が高かったのは、輸出ではラトビア（30.4%）、リトアニア（25.6%）、エストニア（12.8%）、フィンランド（12.4%）、ポーランド（11.1%）であった。いずれも90年のソ連邦解体までソ連に編入されていた国（バルト三国）や、ロシアと国境を接するか地理的に近い国（フィンランド、ポーランド）である。一方、輸入の場合、ロシアからの輸入比率が高かったのはフィンランド（38.6%）、ラトビア（35.8%）、エストニア（37.8%）、リトアニア（37.3%）、スロバキア（22.0%）、ブルガリア（19.3%）、スロベニア（19.1%）、ポーラ

ンド（17.1%）などで、これまでのロシアとの経済関係の緊密さやロシアに近いという地理的な要因に加えて、西欧への天然ガスパイプラインの中継国という要因もロシアからの輸入比率が高い要因になっているとみられる（表 3-2、表 3-3）。

表 3-3. EU 加盟国のロシアからの商品輸入（2021 年）

（単位：100万ユーロ、%）

| EU加盟国 | ロシアからの輸入額 | EUのロシアからの輸入全体に占める割合 | 各国の域外国からの輸入に占めるロシアからの輸入比率 |
|---------|-----------|---------------------|---------------------------|
| ドイツ | 28,856 | 18.2 | 6.6 |
| オランダ | 26,684 | 16.8 | 7.1 |
| ポーランド | 16,725 | 10.6 | 17.1 |
| イタリア | 13,984 | 8.8 | 7.0 |
| フランス | 9,299 | 5.7 | 4.6 |
| フィンランド | 8,550 | 5.4 | 38.6 |
| ベルギー | 7,801 | 4.9 | 4.7 |
| スペイン | 5,977 | 3.8 | 3.7 |
| リトアニア | 4,582 | 2.9 | 37.3 |
| ギリシャ | 4,297 | 2.7 | 13.7 |
| スロバキア | 4,213 | 2.7 | 22.0 |
| ハンガリー | 4,131 | 2.6 | 12.0 |
| オーストリア | 3,692 | 2.3 | 8.4 |
| ルーマニア | 3,160 | 2.0 | 11.7 |
| ブルガリア | 2,980 | 1.9 | 19.3 |
| チェコ | 2,978 | 1.9 | 6.3 |
| エストニア | 2,110 | 1.3 | 37.8 |
| ラトビア | 1,983 | 1.3 | 35.8 |
| スウェーデン | 1,978 | 1.2 | 3.8 |
| デンマーク | 1,852 | 1.2 | 5.5 |
| ポルトガル | 1,068 | 0.7 | 4.9 |
| アイルランド | 580 | 0.4 | 0.9 |
| クロアチア | 489 | 0.3 | 6.5 |
| スロベニア | 415 | 0.3 | 19.1 |
| キプロス | 86 | 0.1 | 2.8 |
| ルクセンブルク | 16 | 0.0 | 0.7 |
| マルタ | 9 | 0.0 | 0.2 |
| 合計 | 158,495 | 100.0 | |

出所: Eurostat; Russia-EU-international trade in goods statistics より作成

2. ドイツの対ロシア貿易額は漸減傾向

次に、EU 加盟国の中でロシアとの貿易が最も多いドイツのロシアとの貿易の状況について見てみよう。2010 年以降のドイツのロシアとの貿易の推移をみると、ドイツのロシアへの輸出は 12 年に 361 億ユーロと過去最高を記録し、輸入もエネルギー価格の高騰で膨らんだため、貿易額は往復で 789 億ユーロに達した。13 年も往復で 770 億ユーロと高水準を保った。しかし、その後ドイツの対ロシア貿易額は漸減傾向で推移している。21 年は輸出が 266 億ユーロ、輸入が 330 億ユーロ、往復で 596 億ユーロと貿易額全体で 12 年当時の 75%程度の規模にとどまっている（表 3-4）。 また、ロシアとの貿易額は 12 年にはド

ドイツの貿易全体の 4.1%を占めていたものが、21 年には同 2.3%まで低下した。これに伴い、ドイツの貿易相手国（EU 加盟国を含む）としてのロシアの位置付けは、輸出ではハンガリーに次ぐ第 14 位に、輸入ではスペインに次ぐ第 12 位に低下している（表 3-5）。

表 3-4. ドイツの対ロシア貿易の推移

(単位:100万ユーロ、%)

| 年次 | 輸出額 | 輸入額 | 貿易収支 | 輸出額の 前年比増減率 | 輸入額の 前年比増減率 |
|------|--------|--------|----------|----------------|----------------|
| 2010 | 26,354 | 31,840 | ▲ 5,486 | 27.8 | 26.4 |
| 2011 | 34,459 | 40,886 | ▲ 6,427 | 30.8 | 28.4 |
| 2012 | 36,103 | 42,765 | ▲ 4,662 | 10.6 | 4.6 |
| 2013 | 35,802 | 41,234 | ▲ 5,433 | ▲ 6.0 | ▲ 3.6 |
| 2014 | 29,223 | 38,322 | ▲ 9,098 | ▲ 18.4 | ▲ 7.1 |
| 2015 | 21,647 | 30,086 | ▲ 3,438 | ▲ 25.9 | ▲ 21.5 |
| 2016 | 21,508 | 26,470 | ▲ 4,962 | ▲ 0.6 | ▲ 12.0 |
| 2017 | 25,750 | 31,374 | ▲ 5,624 | 19.7 | 18.5 |
| 2018 | 25,876 | 35,985 | ▲ 10,109 | 0.5 | 14.7 |
| 2019 | 26,557 | 31,253 | ▲ 4,696 | 2.6 | ▲ 13.1 |
| 2020 | 23,091 | 21,470 | 1,621 | ▲ 13.0 | ▲ 31.3 |
| 2021 | 26,647 | 33,032 | ▲ 6,385 | 15.4 | 53.9 |

出所:ドイツ連邦統計局 ; “Aussenhandel nach Laendern: Russische Foederation”より作成

表 3-5. ドイツの輸出入額（主要相手国別）（2021 年）

(単位:100万ユーロ)

| 順位 | 輸出 | | 輸入 | | 輸出+輸入 | |
|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 相手国 | 輸出額 | 相手国 | 輸入額 | 相手国 | 輸出入額 |
| 1 | 米国 | 122,038 | 中国 | 142,035 | 中国 | 245,725 |
| 2 | 中国 | 103,690 | オランダ | 105,534 | オランダ | 206,011 |
| 3 | フランス | 102,230 | 米国 | 72,032 | 米国 | 194,070 |
| 4 | オランダ | 100,477 | ポーランド | 68,837 | フランス | 164,305 |
| 5 | ポーランド | 78,159 | イタリア | 65,377 | ポーランド | 146,995 |
| 6 | イタリア | 75,359 | フランス | 62,075 | イタリア | 140,736 |
| 7 | オーストリア | 71,955 | ベルギー | 51,920 | オーストリア | 119,527 |
| 8 | 英国 | 65,356 | チェコ | 50,077 | スイス | 109,506 |
| 9 | スイス | 60,617 | スイス | 48,889 | ベルギー | 102,358 |
| 10 | ベルギー | 50,437 | オーストリア | 47,572 | 英国 | 97,520 |
| 11 | チェコ | 47,087 | スペイン | 34,331 | チェコ | 97,164 |
| 12 | スペイン | 43,589 | ロシア | 33,086 | スペイン | 77,920 |
| 13 | ハンガリー | 28,928 | 英国 | 32,164 | ロシア | 59,731 |
| 14 | ロシア | 26,644 | ハンガリー | 29,776 | ハンガリー | 58,705 |
| 合計（その他含む） | | 1,375,658 | | 1,203,174 | | 2,578,832 |

出所:ドイツ連邦統計局 ; Fachserie 7 Reihe1, Aussenhandel, Ranking of Germany's trading partners in foreign trade,2021

3. ドイツの対ロ輸入の大半はエネルギー資源

ドイツとロシアの間では主としてエネルギー資源や原材料、自動車、機械が取引されている。21年にドイツはロシアに対して機械（58億ユーロ、前年比5.7%増）、自動車及び自動車部品（44億ユーロ、同31.8%増）、化学製品（30億ユーロ、同19.7%増）などを輸出した。これに対してドイツはロシアから194億ユーロ（前年比49.5%増）の石油と天然ガスを輸入した。これはロシアからの輸入全体の59%であり、ロシア産のエネルギー資源は、化石燃料から再生可能エネルギーなどへのエネルギー転換が途半ばのドイツの産業や国民生活にとって当面必要不可欠であることに変わりはないことを示している。

その他のロシアからの主な輸入品は、金属（44億ユーロ、前年比70.6%増）、石油製品及びコークス製品（28億ユーロ、同22.8%増）及び石炭（22億ユーロ、同151.6%増）などであった（表3-6）。

表 3-6. ドイツの対ロシア貿易（主要品目グループ別）

(単位:100万ユーロ, %)

| 品目グループ | 2019 | | 2020 | | 輸出 | | 輸入 | |
|----------------|----------|----------|---------|----------|----------|-------|----------|-------|
| | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| | | | | | | | | |
| 石炭 | 0.0 | 1,497.9 | 0.0 | 865.1 | 0.0 | 0.0 | 2,176.7 | 6.6 |
| 石油、天然ガス | — | 19,534.2 | — | 13,003.3 | — | — | 19,437.4 | 58.8 |
| 鉱石 | 16.8 | 213.9 | 5.5 | 286.9 | 5.7 | 0.0 | 638.9 | 1.9 |
| 木材、家具を除く木製品 | 57.9 | 361.3 | 51.8 | 385.4 | 57.8 | 0.2 | 585.0 | 1.8 |
| コークス・石油製品 | 117.7 | 3,999.2 | 117.1 | 2,245.6 | 145.6 | 0.5 | 2,757.9 | 8.3 |
| 化学製品 | 2,761.4 | 695.8 | 2,529.3 | 589.3 | 3,028.2 | 11.4 | 1,163.5 | 3.5 |
| 医薬品 | 2,507.5 | 2.1 | 1,804.2 | 19.7 | 2,610.1 | 9.8 | 4.4 | 0.0 |
| 金属 | 480.2 | 3,265.8 | 358.2 | 2,597.8 | 329.9 | 1.2 | 4,430.7 | 13.4 |
| データ処理機、電子・光学機器 | 2,063.4 | 119.2 | 1,856.4 | 78.5 | 1,659.9 | 6.2 | 107.1 | 0.3 |
| 電気設備 | 1,930.5 | 87.1 | 1,744.5 | 89.7 | 1,683.4 | 6.3 | 85.6 | 0.3 |
| 機械 | 5,732.3 | 150.2 | 5,504.1 | 148.4 | 5,820.7 | 21.8 | 143.1 | 0.4 |
| 自動車、同部品 | 4,360.3 | 68.2 | 3,330.9 | 70.1 | 4,389.1 | 16.5 | 117.7 | 0.4 |
| その他の車両 | 817.7 | 199.5 | 554.3 | 60.3 | 1,236.8 | 4.6 | 58.1 | 0.2 |
| 合計(その他品目を含む) | 26,556.6 | 31,253.0 | 2,309.0 | 21,470.0 | 26,646.0 | 100.0 | 33,032.3 | 100.0 |

出所: ドイツ連邦統計局 ; “Aussenhandel nach Laendern: Russische Foederation”より作成

(1) ウクライナ侵攻後、対ロ貿易は激変

2022年2月24日のロシアのウクライナ侵攻とそれに反対する西側諸国による相次ぐロシアへの経済制裁によって、ドイツとロシアの貿易の姿も大きく変わろうとしている。ドイツ連邦統計局がウクライナ侵攻3か月後の22年5月に発表した対ロシア貿易（速報）によると、22年3月のドイツのロシアへの輸出は前年同月比58.7%減の10億ユーロと、

2月の同16.7%増から一転して大幅な減少となった。品目別にみると機械が1億6,580万ユーロ（前年同月比73.6%減）、化学製品が1億5,870億ユーロ（同40.9%減）などとなっており、主力商品が極めて大幅な落込みとなったのが響いた。

輸入の推移は輸出と対照的であった。22年3月のドイツのロシアからの輸入は、太宗を占める原油と天然ガスの輸入が56.5%増の24億ユーロと大幅に増加したため、全体でも前年同月比77.7%増の44億ユーロと激増した。しかし、こうした輸入額の大幅な増加はロシアのウクライナ侵攻後のエネルギー価格の急騰によるものであり、ロシアからの原油と天然ガスの輸入量は22年3月には前年同月比で27.8%減少した。

一方、石油、天然ガス以外のその他のロシアからの主要な輸入品では、22年3月には、金属が、輸入額で前年同月比117.3%増の8億ユーロ、輸入量では同19.2%減となり、コークスと精製石油製品は輸入額が203.5%増の5億ユーロ、輸入量も同26.0%増となった。

その結果、22年3月には、ロシアとの貿易においては輸入が輸出を上回り、34億ユーロの入超（2月の入超額は14億ユーロ）となった。

第2節 EU、ドイツのロシアに対する制裁措置

1. EUの制裁措置～エネルギー分野を含む多岐の制裁

ロシアのウクライナ侵攻に対して、米国をはじめとする西側諸国は一斉にロシアに対する制裁措置を決定した。EUも2月以降、ロシアに対する一連の制裁措置を取り決めた。

EUのロシアに対する制裁措置は次のとおり多岐に及んでいる。

- ① ロシア要人や団体に対する制裁
- ② 金融分野の制裁；EUの資本・金融市場へのアクセスの制限、ロシア国有企業のEU証券市場への上場などの禁止、ロシアの7銀行を対象としたSWIFTサービス提供の禁止等
- ③ 貿易分野の制裁；最恵国待遇の一時停止、ロシアがEUからの提供に強く依存する品目の輸出禁止、ロシアからの特定品目の輸入禁止等
- ④ 運輸分野の制裁；航空・宇宙産業関連の商品と技術の輸出禁止、ロシア航空機のEU域内の発着と領空通過の原則禁止、ロシア・ベラルーシの道路輸送事業者によるEU域内での輸送禁止、ロシア籍船舶のEU域内の港湾へのアクセス禁止等
- ⑤ エネルギー分野の制裁；ロシア産石炭及びその他固形化石燃料の輸入禁止、海上輸

送によるロシア産原油の EU への輸入の禁止、英国と EU がロシア産石油を輸送する船舶に対する海上保険などのサービス提供の禁止、ロシア籍船舶に対する保険や再保険提供の禁止等

このうち、エネルギー関連では、石油禁輸措置によって 22 年末までにロシアからの輸入の 90%が輸入禁止になるとされている。しかし、ロシア経済の減速が資源高で比較的安く抑えられていることから、22 年 6 月の G7 首脳会議ではロシア産の石油に価格上限を設けることで合意した。そして EU が 12 月 2 日に上限を 1 バレル 60 ドルとすることで合意したことから、G7 も足並みをそろえ、同月 5 日に制裁を発動することになった。ただ、1 バレル 60 ドルはロシアの生産コストを大きく上回ることに加え、米欧諸国の輸入禁止措置によって余った石油を、制裁に参加していない中国やインドなどが安い価格でロシアから大量に調達していることから、制裁の実効性について疑問視する向きもある。

2. ドイツはノルドストリーム 2 の承認手続きを停止

前項の EU のロシアに対する経済制裁については、ドイツも加盟国の一員として制裁措置に賛同しており、実行の義務を負っている。

こうした EU の一連の制裁措置に先立って、ドイツは 2 月 22 日、ロシアがウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州を独立国家として一方的に承認したことに反発、ドイツがロシアと共同で建設し完成した両国を直結する 2 本目の天然ガスパイプライン「ノルドストリーム 2」(Nord Stream 2) の承認手続きの停止を決定した。ノルドストリーム 2 の稼働については従来から地政学上のリスクやロシアに対する制裁措置の観点から問題点が指摘されており、ロシアによるウクライナ東部 2 州の一方的な独立国家としての承認が、ドイツの承認手続き停止決定の背中を押すことになった。

第 3 節 欧米の経済制裁に対するロシアの対抗策

米国や EU などの「非友好国」の経済制裁に対して、ロシアも次のような対抗策を打ち出している。

1. 米国の非友好的行動とそれに同調する諸国・国際機関に対する特別経済措置

2022 年 2 月 28 日付大統領令 79 号で、a) 外国とのビジネスを行うロシアの居住者が外

貨で獲得した輸出収入の 80%を入金から 3 営業日以内にルーブルに交換する義務、b) 3 月 1 日以降の非居住者に対する外貨建て貸し付けの禁止、③3 月 1 日以降の居住者による、国外で開設した自身の口座への外貨送金の禁止が定められた。

a) はロシアの代表的な輸出品である石油や天然ガスの輸出企業が輸出で獲得した外貨を強制的にルーブルに交換させることで外貨を確保するとともに、ルーブル相場の安定化を目指したものである。また、同大統領令には、ロシアのウクライナ侵攻後株価が下落した国有ガス会社ガスプロムや大手航空会社アエロフロートなどの株価を安定させるため、一定の株価下落率の下での自社株の買い戻しに関する特例も盛り込まれた。

2. 特定の商品・原料の輸出入の制限についての特別経済措置

2022 年 3 月 8 日付大統領令 100 号に基づいて、ロシア政府は 200 品目以上の特定品目についてロシアからの輸出を禁止した。輸出禁止品目には、生産設備、電気通信機器、医療機器、輸送機器、農業機械、電気機械などが含まれている。

3. 非友好国・地域の保険会社との取引の禁止

2022 年 3 月 14 日発効の法律により非友好国・地域の保険会社、再保険会社及び保険仲介業者との取引を停止。法律発効前に行われた契約に基づく、ロシアの保険会社が行う非友好国・地域の保険会社などに対する資金の振り込みも禁止される。なお、この措置の適用は同年 12 月 31 日までとなっている。

4. ガス代金のルーブル払いに関する大統領令

2022 年 3 月 31 日付大統領令 172 号により、ロシア産天然ガスを購入する非友好国企業にルーブル支払いを求める措置を導入した。対象は 4 月 1 日以降に輸出される「気体状」の天然ガスとされ、事実上ガスプロムがパイプラインを通じて輸出するガスで、非友好国向けに供給されるガスまたは非友好国企業が購入するガスが対象とされている。

5. 天然ガス供給停止で EU に揺さぶり

ロシア国営ガスプロムは 2022 年 4 月、東欧のポーランドとブルガリアへの天然ガスの供給を停止したと発表した。国際エネルギー機関 (IEA) によると、ポーランドは国内で

消費する天然ガスの46%、ブルガリアは80%をロシアから輸入していた。

一方、ウクライナ経由のガスパイプラインにも異変が生じている。ウクライナのエネルギー事業者GTSOUは5月11日、ロシアが独立を主張するウクライナ東部ルガンスク州のガス圧縮設備が稼働できなくなったため、ロシアからEUへ天然ガスを送るパイプライン2本のうち1本を停止したと明らかにした。ロシア国営ガスピロムも同日、ウクライナ経由のEU向け供給が前日比25%減ったと発表した。

ロシアは、ポーランドやブルガリアといったEU加盟国への天然ガス供給停止によってEUに揺さぶりをかけるとともに、ドイツに対しても、ノルドストリーム2の認可停止やロシアが要求する天然ガス代金のルーブル払いの拒否などへの対抗措置としてノルドストリーム1によるガス供給停止を警告してきた。そして実際に2022年6月中旬には、ガスピロムがパイプラインのガスタービン修理の遅れを理由に、ノルドストリーム1による天然ガス供給を約60%削減すると発表した。ロシアによる天然ガスの供給削減はその後も続き、9月末には欧州北部バルト海の海底でノルドストリーム1のパイプライン爆発事故が起こったことから、現在ではノルドストリーム1経由のロシア産天然ガスの供給は途絶えた状態が続いている。

第4節 ロシア産天然ガスの供給不安に対するドイツの対応策

ドイツでは、ロシアからの天然ガスの全面的な供給停止の懸念が2022年夏以降急速に高まったことから、エネルギー安定供給の危機的な状況に対処するため、ロシアへのエネルギー依存からの脱却を目標に、ロシア産天然ガスの供給停止という非常事態に備えて天然ガスの供給不足の状態を回避すべく急ぎ各種の対応策を採っている。

1. ガスに関する緊急計画の警戒レベルを「早期警戒」から「警報」に引き上げ

ドイツでは危機的状況下での政府によるガス供給の調整や介入を可能にする「ガスに関する緊急計画」が2019年9月にすでに策定されている。同計画は、①早期警戒（early warning）、②警報（alert）、③緊急事態（emergency）の3段階を定めている。

ロシア産天然ガスの供給が脅かされる事態になったことを受けて、ドイツ連邦経済気候保護省（BMWK、以下、経済気候保護省）は22年3月、同計画のレベル1である「早期警戒」を初めて発令した。さらにその後のロシアからの天然ガスの供給削減を受けて、6

月には、警戒レベルを「早期警戒」から「警報」へとさらに一段階引き上げた。

「早期警戒」では、経済気候保護省、ネットワーク庁、ガス供給事業者などで危機管理チームを結成し、供給状況の分析・評価を行うことになっている。同省によると、「早期警戒」レベルでは更なる物価高の可能性を除き、消費者や製造業への影響は当面ないとしていた。しかし「警戒」段階では、①電力生産における石炭火力発電所の利用拡大による天然ガス利用の削減（21年の電力生産のエネルギー源の約15%が天然ガス）、②産業用電力需要節減のためのガスオークション・モデルの策定作業の開始などを打ち出している。

最終段階の「緊急事態」では、政府が介入する。ネットワーク庁が配給を担当し、社会全体における重要度を考慮して、一般家庭や病院、学校など社会施設などへの重点的な供給を行うとしている。

2. 冬季の天然ガス需要期に向け貯蔵施設の貯蔵率の向上が急務

(1) ガスプロム系貯蔵施設などで貯蔵率が急減

ケルンのドイツ経済研究所（IW）の附属機関（iwd）によると、ドイツの天然ガスの貯蔵施設における貯蔵可能量は240億立方メートルと西欧諸国の中では最も多く、EU全体の貯蔵可能量の25%程度に相当する。例年冬の天然ガス需要期が始まる10月時点での貯蔵率は95%以上で、平均的な寒さの冬の場合、この貯蔵量で2、3か月はガスの円滑な供給は可能とされている。しかし、2021年10月時点の貯蔵率は貯蔵可能量の3分の2未満と過去15年間で最低水準にとどまった。これには、ドイツ国内のガス貯蔵施設のうち、ドイツに進出しているロシア国営ガス会社ガスプロム系の貯蔵施設（直接または合弁で20～25%の資本を保有）で21年にはほとんどガスが充填されなかったことが大きく影響した。

ちなみに、ドイツには欧州最大のガス貯蔵施設が北部ニーダーザクセン州のレーデン（Rehden）にある。同貯蔵施設の規模は、地上面積8平方キロ、地下の深さ1,000メートルに及び、ドイツ全体の天然ガス貯蔵能力の約5分の1に相当する39億立方メートルの貯蔵能力を有している。もともと、この貯蔵施設は、1950年代から、Winterhall社がここで天然ガスを生産していたが、生産停止後、ガス田が天然ガス貯蔵施設として転用され、1993年に天然ガス貯蔵施設としての運用が始まった。ロシアの国営天然ガス企業ガスプロムの子会社ガスプロムゲルマニアが設立したアストラ社（Astora）が運営に当たっており、ガスプロム系の天然ガス貯蔵施設となっている。

同貯蔵施設へのロシアからの天然ガスの供給は、ロシアのウクライナ侵攻が始まった 22 年 2 月以前から減り続け、22 年 4 月初めには同施設の貯蔵率は貯蔵能力のわずか 0.5% までに減少した。こうした状況の中で経済気候保護省はガスプロムゲルマニアを、当局の許可なく議決権を外国企業に譲渡したという理由で、ガスプロムゲルマニアを連邦ネットワーク庁の信託下に置き（ガスプロムゲルマニアは SEFE<Securing Energy for Europe> と社名変更）に置き、同年 11 月には経営難に陥った SEFE を国有化した。その結果、22 年 5 月以降、同施設の天然ガス貯蔵量は再び増え始めた。なお、エネルギー関連企業の国有化は 22 年 9 月のエネルギー大手ユニパーの国有化続く 2 例目である。

(2) ガス貯蔵法改正により貯蔵施設の最低貯蔵率を義務化

一方、22/23 年の冬の需要期にガス不足が懸念される事態になったことから、政府はエネルギー事業法（通称「ガス貯蔵法」）の改正を行った。改正案は 3 月 25 日に連邦議会（下院）で可決し、4 月 8 日には連邦参議院（上院）でも可決、成立した。

ガス貯蔵法はドイツ国内の天然ガス貯蔵施設事業者に貯蔵率の義務を課すもので、22、23 年の需要期は時期別に、①22 年 10 月 1 日時点；80%、②22 年 11 月 1 日時点；90%、③23 年 2 月 1 日時点；40%の最低貯蔵率を定めている。実際の貯蔵率達成義務は、ドイツ国内のすべてのガスパイプライン事業者 11 社が 21 年 6 月に共同で設立した法人トレーディング・ハブ・ヨーロッパ（THE）が負うことになっている。貯蔵率達成は基本的には個々のガスパイプライン事業者が行うが、不足する場合は THE が貯蔵量の公共入札を行って貯蔵率の向上を後押しするほか、それでも貯蔵率に達しない場合は、THE が天然ガスを直接購入し、貯蔵施設に充填するとしている。

一方、ドイツ復興金融公庫（KfW）は、連邦政府の委託により、貯蔵施設への天然ガスの貯蔵を確保するため、THE に対して、数十億ユーロのクレジットラインを設定した。これにより、THE は大量の天然ガスを購入するために必要な流動性を確保できるようになった。

このように国を挙げて天然ガスの安定確保に努めた結果、22 年 9 月末の天然ガスの貯蔵率はドイツ全体では再び 91%に達し、冬季の気温が極端に低くならない場合には、冬季の需要期を乗り切るのに一応の目途がついたと受け止められている。

3. LNG ターミナルの建設

英国のエネルギー企業 BP の資料（BP Statistical Review of World Energy 2021）によると、2020 年のドイツのパイプラインによる天然ガスの輸入は 1,020 億立方メートルであり、そのうちの半分強（563 億立方メートル）がロシアからの輸入、残りの約半分を近隣のノルウェー（312 億立方メートル）、オランダ（130 億立方メートル）などからの輸入であった（表 3-7）。しかし、液化天然ガス（LNG）については、欧州ではスペイン（209 億立方メートル）、フランス（196 億立方メートル）、英国（186 億立方メートル）、イタリア（121 億立方メートル）などの輸入が多いが、ドイツはほとんど輸入していない。これはドイツがこれまでロシアからの直結パイプラインによる（気体状の）天然ガスの輸入拡大（ノルドストリーム 1、2）に力を入れてきたため、LNG の調達が進まず、LNG ターミナルの建設にも力を入れてこなかったことによるとみられる。

表 3-7. ドイツのパイプラインによる天然ガスの輸入（2020 年）

（単位；10億立方メートル）

| 輸入相手国 | 輸入量 |
|-------|-------|
| ロシア | 56.3 |
| ノルウェー | 31.2 |
| オランダ | 13.0 |
| その他欧州 | 1.6 |
| 合計 | 102.0 |

出所：bp Statistical Review of World Energy 2021

ロシアからの天然ガスの供給停止懸念を受けて、ドイツは急遽、LNG の輸出大国である中東のカタール（世界の LNG 輸出の 20%強を輸出）に接近し、長期契約のめどがついたとされているが、その際、LNG ターミナルの整備が供給の条件になったといわれる。なお、新聞報道等によれば、国営カタールエナジーは 22 年 11 月末に、26 年から短くとも 15 年間、年最大 200 万トン（約 27 億立方メートル）をドイツ向けに輸出すると発表している。

LNG は加圧してガス状の天然ガスをマイナス 162 度に冷却して液化したもので、液化したガスを船で輸送し、仕向け地の LNG ターミナルで加熱し再ガス化してからポンプでパイプラインに送られる。

ドイツ復興金融公庫（KfW）の資料によると、22 年現在、欧州全域で 41 の LNG ター

ミナルが稼働しており、最大で2,410億立方メートルのLNGを取り扱うことができる。さらに欧州全体で現在32のターミナル建設が計画されており、その中に以下に述べるドイツのプロジェクトも含まれている。ロシアからの天然ガスを中長期的に代替するためには、ドイツは、21年に年間950億立方メートルのガス需要があったことから考えて、少なくとも4つのLNGターミナルが必要とされている。

(1) 北部ドイツの3港をLNGターミナルの最適地として選定

2022年春、連邦政府はLNGターミナルの立地場所として、まず、ブルンスビュッテル（シュレスビヒホルシュタイン州）、シュターデ（ニーダーザクセン州）、ヴィルヘルムスハーフェン（ニーダーザクセン州）の3港を最適地として決定した。

ただし、45年までのドイツの気候中立達成目標と整合性を持たせるため、新しいLNGターミナルの運用は43年12月末までの期限付きとし、それ以降のターミナル施設の継続的な運用は気候中立的な水素やその派生物質（アンモニアなど）についてのみ認められることになっている。

1) ブルンスビュッテルLNGターミナル

ブルンスビュッテル港は、北海とバルト海をつなぐキール運河とエルベ川の合流点の近くにあり、同港ではもともと2011年にLNGターミナルの建設計画があったが、ロシア産天然ガスの供給不安の高まりにより、急遽3年以内に、当面はLNGを処理し、その後グリーン水素を処理する高性能ターミナルを建設することになった。

同ターミナルの運営会社German LNGの計画では、25/26年から年間最大80億立方メートルの液化天然ガスを陸揚げし、貯蔵し、処理したうえで、2つのガス貯蔵タンク（それぞれ貯蔵能力は16万5,000立方メートル）に貯蔵することになった。

液化天然ガスの一部は液状のまま、バンカー船、タンク車、または鉄道で搬送される。残りは再ガス化され、短いパイプラインを介して長距離ガスネットワークに運ばれる。さらにハンブルグへの約55キロの長さのパイプラインが新たに建設されることになっており、このパイプラインの建設には、連邦議会によって22年に可決されたLNG加速法が初めて適用されることになっている。

2) ヴィルヘルムスハーフェンとシュターデの LNG ターミナル

ブルンスビュッテルに加えて、ニーダーザクセン州のヴィルヘルムスハーフェンとシュターデの 2 つの港に LNG ターミナルを建設する計画が本格化した。ヴィルヘルムスハーフェンでは 22 年 5 月に、海上ターミナルのための固定アンカーと陸上の固定ターミナルの建設計画が 3 年後の稼働を目指してスタートした。

ヴィルヘルムスハーフェンに計画された LNG ターミナルは 25/26 年から少なくとも年間 100 億立法メートルの液化天然ガスを処理することになっている。また、シュターデでは、民間コンソーシアムのハンザ・エネルギー・ハブ (Hanseatic Energy Hub=HEH) が年間 130 億立法メートル以上の生産能力を持つターミナルの建設を計画している。ヴィルヘルムスハーフェンとシュターデの 2 つの LNG ターミナルを合わせると、ドイツのガス需要の 25% が液化天然ガスでカバーできることになる。

(2) 浮体式 LNG ターミナルが暫定的ソリューションとして脚光

浮体式 LNG ターミナル (浮体式 LNG 貯蔵・再ガス化ユニット ; Floating Storage and Regasification Unit=FSRU) とは、LNG をタンカーから引き取り、貯蔵し、長距離ガスネットワークに送るための再ガス化設備を備えた特殊な船舶のことで、1 回の荷下ろし工程でタンカーから最大 17 万立方メートルの LNG を引き取ることができ、船上で再ガス化したうえで、長距離ガスネットワークに送り込むことができる。

前述のブルンスビュッテルやヴィルヘルムスハーフェン、シュターデなどで計画された陸上の固定 LNG ターミナルでは完成までに数年かかる。ロシアのウクライナ侵攻が長引く中で、ロシアからの天然ガス供給停止懸念が現実のものになったことから、陸上の固定ターミナルと比べてはるかに迅速に実現可能な浮体式 LNG ターミナルが暫定的なソリューションとしてにわかに脚光を浴びるようになった。

急遽、ブルンスビュッテルとヴィルヘルムスハーフェンに FSRU が配置されることになり、FSRU 運営のための目的会社が設立されるまでの間、暫定的にエネルギー大手の RWE とユニパーが運営に当たることになった。

ニーダーザクセン州のオラフ・リース (Olaf Lies) 環境エネルギー大臣は、22 年 12 月 21 日に FSRU から最初の液化天然ガスを遠距離ガスネットワークと貯蔵施設に送り込むことができると述べている。ただし、そのためには、すでに認可されている、ヴィルヘルム

スハーフェンから 26 キロ離れた最寄りの「北ドイツ天然ガス輸送社」(NETRA) の供給センターまでのパイプラインが完成していることが前提条件と同大臣は述べている。

一方、ブルンスビュッテルにおいてはドイツエネルギー大手の RWE がノルウェーの海運会社 Hoegh からチャーターした FSRU が 22 年 12 月から港に常時係留され、供給された LNG を長距離パイプライン網向けに処理する予定である。ブルンスビュッテルでも、22 年末か 23 年初め頃に、FSRU と「シュレスビヒ・ホルシュタイン・ネット (Schleswig-Holstein Netz ; SH Netz) の間の 3 キロの比較的短い距離をパイプラインで結び、遠距離パイプラインに送り込むことを見込んでいる。

エルベ川のシュターデ港では 3 番目の浮体式ターミナル FSRU が 23 年末に配備され、ハンザ・エネルギー・ハブ (Hanseatic Energy Hub) が運用する予定になっている。またメクレンブルク・フォアポメルン州のルブミン (Lubmin) にも、エネルギー大手の RWE と Stena-Power が運用する 4 番目の FSRU が係留される予定である。

4. エネルギーの脱ロシアは徐々に進展～経済気候保護省が進捗状況をチェック

経済気候保護省では、以上のようなロシアによるウクライナ侵攻以降のエネルギー安全保障策の進展状況をまとめた「エネルギー安全保障進捗報告書」を発表している。

2022 年 3 月に発表した第 1 次報告書では、まず、石炭についてはこれまで国内消費量のうち約半分をロシアから輸入してきたが、火力発電所や鉄鋼業界で使用する石炭を他国産に切り替えることで 22 年秋までにロシアへの依存を 0% にすることが可能としている。石油についても、21 年は国内消費量の約 35% をロシアからの輸入に頼っていたが、調達先の変更で 22 年秋までにロシアへの依存率を 0% にすることが可能としている。

天然ガスについては、20 年までは平均すると、ドイツ国内で流通する天然ガスの約 55% がロシア産であったが、21 年第 1 四半期には 40% に減らすことができ、22 年末までにオランダやノルウェーなど近隣諸国からの天然ガスの調達拡大や FSRU による LNG の供給開始などにより、ロシア産の比率を 30% に削減することが可能としている。さらにその後のエネルギー源の多様化、水素や再生可能エネルギーの拡大により、24 年夏までにはロシア産への依存を 10% までに削減することが可能と見込んでいる。

また、5 月に発表した第 2 次進捗状況報告書では、ロシア産資源への依存は第 1 次報告書の時点よりもさらに下がり、石炭は 8%、石油は 12%、天然ガスは 35% に低下したとしている。

このようにロシア産エネルギー資源への依存は徐々に低下してきているものの、ハベック経済気候保護相は「ロシア産の天然ガスの供給停止は依然としてリスク」との見方を崩していない。

第5節 「リパワーEU」でロシアへのエネルギー依存からの脱却を目指す EU

ロシア産化石燃料への依存からの脱却を目指す EU（21年の EU の天然ガス輸入の 45%、原油の 27%、石炭の 46%がロシアからの輸入）は、ロシアのウクライナ侵攻が始まる前から、2030年の温室効果ガス削減目標（90年比で少なくとも 55%削減）を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」（21年7月発表）によりグリーンディールを進めてきた。

その後のロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー危機の深刻化を受けて、EU の欧州委員会は 22年3月8日、エネルギーの安全保障確保を急ぐ必要があるとの判断から、30年までにロシア産化石燃料からの脱却を目指す「リパワーEU」計画を提案した。「リパワーEU」は、①当面の対策としての天然ガス供給先の多角化と、②化石燃料依存解消の加速化の 2本柱で構成されている。

①の天然ガス供給先の多角化については、カタール、米国、エジプトなどからの液化天然ガス（LNG）の輸入やアゼルバイジャン、アルジェリア、ノルウェーなどからのパイプラインによる天然ガスの輸入を増やすとしており、またバイオメタンや水素の生産を 30年までにさらに引き上げることを目指すとしている。実際、この方針に従って、EU は 22年6月に、イスラエルが生産する天然ガスをエジプトに送って液化し、LNG を EU に供給する覚書をイスラエル、エジプトと交わした。

また、②の化石燃料依存からの脱却の加速化については、a) 30年のエネルギーミックスに占める再生可能エネルギーの比率を現行の 40%から 45%へ引き上げる（具体的には、30年までに 600GW 分の太陽光発電施設の新設、水素の域内生産目標を現行計画の 2倍の年間 1,000 万トンへの引き上げなど）、b) 30年までのエネルギー効率化目標を 20年比で 9%から 13%に引き上げ、c) 2030年までに 350 億立方メートルの持続可能なメタンガス生産を目指す、d) 「リパワーEU」のために 27年までに必要となる 2,100 億ユーロの追加投資にはコロナ禍からの経済復興を目指して設立された「欧州復興基金」の中核部分である「復興強靱化ファシリティ」（RRF、21年2月設立）の 2,250 億ユーロ分の融資枠

を活用などが盛り込まれている。

第6節 エネルギー危機がドイツ経済に与える影響

当初短期間で収束するとの観測もあったロシアのウクライナ侵攻は、勃発後ほぼ10か月が経過した22年12月末現在も続いており、終結が見通せない状況が続いている。ウクライナ紛争の勃発と長期化によって世界の経済環境は激変しており、ドイツ経済への影響も懸念されている。ロシアによるウクライナ侵攻と侵攻後のエネルギー価格の高騰などが現在のドイツ経済にどのような影響を及ぼし、影響がいつごろまで続きそうかについて、ドイツの主要経済研究所が合同で行った22年秋季経済予測（22年9月発表）に基づいて見ておきたい。主要経済研究所の合同経済予測は経済気候保護省の委託で毎年春と秋の2回発表しているもので22年の秋季経済予測は、Ifo経済研究所（ミュンヘン）、RWI経済研究所（ノルトラインウエストファーレン州エッセン）、IHWハレ経済研究所（ザクセンアンハルト州ハレ）、IfWキール世界経済研究所（シュレスビヒホルシュタイン州キール）などが中心となってとりまとめた。

報告書では、①冬季の寒さが平年並みに推移し、ロシアからの天然ガス供給停止による不足分を第三国からの代替輸入でほぼカバーできると仮定した場合の予測（ベースラインシナリオ）と、②ガス需要期の冬季が厳寒でガスの需要が想定以上に増えた場合や前述のLNGターミナルの建設がスケジュール通りに進まなかった場合の予測（リスクシナリオ）の2つを提示している。

主要経済研究所の秋季経済予測（ベースラインシナリオ）では、22年における実質国内総生産は下半期の後退にもかかわらず、通年で1.4%拡大（春季予測の3.1%増をおよそ半分に下方修正）すると推計し、23年については、0.4%減少（春季予測の2.3%増を大幅に下方修正）すると予測している。この下方修正はエネルギー危機の大きさの表れであり、22、23年を合わせた国内総生産の損失額は1,600億ユーロ（約23兆2,000億円、1ユーロ=145円で換算）にのぼると推計している。一方、24年の国内総生産は1.9%拡大すると予測している（表3-8）。

表 3-8. ドイツの実質国内総生産と産業部門別の総付加価値生産（ベースラインシナリオ）

（単位：％）

| | 2022 | | | | 2023 | | | | 2024 | | | | 2022 | 2023 | 2024 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-------|-------|------|
| | I | II | III | IV | I | II | III | IV | I | II | III | IV | | | |
| 国内総生産（実質） | 0.8 | 0.1 | ▲ 0.2 | ▲ 0.6 | ▲ 0.4 | 0.3 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 1.4 | ▲ 0.4 | 1.9 |
| 産業部門の総付加価値 | 1.6 | ▲ 0.3 | ▲ 0.2 | ▲ 0.6 | ▲ 0.4 | 0.3 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 1.4 | ▲ 0.5 | 1.9 |
| 製造業（建築を除く） | ▲ 0.2 | ▲ 0.4 | ▲ 0.5 | ▲ 0.4 | ▲ 0.4 | 1.0 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | ▲ 0.8 | 0.1 | 3.0 |
| 加工産業 | ▲ 0.1 | ▲ 0.5 | ▲ 0.2 | ▲ 0.5 | ▲ 0.5 | 1.1 | 1.4 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | ▲ 0.7 | 0.2 | 3.2 |
| エネルギー、水供給 | ▲ 0.8 | ▲ 0.1 | ▲ 2.7 | 0.2 | 0.2 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | ▲ 0.9 | ▲ 0.5 | 1.7 |
| 建設業 | 3.2 | ▲ 2.4 | ▲ 1.8 | ▲ 0.9 | ▲ 0.1 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.4 | ▲ 1.8 | ▲ 1.7 | 2.8 |
| 商業、交通、宿泊 | 2.1 | ▲ 1.5 | 0.0 | ▲ 2.1 | ▲ 1.3 | ▲ 0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 2.9 | ▲ 3.4 | 1.8 |
| 情報・通信 | 1.4 | 1.5 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 3.7 | 1.1 | 2.4 |
| 金融・保険サービス | 4.3 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 4.7 | 0.7 | 0.6 |
| 土地・住宅 | 0.9 | 0.0 | ▲ 0.5 | ▲ 0.5 | ▲ 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | ▲ 0.7 | 0.8 |
| 企業サービス | 1.2 | 2.0 | ▲ 0.5 | ▲ 0.4 | ▲ 0.3 | 0.3 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 3.4 | 0.3 | 2.4 |
| 公共サービス | 2.9 | ▲ 0.8 | 0.5 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 1.5 | 0.9 | 1.2 |
| その他サービス | 5.3 | 1.0 | 0.0 | ▲ 1.5 | ▲ 1.1 | ▲ 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.3 | 3.4 | ▲ 1.9 | 1.8 |

注. 四半期別の数値は前期比増減率、年次別の数値は前年比増減率。

出所: 2022 年第 2 四半期まではドイツ連邦統計局。

22 年第 3 四半期以降は「主要経済研究所、2022 年秋季経済予測」

エネルギー危機はエネルギー価格の高騰を通じてインフレ率の急上昇をもたらしており、ベースラインシナリオでは、22 年のインフレ率が 8.4%、23 年にも 22 年を上回る 8.8%に達すると予測している。インフレ率は 24 年になってようやく沈静化し、2%台の水準に落ち着くものとみられている（表 3-9）。

表 3-9. ドイツの主要経済指標

| 経済指標 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-------------------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 実質国内総生産（前年比） | 1.1 | ▲ 3.7 | 2.6 | 1.4 | ▲ 0.4 | 1.9 |
| 就業者数（千人） | 45,277 | 44,915 | 44,980 | 45,557 | 45,567 | 45,657 |
| 失業者数（千人） | 2,267 | 2,695 | 2,613 | 2,413 | 2,564 | 2,479 |
| 失業率（％） | 5.0 | 5.9 | 5.7 | 5.3 | 5.5 | 5.3 |
| 消費者物価指数（2015=100） | 1.4 | 0.5 | 3.1 | 8.4 | 8.8 | 2.2 |
| 財政収支 | | | | | | |
| 10億ユーロ | 53.2 | ▲ 147.6 | ▲ 134.3 | ▲ 72.5 | ▲ 51.2 | ▲ 41.5 |
| 名目GDP比 | 1.5 | ▲ 4.3 | ▲ 3.7 | ▲ 1.9 | ▲ 1.3 | ▲ 1.0 |
| 経常収支 | | | | | | |
| 10億ユーロ | 262.9 | 238.7 | 265.0 | 163.8 | 170.3 | 191.7 |
| 名目GDP比 | 7.6 | 7.0 | 7.4 | 4.7 | 4.2 | 4.5 |

出所: 2021 年まではドイツ連邦統計局、22～24 年は主要経済研究所の「2022 年秋季経済予測」

インフレ率の上昇は可処分所得の減少を通じて個人消費の減退をもたらしており、「商業・交通・宿泊」部門の付加価値生産の減少をもたらしている。「商業・交通・宿泊」部門以外では、「製造業」や「建設業」部門の付加価値生産への影響も大きい。

一方、「22年秋季予測」ではリスクシナリオ（報告書ではリスクシナリオの確率は20%と想定）の場合、経済への影響はさらに深刻で、天然ガス供給不足の影響は「製造業」において最も深刻に表れるとし、その影響は24年に入っても続くと予想している（表3-10）。なお、ドイツ連邦統計局によると、20年におけるドイツの天然ガスの需要先分野別の消費量の内訳は、製造業が約54.7%と最も多く、次いで一般家庭30.6%、その他14.7%となっている。また化学産業協会の統計によると、製造業においては化学産業、鉄鋼業などでのエネルギー集約産業で大量の天然ガスが使われており、なかでも化学産業が製造業全体の天然ガス使用量の3分の1強を占めていることから（表3-11）、天然ガス供給不足と価格高騰の影響を最も強く受けるのは、化学産業になることは間違いないとみられる。

表 3-10. ドイツの実質国内総生産と産業部門別の総付加価値生産（リスクシナリオ）

(単位；%)

| | 2022 | | | | 2023 | | | | 2024 | | | | 2022 | 2023 | 2024 |
|------------|------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| | I | II | III | IV | I | II | III | IV | I | II | III | IV | | | |
| 国内総生産（実質） | 0.8 | 0.1 | ▲0.2 | ▲0.6 | ▲13.6 | 3.6 | 10.0 | ▲1.7 | ▲15.8 | 3.9 | 8.1 | 6.6 | 1.5 | ▲7.9 | ▲7.9 |
| 産業部門の総付加価値 | 1.6 | ▲0.3 | ▲0.2 | ▲0.6 | ▲13.6 | 3.6 | 10.0 | ▲1.7 | ▲15.8 | 3.9 | 8.1 | 6.6 | 1.4 | ▲8.0 | ▲8.0 |
| 製造業（建築を除く） | ▲0.2 | ▲0.4 | ▲0.5 | ▲0.4 | ▲41.3 | 11.9 | 35.7 | ▲5.9 | ▲52.5 | 14.7 | 34.4 | 24.6 | ▲0.8 | ▲26.6 | ▲26.6 |
| 加工産業 | ▲0.1 | ▲0.5 | ▲0.2 | ▲0.5 | ▲40.9 | 11.7 | 35.7 | ▲5.8 | ▲52.0 | 14.4 | 33.7 | 24.1 | ▲0.7 | ▲26.3 | ▲26.3 |
| エネルギー、水供給 | ▲0.8 | ▲0.1 | ▲2.7 | 0.2 | ▲43.6 | 12.9 | 38.8 | ▲6.2 | ▲56.0 | 16.8 | 39.3 | 28.1 | ▲0.9 | ▲28.5 | ▲28.5 |
| 建設業 | 3.2 | ▲2.4 | ▲1.8 | ▲0.9 | ▲10.9 | 3.1 | 9.4 | ▲1.6 | ▲13.9 | 3.9 | 9.0 | 6.4 | ▲1.8 | ▲7.5 | ▲7.5 |
| 商業、交通、宿泊 | 2.1 | ▲1.5 | 0.0 | ▲2.1 | ▲8.3 | 4.1 | 7.4 | ▲1.9 | ▲10.6 | 4.9 | 6.9 | 4.7 | 2.9 | ▲4.6 | 0.1 |
| 情報・通信 | 1.4 | 1.5 | 0.4 | 0.0 | ▲5.2 | 3.1 | 6.8 | 0.3 | ▲7.0 | 3.6 | 6.6 | 5.1 | 3.7 | 0.9 | 4.3 |
| 金融・保険サービス | 4.3 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 4.7 | 0.7 | 0.6 |
| 土地・住宅 | 0.9 | 0.0 | ▲0.5 | ▲0.5 | ▲0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.7 | ▲0.6 | 0.8 |
| 企業サービス | 1.2 | 2.0 | ▲0.5 | ▲0.4 | ▲12.4 | 4.1 | 11.5 | ▲1.4 | ▲15.9 | 5.0 | 11.0 | 8.0 | 3.4 | ▲4.9 | ▲0.9 |
| 公共サービス | 2.9 | ▲0.8 | 0.5 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.1 | 0.1 | 1.5 | 1.0 | 1.7 |
| その他サービス | 5.3 | 1.0 | 0.0 | ▲1.5 | ▲6.6 | 2.5 | 4.9 | ▲1.3 | ▲8.0 | 3.2 | 4.5 | 3.8 | 3.4 | ▲3.7 | ▲0.8 |

注：四半期別の数値は前期比増減率、年次別の数値は前年比増減率。

出所：2022年第2四半期まではドイツ連邦統計局。22年第3四半期以降は「主要経済研究所、2022年秋季経済予測」

表 3-11. ドイツのガス使用量の推移（部門別）

（単位：テラジュール）

| | 化学・医薬品 産業 | 比率 (%) | 製造業 | 国内使用量全体 |
|------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 2016 | 418,986 | 36.9 | 1,136,074 | 2,227,882 |
| 2017 | 445,011 | 37.5 | 1,185,166 | 2,226,650 |
| 2018 | 437,729 | 37.3 | 1,173,830 | 2,185,006 |
| 2019 | 435,802 | 37.8 | 1,153,741 | 2,185,006 |
| 2020 | 441,942 | 38.2 | 1,157,008 | 2,098,016 |

注. ガスは天然ガスと石油ガスの合計。比率は製造業のガス使用量に対する

化学・医薬品部門の使用量の比率。ジュールは熱量単位、テラは10の12乗。

出所: ドイツ化学産業協会; “2022 Chemischewirtschaft in Zahlen”より作成

ちなみに、化学産業協会の統計資料によると、ドイツの化学産業（医薬品を含む）の21年の生産高は1,612億ユーロで、うち化学製品が1,266億ユーロ（全体の78.5%）、医薬品（医薬品原料を含む）が346億ユーロ（同21.5%）となっている。化学製品の主要生産品目はファインケミカル（化学産業全体の25.8%）、ポリマー（合成繊維等重合体）（同20.4%）、石油化学製品（同15.6%）であった。

表 3-12. ドイツ化学・医薬品産業の生産高（2021）（製品の種別別）

（単位：10億ユーロ、%）

| | 生産高 | 比率 |
|----------------|-------|-------|
| 化学製品・医薬品 | 161.2 | 100.0 |
| 化学製品 | 126.6 | 78.5 |
| 無機化学製品 | 14.1 | 8.8 |
| 石油化学製品、同派生品 | 25.1 | 15.6 |
| 合成繊維等重合体（ポリマー） | 32.8 | 20.4 |
| ファインケミカル、特殊製品 | 41.5 | 25.8 |
| 洗剤、ボディケア製品 | 10.6 | 6.5 |
| その他 | 2.4 | 1.5 |
| 医薬品 | 34.6 | 21.5 |
| 医薬品原料 | 4.1 | 2.5 |
| 医薬品 | 29.8 | 18.5 |
| その他 | 0.7 | 0.4 |

出所: ドイツ化学産業協会; “2022 Chemischewirtschaft in Zahlen”より作成

第7節 問われる気候変動目標の達成（まとめ）

今回のロシアのウクライナ侵攻の動機については、例えば、①EUの拡大に伴う NATO

の東方への拡大に対する警戒、②旧ソ連邦時代の版図の回復という領土的な野望、特に人口減少対策として東欧のロシア系住民の多い地域のロシア領土への組み込み、③ウクライナはそもそもロシアのものという歴史観など、識者によっていろいろな観点から論じられている。また経済的には、ロシアは長年、石油、天然ガスなどの資源輸出に依存してきたため、製造業の発展・育成が思うように進まず、経済力が低迷してきていること、また頼みの資源輸出も地球温暖化防止対策として地球規模で化石燃料利用の削減が進んできていることなどから、ロシア経済の先行きへのあせりといったものもウクライナ侵攻の背景にあったのかもしれない。

いずれにしても、ロシアのウクライナ侵攻後の米欧などの西側諸国とロシアの制裁の応酬をエネルギーというフィルターを通してみると、化石燃料資源を豊富に持ち資源国としての力を出来るだけ長く保持したいロシアと、脱化石燃料を通じてロシアへの依存を減らしたい米欧（特に EU）の対立構造が鮮明に見えてくる。

1. エネルギーの安定確保は時間との闘い～懸念される気候変動目標への影響

これまで見てきたように、ロシアへのエネルギー依存から脱却を目指した EU の方針の大枠の下でドイツも、ロシアからのエネルギーの輸入削減に取り組んでいる。しかし、エネルギー供給先多角化やエネルギーの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換は、そのプロセスを加速する努力が続けられているとは言え、一朝一夕に実現することは困難であり、経済気候保護省では、実際にロシアからの天然ガスの供給がストップした場合には、すでに決定している一時的な石炭利用の拡大や、いったん稼働停止を決めた原子力発電の再開も含めたあらゆる選択肢が検討の対象になるとしている。実際、ロシア産天然ガスの輸入急減以降、火力発電所での石炭の利用が拡大しており、原子発電所の稼働延長についても、22 年末に稼働停止を予定していた 3 つの原子力発電所（南部のイザール 2 とネッカーベストハイム 2、西部のエムスラント）の 23 年 4 月中旬までの稼働延長を認める原子力法改正案が連邦議会で可決されたのに引き続き、22 年 11 月には連邦参議院でも承認されたことから、稼働延長が確定した。

温暖化ガス排出削減による気候変動防止への取り組みは地球規模での至上命題であることには変わりなく、長期的な温暖化ガス排出削減への取り組みはこれからも続くと思われるが、今回のロシアのウクライナ侵攻を契機に深まった米欧などの西側諸国とロシア、中国などの中央集権的な諸国の深刻な対立が、これまで世界が営々と築いてきた温暖化ガス

削減に向けた取り組みに大きな影響をおぼすことが懸念されている。ドイツの「改正気候保護法」(21年6月)で定めた温室効果ガスの削減目標、「30年までに90年比で65%削減、45年にカーボンニュートラル」の達成は、一時的にせよ化石燃料への回帰に頼らざるを得ない現状から考えると、相当な困難が予想される。

注. 本稿は22年末までの状況に基づいてとりまとめたものです。

参考資料

- ・ドイツ連邦経済エネルギー省、「ガスに関する緊急計画」(Emergency Plan for Gas for the Federal Republic of Germany)、2019年9月
<https://www.bmwk.de/Redaktion/EN/Downloads/E/emergency-plan-gas-germany.pdf?blob=publicationFile&v=4>
- ・主要経済研究所、「2022年秋季合同経済予測—エネルギー危機：インフレ、景気後退、経済的(Gemeinschafts-Diagnose-#2-2022, “Energiekrise : Inflation, Rezession, Wohlstandverlust”)
- ・ドイツ復興金融公庫、「液化天然ガスの調達」(KfW、“Versorgung mit Flüssiggas LNG”)
- ・欧州委員会、「EUのグリーン移行計画、Fit for 55」(Fit for 55—The EUs plan for a green transition)、2021年7月15日 <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/green-deal/>
- ・欧州委員会、「リパワーEU—欧州のための、実行可能で、安全かつ持続可能なエネルギー(REPowerEU : affordable, secure and sustainable energy for Europa)、2022年3月
https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal/repowereu-affordable-secure-and-sustainable-energy-europe_en
- ・ドイツ連邦経済気候省「エネルギー安全保障進捗報告書」(Energy security progress report)、2022年3月25日
<https://www.bmwk.de/Redaktion/EN/Downloads/Energy/fortschrittsbericht-energiesicherheit-layout-english.pdf?blob=publicationFile&v=3>
- ・ドイツ連邦経済気候省「第2次エネルギー安全保障進捗報告書」(Second energy security progress report)、2022年5月1日
https://www.bmwk.de/Redaktion/EN/Downloads/Energy/0501_zweiter-fortschrittsbericht-energiesicherheit_EN.pdf?blob=publicationFile&v=2

第4章 サステナビリティを巡る EU の動向 ～人権デューディリ ジェンス関連規制と 2 国間 FTA の TSD 規定を中心に～

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部主任調査研究員 田中 晋

はじめに

EU の執行機関である欧州委員会は 2022 年 2 月 23 日、「世界のディーセント・ワーク」に関する政策文書（コミュニケーション）^(注1) を発表した。これは EU の今後の指針となるもので、EU 域内外を問わず、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）^(注2) を推進するのが狙いであり、児童労働と強制労働の撲滅がその中心に位置づけられる。国際労働機関（ILO）と国連児童基金（UNICEF）が 2021 年 6 月に共同発表した最新統計^(注3) では、世界人口の 10 人に 1 人にあたる 1 億 6,000 万人の子供が児童労働に従事しており、2,500 万人が強制労働の状況に置かれているという。

また、ディーセント・ワークの促進は、特に ILO、国際連合（UN）、経済協力開発機構（OECD）の活動を通じて、また G7 及び G20 の国々においてもより一層焦点が当てられるようになっている。国際的なコミットメントとガイダンス^(注4) は、グローバリゼーションが常に持続可能な方法で進んでいる訳ではないという懸念の高まりを反映し、企業の役割に向けられている。EU は、ディーセント・ワークに関する世界的なアジェンダを形成し、人間中心の仕事の未来を促進することにコミットしている。EU は、持続可能な開発のための国連の「2030 アジェンダ」に沿って、EU 域内と域外の双方でディーセント・ワークを擁護することを目指している。

EU は、人権の普遍的価値を支持する責任あるグローバルプレーヤーとして、また主要な経済大国として、開かれた戦略的自律性^(注5) の概念に沿って、グローバルゲートウェイ^(注6) に反映されているように、国際労働基準を含む多国間のルールに基づく世界秩序^(注7) を支持し、更新することに強い姿勢をとっている。

EU 経済は、グローバルサプライチェーンを通じて世界中の何百万人もの人々とつながっており、EU の消費者は、生産者のディーセント・ワークを保証する持続可能で公正な

方法で生産された商品を一層要求するようになってきている。欧州の未来に関する会議での議論に反映されているように、欧州市民は EU が行動することを期待しており、欧州委員会はその責任を真摯に受け止めているとしている。また、EU の労働者と企業、そして世界中の責任ある公的・民間関係者の利益のために、グローバルにディーセント・ワークの尊重を強化し、それによって労働者の保護基準を引き下げることにより投資を誘致するモデルに基づく底辺への競争を回避する狙いがある。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、所得と労働市場の不平等を悪化させ、女性や、若者や子供、障害のある人、高齢者、移民労働者、インフォーマル経済の労働者などの脆弱で不利な立場にあるグループにより大きすぎる影響を及ぼした。パンデミックは労働安全衛生と基本的労働権の行使を悪化させ、グローバルサプライチェーン上のものを含むディーセント・ワークを促進する緊急性を浮き彫りにした。

2022 年 2 月に発表された EU のディーセント・ワーク政策文書は、EU がこうした課題にどのように対処するかを示したもので、EU が世界中でディーセント・ワークを実施するために使用する内外の政策を定め、この目的を新型コロナウイルス危機からの包摂的かつ持続可能で強靱な回復の中心に据えている。EU は域内市場、域外国及びグローバルサプライチェーンの労働者に対応する包括的なアプローチに沿って、すべてのセクターと政策分野に渡ってディーセント・ワークを促進していく。このアプローチは、ILO のグローバルな行動の呼びかけ^(注8)に沿ったものとなる。

EU はまた、ディーセント・ワークに伴う普遍的な 4 つの要素（①雇用促進、②労働における基準と権利、③社会的保護、④政労使の三者構成原則と社会対話による行動）を強化する。この 4 要素は、ILO が開発し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に反映されたものである。

今回の政策文書は、EU が世界でディーセント・ワークを実施するために域内外で利用する政策を設定するもので、表 4-1 に示した 4 つの政策分野で構成される。

EU は世界におけるディーセント・ワーク推進に向けて、企業の責任ある行動を促すための規則や指令のほか、2 国間の貿易協定や地域政策、多国間の枠組みなど、あらゆる機会を利用する意向を示している。本報告では、主に 1. EU を超えた範囲に届く政策・イニシアチブに関する主要な指令案・規則案の概要と審議状況、2. EU の 2 国間・地域政策のうち、貿易協定に含まれる「貿易と持続可能な開発（TSD）章」の新たな方針の動向に絞って解説する。

表 4-1. EU ディーセント・ワークに関する政策文書で示された 4 つの政策分野と対応策

| 政策分野 | | 対応策 |
|------|----------------------|---|
| 1 | EUを超えた範囲に届く政策・イニシアチブ | 企業持続可能性デューデリジェンス指令案、強制労働製品流通禁止規則案、紛争鉱物資源規則、持続可能な公共調達に関するガイダンスなど |
| 2 | EUの2国間・地域政策 | 国際的な労働基準を推進するEUの通商政策（貿易協定における貿易と持続可能な開発章、GSPなど）、EU拡大・近隣諸国政策など |
| 3 | 国際・多国間フォーラムでのEUの取り組み | ディーセント・ワークに関する国連措置の実施支援、グローバル化の社会的側面を統合するWTO改革の支援、G20・G7での協力など |
| 4 | 利害関係者に対するEUの関与・支援 | 社会的パートナーへの支援、市民社会関係者へのEUの関与、グローバルパートナーシップと複数の利害関係者のイニシアチブ支援など |

(出所) 欧州委員会

第 1 節 EU を超えた範囲に届く政策・イニシアチブ

EU 域内での行動は、世界中の労働者の福利にも影響を与える。グローバルサプライチェーンにおけるディーセント・ワークの促進という EU のコミットメント^(注9)に沿って、EU の政策は、グローバルな企業責任と透明性の最前線となる基準を設定し、持続可能な金融、持続可能な生産と消費のための枠組みを設定、公共調達活動で模範を示すことで公共部門を強化する。これらは欧州グリーン・ディールに不可欠な要素であり、世界中で社会的に公正な移行を確実にするために、グリーンと社会の持続可能性が密接に関連している必要があることを強調している。ディーセント・ワークを追求する EU のイニシアチブは、横断的なものとセクター固有のものとの双方がある。加えて、EU は児童労働や強制労働と闘うための多くの目的に特化したイニシアチブを開始した。

1. 企業持続可能性デューデリジェンス指令案

欧州委員会は、世界のディーセント・ワークに関する政策文書を発表した同日、EU を超えた範囲に届く政策・イニシアチブの一環として、企業持続可能性デューデリジェンス指令案^(注10)を発表した。同指令案は、グローバル・バリューチェーン全体で持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的としている。企業は、持続可能な経済と社会を構築する上で重要な役割を果たしており、企業活動が児童労働や労働者の搾取などの人権に及ぼす悪影響、及び汚染や生物多様性の損失などの環境に及ぼす悪影響を特定し、必要に応じて防止、停止、または軽減する必要がある。企業にとって、同指令案は法的確実性と公平な競争条件をもたらし、消費者と投資家にとっては、より透明性が高くなると、欧

州委員会は強調している。指令案はまた、環境への移行を促進し、EU 域内外で人権を保護するとしている。

企業持続可能性デューデリジエンス指令の目的の一つは加盟国法の調和である。フランスでは注意義務法が、オランダでは児童労働デューデリジエンス法が既に存在し、ドイツでもサプライチェーン・デューデリジエンス法の適用が23年1月から始まった。複数の加盟国が、デューデリジエンスに関する国内規制をすでに導入しており（表 4-2 参照）、一部の企業は独自のイニシアチブで対策を講じている。しかし、国別の法制に対応するには企業負担がかかることや、自主的な取り組みではデューデリジエンスの導入が十分に進まないことが課題となっていた。同指令案は、人権と環境への負の影響に対処するために、企業の持続可能性デューデリジエンス義務を確立するとしている。

なお、調和が必要であるにもかかわらず、規則でなく、指令である点について、欧州委員会の担当者によれば、会社法に関しては EU 機能条約第 50 条が法的ベースとなっており、EU の排他的権限ではなく、加盟国との共有権限のため、規則を提案することができず、EU レベルで調和するアプローチを取ったという。

表 4-2. フランス、オランダ、ドイツ、ノルウェーの人権デューデリジエンス関連法制

| 国名 | フランス | オランダ | ドイツ | ノルウェー |
|------|--|--|---|---|
| 施策名 | 企業注意義務法 | 児童労働デューデリジエンス法 | サプライチェーン・デューデリジエンス法 | 透明性法 |
| 施行日 | 2017年3月27日 | 未定 (2019年10月24日公布) | 2023年1月1日 | 2022年7月1日 |
| 対象 | 2連続会計年度終了時にフランス国内の本社および直接、間接の子会社で5,000人以上の従業員を雇用している企業、またはフランス国内外の直接、間接の子会社で合計1万人以上の従業員を雇用している企業 | オランダ市場に製品・サービスを提供・販売する企業 | ドイツを本拠（事業活動のみならず、経営の意思決定が行われることを含む）とし、2023年1月施行時はドイツ国内の従業員が3,000人以上、2024年1月からは1,000人以上の企業 | ノルウェーに所在し、同国内外で商品・サービスを提供する大企業（※）と、同国内において物品・サービスを提供し、同国法の下で納税義務のある外国籍の大企業（※） ※会計法第1条5項で定義される会社、または、①売上高7,000億NKO超、②貸借対照表の合計s00万NKO超、③従業員数50人超、の2つ以上を満たす企業 |
| 措置内容 | 親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務付け | サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、防止するためのDDを行ったことを示す声明書の提出を義務付け | 間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境をリスクにさらされないようデューデリジエンスと人権報告書の作成・公表などを義務付け | OECD 行動指針に従い、人権およびディーセント・ワークに関するデューデリジエンスを実施し、その内容を説明・公表するとともに、情報開示要求などへの対応を義務づけ |

(出所) 各法制内容を基に作成

(1) 指令案の適用対象企業

欧州委員会が 2022 年 2 月に発表した指令案によれば、対象企業は 2 つのグループから成る（表 4-3 参照）。

表 4-3. EU 持続可能性デューデリジェンス指令案の対象企業

| | 対象分野 | 会計年度間 平均従業員数 (注1) | 会計年度間売上高 (注2) | EU域内対象企業数 | EU域外対象企業数 |
|--------|---------------------------|-------------------------|------------------------------|------------|------------|
| グループ 1 | 全分野 | 500人超 | 1億5,000万ユーロ超 | +/- 9,400社 | +/- 2,600社 |
| グループ 2 | 繊維・皮革、農林水産、 鉱業関連等 (注3) | 250人超 | 4,000万ユーロ超～ 1億5,000万ユーロ以下 | +/- 3,400社 | +/- 1,400社 |

(注1) 従業員数基準はEU域内企業のみ適用。

(注2) EU域内企業は全世界の売上高、EU域外企業はEU域内での売上高が対象。

(注3) 対象分野での純会計年度間売上高が全体の50%以上を占める場合に対象となる。

(出所) 欧州委員会 持続可能性デューデリジェンスおよび (EU) 2019/1937指令を改正する欧州議会・理事会指令案

グループ 1 は、従業員が 500 人超、かつ世界の売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超える EU 域内企業で、約 9,400 社が対象になるとみられている。グループ 2 は、従業員 250 人超、かつ売上高が 4,000 万ユーロ超から 1 億 5,000 万ユーロ以下で、人権と環境の観点からリスクが高いと指定された繊維、農林水産、鉱物関連分野などでの売上高が 50%以上を占める EU 域内企業で、約 3,400 社が対象になるとみられている。

また、日本企業を含む EU 域外企業については、EU 域内での売上高や対象分野の売上高の割合が同等基準に達すると、従業員数に関係なく対象になる。EU 域外企業の場合、グループ 1 で約 2,600 社、グループ 2 で約 1,400 社が対象になるとみられる。

他方、EU 理事会が 2022 年 12 月 1 日に採択した立場^(注11)では、グループ 1、2 とともに 2 会計年度連続で適用基準を満たすこと、またグループ 2 について、繊維・皮革製品等、農林水産・飲料・食品等（飲料が追加）、鉱物関連等の 3 分野のうち 1 つ以上の対象分野で少なくとも 2,000 万以上の売上高があることが条件に加えられた。欧州議会の修正案（立場）は 2023 年 5 月 31 日に採択される見通しだが、同修正案をリードする法務委員会（JURI）が 2022 年 11 月に発表した草稿^(注12)では、グループ 1 が従業員 250 人超、かつ世界の売上高が 4,000 億ユーロ超の EU 域内企業、グループ 2 が従業員 50 人超、かつ売上高が 800 万ユーロ超、リスクが高いと指定された特定分野での売上高が 30%以上を占める EU 域内企業に修正する内容となっている。特定分野については、繊維小売、衣料品、食品・飲料のマーケティング・広告、動物製品、エネルギー、鉱物資源の輸送と取り扱い、建設・同関連活動、金融サービス、情報通信技術・同関連サービスなどが追加されている。5 月末に欧州議会の修正案が正式に採択された後に、EU 理事会や欧州委員会との協議（トリログ）が始まる見通しだが、現状ではそれぞれの立場に大きな乖離がある。

(2) 指令案の適用範囲

また、欧州委員会による当初指令案では、適用範囲が、自社と子会社の事業活動だけでなく、バリューチェーン上で「確立した (established) ビジネス関係」を持つ取引先による事業活動も含まれることが注目された。しかし、産業界から用語の意味が不明確などの批判が多くあり、2022年12月のEU理事会の立場では、「確率したビジネス関係」の規定は削除され、「ビジネスパートナー」に置き換えられ、「直接ビジネスパートナー」と「間接ビジネスパートナー」に分けて、その範囲が明確に定義された。また、「バリューチェーン」という用語は、「バリューチェーン」全体をカバーするのか、範囲を「サプライチェーン」に限定するのかという問題に関する加盟国の異なる見解を反映し、また既存の定義との混同を避けるため、「活動の連鎖 (chain of activities)」という中立的な用語に置き換え、適用範囲を修正した。「活動の連鎖」の内容に関して、完全な「バリューチェーン」の概念から、企業の製品使用の段階、もしくはサービス提供全体の規定を除外することにより、サプライチェーンの概念に移行した。また、損害が「活動の連鎖」において、「ビジネスパートナー」のみによって引き起こされた場合の対象企業の責任は問わない修正がなされた。「活動の連鎖」の範囲と「間接ビジネスパートナー」が定義されたことで、直接的に義務が課される対象企業でなくても、「活動の連鎖」の範囲で「ビジネスパートナー」となる中小企業などにも対象企業から対応を求められる可能性がある。2022年11月の欧州議会法務委員会の修正案においても、「確率したビジネス関係」の規定は削除され、バリューチェーン全体の「ビジネス関係」を含む形に当該規定が修正されている。

(3) 対象企業の義務内容

欧州委員会の説明によると、対象企業の義務内容は表 4-3 のように整理できる。グループ 1 の対象企業には、後述するデューディリジェンス義務 (表 4-4 参照) のほかに、温暖化対策条項 (第 15 条) も適用される。その内容は、パリ協定に沿って地球温暖化を産業革命前に比べて 1.5 度に抑制することと整合する事業計画の策定を求めるものとなっている。

なお、欧州委員会の当初案に盛り込まれた取締役の注意義務 (第 25 条) や取締役のデューディリジェンス実施・監督義務 (第 26 条)、気候変動対策における取締役の変動報酬との紐づけ (第 15 条 3 項) は、2022年12月1日採択のEU理事会の立場では削除された。

第 25 条は、取締役の注意義務に関する加盟国の国内規定への不適切な干渉であり、企業

表 4-4. EU 持続可能性デューディリジェンス指令案における対象企業の義務内容

| | DD義務 | 温暖化対策義務 | 開示義務 | 取締役義務（22年12月採択の理事会の立場では削除） | |
|-------|------------------|--|--------------------------------|--|---|
| グループ1 | 完全なDD義務 | 企業のビジネス戦略がパリ協定に沿って地球温暖化を（産業革命前と比べて）1.5度に抑制することと整合する計画の策定（取締役の変動報酬とリンク） | 開示項目・内容等は企業持続可能性報告指令（CSRD）に基づく | （EU域内企業のみ） ・取締役の注意義務 （決定が短中長期に与える影響を考慮） ・取締役のDD実施義務 | ・取締役の変動報酬 （長期的な利益と持続可能性に対する取締役の貢献が変動報酬に紐づいている場合、温暖化対策における義務履行を正当に考慮） |
| グループ2 | 深刻な影響がある場合のみDD義務 | — | | | — |

（出所）欧州委員会、EU理事会

の最善の利益のために行動する取締役の義務を潜在的に弱体化させる可能性がある」と表明した加盟国の強い懸念により削除された。第 26 条の内容はデューディリジェンスプロセスと密接に関係していたため、同条項が削除され、その主な要素は、コーポレートガバナンス制度の多様性と、企業が内部事項を規制する自由を考慮し、デューディリジェンスを企業の方針とリスク管理システムに統合する規定に移行された（第 5 条 3 項）。なお、欧州議会法務委員会の 2022 年 11 月の修正案では、取締役の注意義務（第 25 条）や取締役のデューディリジェンス実施・監督義務（第 26 条）は維持され、一部内容が強化されている一方、気候変動対策における取締役の変動報酬との紐づけ（第 15 条 3 項）については同様に削除されている。

（4）デューディリジェンスの義務内容

対象企業が求められる人権・環境に関するデューディリジェンス対応については、表 4-5 に整理した。2022 年 12 月の EU の立場（修正案）では、対象企業は、企業方針やリスク管理システムにデューディリジェンスを組み込むこと（第 5 条）や、実際のまたは潜在的な人権・環境への負の影響を特定し（第 6 条）、優先順位付けすること（第 6 条 a）が求められる。潜在的な負の影響がある場合の適切な予防措置や、予防できない場合は軽減措置を講じ（第 7 条）、実際に負の影響が発生した場合の適切な是正措置や、負の影響を終わらせることができない場合は影響範囲を最小限に抑制する（第 8 条）ことが求められる。また、対象企業は直接のビジネスパートナーに対しても契約の際にデューディリジェンス義務順守の保証を求める（第 7 条 2 項（b））必要がある。さらに、順守状況を確認し、順守されない場合は一時的な取引停止や契約終了などの措置を講じなければならない（第 7 条 5 項）。

表 4-5. EU 持続可能性デューデリジェンスの義務内容

| | |
|------|--|
| 第5条 | 企業方針にデューデリジェンス (DD) を組み込む |
| 第6条 | 実際のまたは潜在的な人権・環境への負の影響を特定する |
| 第7条 | 潜在的な負の影響がある場合は、適切な予防措置を講じ、予防できない場合は軽減措置を講じる |
| 第8条 | 実際に負の影響が発生した場合は、適切な是正措置を講じ、負の影響を終わらせることができない場合は影響の範囲を最小限に抑制する |
| 第9条 | 負の影響の対象者や関係するバリューチェーンでの労働者を代表する労働組合、関係市民団体などに対する苦情手続きを確立し、維持する |
| 第10条 | DD方針と措置の有効性を監視し、評価し、少なくとも24カ月毎に見直しを行う |
| 第11条 | DDの詳細や対応措置を公開する |

(出所) 持続可能性デューデリジェンス指令案に関するEU理事会の立場 (2022年12月1日採択)

また、欧州委員会は、ビジネスパートナーに契約書上で保証を求める際に利用できる任意のモデル契約条項に関するガイダンスを用意するとしている (第 12 条)。さらに、バリューチェーンも含めて、負の影響を被る人や労働組合、市民団体など、潜在的にまたは実際に発生している負の影響に正当な懸念を有する人に対して苦情申し立て手続きを確立することが求められる (第 9 条)。デューデリジェンス方針と措置の有効性の監視、評価、見直しについては、自社及び子会社だけでなく、事業に関連するビジネスパートナーの事業についても対象になる。また、人権・環境への対応措置を少なくとも 24 か月ごとに評価し、新たなリスクの出現に備える必要がある (第 10 条)。欧州委員会の指令案では、少なくとも 12 か月ごとの見直しを求めていたが、12 月の EU 理事会の立場では 24 か月ごとに修正された。企業はまた、この定期評価を踏まえてデューデリジェンス方針を更新しなければならない。デューデリジェンスの詳細や対応措置公開について、欧州委員会の当初指令案では、会計指令 (企業持続可能性報告指令 (CSRD)) でこのほど改正 (後述)) に基づく報告要件の対象とならない企業は、同指令の対象項目を含む年次報告書をウェブサイト上で、翌年度の 4 月 30 日までに毎年公開する必要があるとしていたが、2022 年 12 月の EU 理事会立場では、年次報告書が作成された会計年度の貸借対照表日から 12 か月を超えない合理的な期間内に公表する形式に修正された。

なお、2022 年 11 月の欧州議会法務委員会 (JURI) の修正案では、デューデリジェンスの対象に、人権、環境のほかにグッド・ガバナンスが追加されている。

(5) 5月末に見込まれる欧州議会修正案待ち

また、指令案が EU 加盟国に対して、今後制定される国内法に、規定違反に関する制裁を盛り込むことを求めていることにも注意が必要となる。加えて、企業に制裁金を科す場合には、売上高に基づくことも求めている。そのほか、表 4-5 に記載した第 7 条と第 8 条に定められた予防、軽減、是正、抑制措置の義務違反について、ビジネスパートナーである取引先企業と共同による場合も含めて、対象企業が損害賠償責任を負うことを保証するよう EU 加盟国に求める内容となっている。ただし、既述したとおり、取引先企業のみによって引き起こされた違反の損害賠償責任は問われない規定に EU 理事会では修正された。

同指令案は、欧州議会法務委員会での 4 月に予定される投票を経て、5 月 31 日に見込まれる欧州議会本会議で欧州議会の正式な修正案が固まる見通し。その後、EU 理事会の正式な修正案が承認され、欧州議会、EU 理事会、欧州委員会との非公式交渉「トリローク（3 者対話）」での協議に進む予定。最も楽観的にみた場合でも法案成立は、2023 年第 4 四半期以降となる見込み。法案が成立すると、加盟国は 2 年以内に国内法制化する必要がある。実際の適用開始日がいつになるかについては上述のトリロークの結果を待つ必要があるが、2022 年 12 月の EU 理事会の立場では、段階的な導入に修正されている。指令発効から 3 年後に、従業員 1,000 人超、かつ売上高 3 億ユーロ超の EU 域内企業と、EU 域内での売上高 3 億ユーロ超の EU 域外企業への適用を開始する。4 年後にグループ 1 の企業に、5 年後にグループ 2 の企業に段階的に導入していく修正案となっている。

なお、持続可能性デューデリジェンス指令案は、2022 年 2 月の欧州委員会発表に至るまでの過程で、規制精査委員会^(注13)により 2 度否決されている。規制精査委員会では「用語の定義が不明瞭」「対象範囲が限定的」「ハイリスク分野で中規模企業が対象に含まれる理由を明確にすべき」「デューデリジェンス要件に加えて、取締役の職務を規制する必要がある理由が不明確」などの点が指摘されてきた。そうした経緯と最終的に規制精査委員会への最終提出を回避して欧州委員会の指令案が発表されたことなどもあり、2022 年 12 月の EU 理事会の立場では、用語や取締役の義務に関し、既に多くの修正提案がなされている。

2. 企業持続可能性報告指令（CSRD）

環境や社会的課題、ガバナンスなどの非財務情報開示指令を改正する企業持続可能性報

告指令（CSRD）^(注14)が2023年1月5日に発効した。EU加盟国に対して2024年7月6日までに国内法制化することを義務付けている。CSRDは、EUの持続可能な経済への移行にもはや適合しなくなった、2014年の非財務情報開示指令（NFRD）により会計指令に導入された非財務報告に関する既存の規則を強化する。CSRDは、全ての大企業^(注15)とEU域内で上場している零細企業^(注16)を除く全ての企業に対し、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などの持続可能性事項に関する報告（表4-6参照）を義務付けるもので、より詳細な報告要件を導入する。

表 4-6. CSRD における開示要求事項

| |
|---|
| (a) 事業のビジネスモデル・戦略についての簡単な説明（以下を含む） (i) 持続可能性事項に関連したリスクに対する企業のビジネスモデル・戦略のレジリエンス (ii) 持続可能性事項に関連した企業の機会 (iii) 企業のビジネスモデル・戦略と、持続可能な経済への移行及びパリ協定に沿った気温上昇の抑制（1.5度以下）と気候中立達成目標を保证するための実施行動とこれに関連する財務・投資計画を含む事業計画。関連する場合は石炭、石油、およびガス関連の活動への事業のエクスポージャー (iv) 企業のビジネスモデル・戦略は、利害関係者の利益と、企業が持続可能性に与える影響をどのように考慮に入れているか (v) 持続可能性事項に関して、企業の戦略がどのように実施されているか |
| (b) 必要に応じて、少なくとも2030年と2050年の温室効果ガス削減目標値を含む、企業が設定した持続可能性事項に関連した期限付き目標と、企業がその目標達成に向けて実施した進捗状況の説明 |
| (c) 持続可能性事項に関する取締役会・役員会・監査役会の役割と、その役割を遂行するための専門知識とスキル、またはそのような専門知識とスキルにアクセスできることの説明 |
| (d) 持続可能性事項に関連した企業の方針の説明 |
| (e) 取締役会・役員会・監査役会のメンバーに提供される、持続可能性事項に関連するインセンティブスキームの存在に関する情報 |
| (f) 以下の説明 (i) 持続可能性事項に関して企業が実施したデューデリジェンスプロセス（該当する場合は、デューデリジェンスプロセスを実施する企業に対するEUの要件に沿って説明） (ii) 企業の自社事業とバリューチェーン（製品・サービス、ビジネス関係とサプライチェーンを含む）に関連する実際の、又は潜在的な悪影響と、それらの影響を特定および監視するために取られた措置、デューデリジェンスを実施するために、EUの他の要件により企業が特定することを求められているその他の悪影響 (iii) 実際の、又は潜在的な悪影響を防止、軽減、是正、または終結させるために企業が取った行動とその結果 |
| (g) 持続可能性事項に関連した企業の主要なリスク（これら事項に対する企業の主な依存関係と、どのようにリスク管理を行っているかを含む）の説明 |
| (h) (a)~(g)で言及された開示に関連する指標 |
| ● 企業は、マネジメントレポートに記載した情報を特定するために実施したプロセスを報告しなければならない。また、このプロセスにおいては、短・中・長期の展望を考慮に入れなければならない <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の情報には、将来に向けた情報と選別的な情報、定量的情報と定性的情報が含まなければならない ✓ 必要に応じ、上記の情報には企業の自社事業とバリューチェーン（製品とサービス、取引関係、サプライチェーンを含む）に関する情報が含まなければならない。バリューチェーンに関する必要な情報が提供されない場合、最初の3年間は免除。ただし、情報入手のために行った努力、入手できない理由、将来的に入手するための計画を説明しなければならない ✓ 必要に応じ、上記の情報には、マネジメントレポート内のその他の情報及び財務諸表上の金額への言及及び追加説明が含まなければならない ✓ 企業の商業的地位に深刻な害を及ぼす可能性のある情報の開示は、加盟国の権限で例外的に省略を許可することができる ✓ 親会社の経営者は、労働者代表に適切なレベルで通知し、関連情報および持続可能性情報の取得と検証の手段について協議するものとする |

(出所) CSRDに関する2022年12月14日付け欧州議会・理事会指令（EU）2022/2464

報告要件に基づく具体的な開示基準は持続可能性報告基準（ESRS）により別途規定され、対象企業はESRSに基づく開示が必要となる。欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が作成したESRS第一弾（全セクター共通の横断的基準）の最終案が2022年11月23日に既に欧州委員会に提出^(注17)されており、欧州委員会が23年6月末までに委任法として採択する予定。続いて、ESRS第二弾（セクター固有、中小企業、EU域外企業の各基準）

が 2024 年 6 月末までに委任法として採択される予定。

なお、対象企業は、子会社に適用される情報評価に対しても責任を求められる。CSRD は上場した中小企業にも適用されるが、2028 年までは移行期間として適用免除が可能となった。また、報告は認定を受けた独立監査機関、もしくは認証機関による監査を受ける必要がある。

CSRD の適用は次の 4 段階で行われる。

- 既に NFRD の対象となっている従業員 500 人超の上場企業や銀行などは 2024 会計年度から適用となり、その報告を 2025 年から行う。
- NFRD の対象でない大企業は 2025 会計年度からの適用となり、その報告を 2026 年から行う。
- 上場した零細企業を除く中小企業や、小規模かつ複雑でない信用機関、及びキャプティブ保険会社は 2026 会計年度からの適用となり、その報告を 2027 年から行う。
- 日本企業を含む EU 域外企業については、EU 域内での純売上高が 1 億 5,000 億ユーロ超で、EU 域内に特定の閾値を超える、少なくとも 1 つの子会社もしくは支店がある場合に 2028 会計年度から適用となり、その報告を 2029 年から行う。具体的には、EU 子会社が大企業、もしくは EU 域内上場企業（零細企業を除く）に該当するか、EU 支店が EU 域内において純売上高 4,000 万ユーロ超である場合に対象となる。対象企業は、CSRD で定義されている開示項目（表 4-6 参照）のうち、(a) (iii) ~ (v)、(b) ~ (f)、該当する場合は、EU 域外の親会社のグループ・レベルでの (h) に関する項目を開示することが求められる。また、EU 域外企業の報告は、EU の監査機関、あるいは EU 域外に設立された監査機関、のいずれかの監査を受けなければならない。

なお、CSRD の対象となる日本企業の当面の対応については、次の 3 つの選択肢が想定される。

- ① EU 域内の子会社が単体で EU 域内企業として CSRD に従い開示を行う。
- ② 日本本社が、ESRS の EU 域内企業向け基準に従い連結ベースで開示する。この場合、子会社の開示義務は免除される（財務情報は個別に別途対応）。
- ③ EU 域内の売上が最大の 1 連結子会社が EU 域内の子会社すべてを網羅した連結ベースで開示する。この措置は、EU 加盟国の法律に支配されていない親会社の EU 子会社が統合された持続可能性報告書を作成することを許可する経過規定で、2030 年 1 月 6 日まで有効（第 48 条 j）。

3. 強制労働製品の EU 域内流通禁止規則案

欧州委員会は 2022 年 9 月 15 日、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通を禁止する規則案^(注18)を発表した。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長がほぼ 1 年前の 2021 年 9 月 14 日に発表した一般教書演説の中で、強制労働製品の流通を禁止する法案の提案を予告していた。EU では、サプライチェーンにおける強制労働の撲滅に向けた規制を強化しており、同規則案も、EU のディーセント・ワーク指針における EU を超えた範囲に届く政策・イニシアチブの一環であり、(1) で詳述した企業持続可能性デューデリジェンス指令案を補完するものとなる。企業持続可能性デューデリジェンス指令案は、対象企業のバリューチェーン上の企業行動とデューデリジェンスプロセスに対処しているが、強制労働で生産された製品の EU 市場への流入と流通を防止することを特に意図した措置を規定していないためである。

(1) 中小企業を含む全ての事業者が対象

同規則案の目的は、強制労働により生産された製品を EU 市場に流通させること、及び EU から域外に輸出することを禁止することである。EU 市場に製品を流通させる、あるいは EU 域外に輸出する、中小企業を含むすべての事業者が規制の対象となる。禁止の対象となるのは、採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンのいずれかの段階で、部分的、あるいは全面的に強制労働が用いられた製品。強制労働により生産された原材料が一部でも使用された製品の EU 市場での流通と、EU 域外への輸出を全面的に禁止する内容となっている。同規則案は、EU 機能条約の第 114 条と第 207 条に基づいており、欧州委員会の通商総局がドラフトした。

第 114 条は、「欧州議会と EU 理事会が、域内市場の確立と機能を目的とする加盟国の法律、規制、行政措置によって定められた規定の接近のための措置を採択する」ことを定めている。同規則の目的は、商品の自由な域内移動に対する障害を回避し、強制労働で生産された製品の EU 市場への投入と流通に関する加盟国の法律、規制、行政措置の相違から生じる域内市場における競争の歪みを取り除くことである。強制労働の問題は根深く、強制労働で生産された製品の流通を回避する必要性が一層注目されており、複数の加盟国の議会や政府は、強制労働で生産された製品が自国市場で流通しないようにするための法律を採択する必要性を発表していた。このような背景から、加盟国が強制労働製品の投入・

流通を禁止する国内法を採択する具体的なリスクがあり、各国法が異なる可能性があった。各国法の相違による域内市場の歪みや商品の自由移動に対する不当な障壁を生み出すリスクの回避が背景にある。

また、第 207 条の下では、共通通商政策は、例えば輸出政策に関して、統一された原則に基づかなければならないとしている。同規則案は、強制労働で生産された製品の輸出禁止、及び強制労働で生産されたことが証明された製品の EU 市場への輸入禁止という形で、貿易に直接かつ即時の影響を与えるため、第 207 条を法的根拠とすべきであるとしている。

EU 加盟国は、必要な権限とリソースを備えた、規則の履行を担当する管轄当局を指定することになる。欧州委員会は、例えば、公開データベースの可用性の確保、加盟国の管轄当局間の効率的な調整、ガイドラインの発行などにより、加盟国を支援する。加盟国の税関当局は、EU 国境での執行を担当することになるが、該当する製品を特定し、輸出入管理を行うためには、指定される加盟国の管轄当局による決定に依存することになる。このように税関当局と管轄当局との円滑な連携が必要となる。

(2) 疑義がある場合の調査プロセスは 2 段階で実施

規則案によれば、強制労働の関与が疑われる製品の調査プロセスは、2 段階で実施される。予備調査では、管轄当局は、強制労働で生産された可能性がある製品であることを疑うに十分な理由があるかどうかを評価する。強制労働の懸念が立証されていると判断した場合、正式調査に進む。管轄当局が違反を立証した場合、当該製品の EU 市場での流通・輸出の禁止を決定し、企業に対して回収・処分を命令する。当該企業がこれらの命令に違反した場合、加盟国法に基づき罰金が科される。

規則案では、加盟国当局による、いずれの調査段階においても、リスクベースのアプローチを採用している。加盟国当局は、最も効果的である可能性が高いところ、つまり、バリューチェーン上で強制労働のリスクが発生する可能性のあるところに最も近い事業者に対する調査に注力することが求められる。疑われる強制労働の規模だけではなく、調査対象となる企業の規模や経済的リソース、関係する製品の量も考慮に入れる必要があるとしている。初期調査及び正式な調査の各段階において、調査対象企業は、加盟国当局に対する情報提供などの協力が求められる。加盟国当局は、正式な調査の段階では、EU 域外国での調査を含む、同意に基づく実地調査を実施することができ、調査対象企業から提供さ

れた情報のほかに、他の加盟国が共有する製品の市場監視とコンプライアンスに関する情報や、市民社会など第三者から提供された情報、企業が当該事業及びサプライチェーン上で強制労働に関するデューディリジェンスを実施しているかの情報など、入手可能なあらゆる情報を調査する。なお、調査対象企業や域外国の当局の非協力などにより、必要な情報をすべて収集できない場合であっても、加盟国当局は入手した情報に基づいて決定を下すことができるとしている。

また、規則案に基づき、加盟国当局の調査などに活用すべく、外部専門家により強制労働リスクに関するデータベースが作成されるとしている。通商総局の担当政策オフィサーによれば、同データベースは、国際機関や米国などの既存の第三国当局からの外部情報源などを活用して作成されるという。規則案でも、外部専門家に対して、同データベースに、特定地域における強制労働リスクや国家当局によって課される強制労働に関するものを含む特定製品に関する情報提供と、規則発効から 24 か月以内に同データベースを公開することを要請している。

さらに、欧州委員会は、同規則発効後 18 か月以内に、強制労働に関するデューディリジェンス・ガイダンスや、国際機関や市民社会、企業などからの情報に基づく強制労働のリスク指標、管轄当局による同規則の実施を促進するための詳細情報などを含むガイドラインを策定するとしている。

加えて、EU 強制労働製品ネットワークが設立される予定で、加盟国の管轄当局代表者と欧州委員会代表者、適切な場合は税関当局の専門家も含めた 調整・協力プラットフォームとして機能し、規則の執行をより効果的で一貫性のあるものにするとしている。

想定される企業の負担として、原材料を含めた製品のサプライチェーン全体での強制労働リスクの特定、管理、モニタリングのコストや、疑義が発生した場合の管轄当局や税関とのやりとりや、事務手続きなどの発生が考えられる。前者については人権デューディリジェンスに含まれる作業でもあり、各調査段階でも、人権デューディリジェンスの実施状況やその内容を考慮して評価する方針が示されている。

本規則案は現在、欧州議会と EU 理事会にて審議中で、正式に採択され、EU 官報に掲載されると翌日に発効し、発効から 2 年後に適用が開始される見通し。当初案では、ガイドラインの発表から半年後、データベースの公開と同時に適用が始まるスケジュールのため、今後の審議で適用開始のタイミングが調整される可能性も考えられる。

第2節 EUの2国間・地域政策

EUが2006年10月に発表した通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」以降に交渉を開始し、2011年以降に締結した、いわゆる新世代の自由貿易協定（FTA）や深化した包括的な自由貿易協定（DCFTA）に分類される11の貿易協定（表4-7参照）には、貿易と持続可能な開発（TSD）に関する規定が含まれている。今やEUの貿易協定において必要不可欠な要素となっており、TSD章／規定として組み込まれることが一般的になっている。

表4-7. 貿易と持続可能な開発（TSD）に関する規定を含む貿易協定の一覧

| | | 発効年 | 参加国/相手国・地域 |
|----------------------|-----------------|----------------------------------|--|
| 新世代の自由貿易協定（FTA） | 連合協定（AA） | 暫定適用 | EU・中南米諸国（ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ）（貿易関連事項はホンジュラス、ニカラグア、パナマとは2013年8月、コスタリカ、エルサルバドルとは2013年10月、グアテマラとは2013年12月より暫定適用開始） |
| | 包括的貿易協定 | 暫定適用 | EU・コロンビア・エクアドル・ペルー（貿易関連事項はペルーとは2013年3月、コロンビアとは2013年8月、エクアドルとは2017年1月より暫定適用開始） |
| | 自由貿易協定 | 2016年7月 | EU・韓国（貿易関連事項は2011年7月より暫定適用開始） |
| | | 2019年11月 | EU・シンガポール |
| | | 2020年8月 | EU・ベトナム |
| | 経済連携協定 | 2019年2月 | EU・日本 |
| | 包括的経済貿易協定（CETA） | 暫定適用 | EU・カナダ（貿易関連事項は2017年9月より暫定適用開始） |
| 通商・協力協定（TCA） | 2021年5月 | EU・英国（2021年1月より暫定適用開始） | |
| 深化した包括的自由貿易協定（DCFTA） | 2016年7月 | EU・グルジア（貿易関連事項は2014年9月より暫定適用開始） | |
| | 2016年7月 | EU・モルドバ（貿易関連事項は2014年9月より暫定適用開始） | |
| | 2017年9月 | EU・ウクライナ（貿易関連事項は2016年1月より暫定適用開始） | |

（出所）欧州委員会

貿易協定によって差異はあるが、共通する主な内容は以下のとおり^{（注19）}。

- 以下を含む、国際労働条約及び環境協定を効果的に実施する。
 - ・ ILOの基本原則の尊重
 - ・ 気候変動に関するパリ協定の効果的な実施
- より野心的になる権利を留保し、規制スペースを保護する。
- 環境法及び労働法を効果的に執行する。
- 貿易や投資を促進するために、環境法や労働法から逸脱せず、その結果による「底辺への競争」を防ぐ。
- 木材や魚類などの天然資源を持続的に取引する。
- 絶滅危惧種の動植物の違法取引と闘う。

- 気候変動対策を支援する貿易を奨励する。
- 循環型で資源効率の高い経済への移行、及び森林破壊のないサプライチェーンの構築に協力する。
- 企業の社会的責任などの慣行を促進する。

1. DAG が TSD コミットメントの履行状況を監視

TSD 章／規定について、EU は貿易協定発効後、相手国と定期的な会合を持ち、貿易協定における TSD 章／規定のコミットメントの実施状況について協議する。加盟国には、TSD 専門家グループを通じて定期的に進捗情報が通知される。専門家グループは、関連する加盟各当局と欧州委員会の代表者で構成される。

加盟国または EU の市民社会の代表者が、貿易協定における TSD のコミットメントが侵害されていると考える場合、シングルエントリーポイントに TSD の苦情を申し立てることができる。欧州委員会は、申し立てを調査し、最も適切な行動方針を検討する。欧州委員会はプロセス全体を通して申立人と緊密に連絡を取り合う。

EU 及び締約相手国の国内諮問グループ（DAG : Domestic Advisory Group）は、環境、労働、及び産業団体を集めて、EU の当該貿易協定の TSD 章の履行状況について協議する。欧州経済社会委員会内の対外関係部門が、EU DAG の事務局として機能する。

例えば、EU ベトナム FTA の交渉にも携わったことがある在ホーチミン欧州商工会議所の副会長によれば^(注20)、同 FTA の 13 章に TSD 章が設けられており、その中で、労働権や労働組合、児童労働、女性の権利などを網羅している。ベトナム当局との対話では、EU 側は EU ベトナム FTA の履行の確保といったところに焦点を当てているという。ベトナムでは、労働法が 2019 年に、EU ベトナム FTA に準拠する形で改訂された。規定の一つに、ILO 条約の順守が追加された。これにより、労働者を代表する労働組合の設立が可能となった。法令が通り、政令が施行され、担当省庁がどのように実施するのかのガイドンスを発行するのだが、ヒアリングした 2022 年 11 月時点では、運用規則がまだ明確になっていなかったが、TSD 章が主要なステップになったという。他方、TSD 章は拘束力ある章ではあるが、EU ベトナム FTA の他の章とは同じではなく、具体的な規範が規定されておらず、財政的ないかなるコミットもない。貿易利益を一時停止することで、相殺するような措置を許されていないという。その意味で、DAG による対話が TSD 章のコミットメント履行を監視する重要な手段となっている。

2. TSD 章の履行を強化、貿易制裁を可能に

欧州委員会は 2022 年 6 月 22 日、「貿易パートナーシップの力：環境に優しく公正な経済成長のために共に」と題する政策文書（コミュニケーション）^(注21) を発表した。この指針は世界中で環境と労働者の権利の保護を促進するために、EU の貿易協定における TSD 章／規定についての新たな方針を示すもので、欧州委員会が 2021 年 2 月の通商政策の見直しの中で指摘した TSD の見直しの結果であり、2018 年に発表した 15 項目の行動計画で持続可能な貿易を支持することが含まれていた。この通商政策の見直しにおいて、「持続可能な貿易」を通商政策の中心的な柱の一つに格上げした。

新たな方針では、以下の 6 つの優先政策における行動を特定している。

1. 締約相手国との協力においてより積極的になることが必要
2. TSD についての的を絞った国別のアプローチを強化する
3. 貿易協定の TSD 章／規定を超える持続可能性を主流化する
4. TSD コミットメントの実施監視を強化する
5. 市民社会の役割を強化する
6. 最後の手段としての貿易制裁による執行を強化する

より具体的には、EU は新たな方針において、TSD 章／規定に関して締約相手国との協力（協力アプローチ）をこれまでどおり重視し、さらに強化する一方、EU による締約相手国の TSD 章／規定の履行の監督を強化するとした。また、締約相手国が TSD 章／規定に違反した場合には、当該相手国に対する貿易制裁の実施（制裁アプローチ）を新たに可能にすることで、締約相手国の TSD 章／規定の履行をより確実にすることを目指す方針を示した。EU は既述したとおり、貿易における持続可能性を促進する手段として、2011 年以降に締結した貿易協定に TSD 章／規定を盛り込むことには成功したが、締約相手国による TSD 章／規定の履行を確保するためのメカニズムが不十分であり、実効性が乏しいことが予てから指摘されていた。貿易協定の一般的な紛争解決手段とは異なり、現行の TSD 章／規定の紛争解決メカニズムにおいては、当事者間の協議による解決が難しい場合に、専門家パネルが設置される^(注22) が、同パネルは法的拘束力のない報告書を出すにとどまり、報告書の内容実施を監視する方法が定められていないことが課題となっていた。TSD 章／規定に関する新たな方針では、貿易協定の一般的な紛争解決メカニズムのコンプライアンス段階を TSD 章／規定に拡張するとともに、このコンプライアンス段階の監視に DAC 関与させるとした。また、気候変動に関するパリ協定の目的を実質的に無効にするような義

務違反や、ILO の労働における基本的原則及び権利への重大な違反に対して、最後の手段として、関税の一時的な引き上げのような貿易制裁を可能にすることを提案している。貿易制裁の適用は、一般的な紛争解決ルールに準ずるとしている。このように EU の貿易協定において、協力ベースのアプローチと併せて、中核的な TSD コミットメントに対する貿易制裁を初めて導入することで、EU は TSD 章／規定のより積極的な執行ができるとしている。

なお、この TSD 章／規定の新たな方針は、今後のすべての交渉に提案され、必要に応じて進行中の交渉にも反映される見通し。ただし、既存の貿易協定への制裁を伴う紛争解決メカニズムの導入には改正が必要となることから、当面は交渉中、もしくは新規の協定が対象になるものとみられる。

3. EU ニュージーランド FTA に TSD の新方針を反映

欧州委員会は 2022 年 6 月 30 日、EU ニュージーランド自由貿易協定 (FTA) の交渉締結を発表した。前週に発表された TSD の新たな方針を反映した最初の協定である点が強調された。EU とニュージーランドは、中核的労働原則もしくはパリ協定への重大な違反があった場合の最後の手段としての制裁の可能性を含め、協力と強化された執行に基づく幅広い問題を網羅する野心的な TSD コミットメントに合意したとした。パリ協定の尊重も、同協定の不可欠な要素になるとしている^(注23)。

また、EU ニュージーランド FTA には、EU 貿易協定の中で初めて、持続可能な食糧制度に関する章や、貿易とジェンダー平等に関する条項、及び貿易と化石燃料補助金改革に関する規定が組み込まれた。さらに、協定発効時に環境に配慮した商品とサービスの自由化も行うとしている。これは、欧州企業に新たな機会を提供しながら、持続可能な貿易を促進するために、欧州の将来に関する会議で市民から提示された勧告と一致するものである。

4. TSD 規定を巡るベルギーの状況

表 4-7 で EU 中南米諸国連合協定^(注24) や EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定^(注25)、EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA)^(注26) が未だ暫定適用である旨を示した。EU と加盟国の共有権限の項目を含む混合協定であるため、発効には、全加盟国の批准が必要になるが、ベルギーはこの 3 協定すべてを批准しておらず、最初の 2 協定に

については、27加盟国のうちベルギーのみ未だに批准手続きが完了していない。CETAを巡り、2016年10月にベルギーのワロン地域政府の反対により、EU理事会で合意できず、協定調印が遅れたことがあったが、まさに、労働基準、環境基準などのTSD規定に関連して、より強力な保護措置を求めたためであった。

ベルギーでは、貿易と投資に関する権限が地域政府に委譲されているほか、言語や教育などの権限が言語共同体政府に委譲されている。そのため、貿易協定を批准するためには、連邦政府のほか、3つの地域政府（ブリュッセル首都圏地域、ワロン地域、フランダース地域）と3つの言語共同体政府（フランス語共同体、フラマン語共同体、ドイツ語共同体）が批准する必要がある。EU中南米諸国連合協定については、ワロン地域政府とフランス語共同体政府が23年4月1日時点で未だに批准していない^(注27)。また、EU・コロンビア・エクアドル・ペルー包括的貿易協定については、ブリュッセル首都圏地域政府とフランス語共同体政府が23年4月1日時点で批准していない^(注28)。CETAに至っては、連邦政府とフランダース地域政府のみ批准が終了している^(注29)。ベルギー外務省によると、いずれもTSD規定が不十分であることが批准できていない理由だとしており、EUが2022年6月に打ち出したTSDに関する新たな方針により、既述した貿易協定の批准手続きが進むことを期待しているという。しかしながら、両協定ともに、TSD規定はEUの排他的権限である貿易関連事項に含まれており^(注30)、既に実施されている暫定適用の対象に含まれていて、適用が開始されている。ワロン地域政府やブリュッセル首都圏地域政府、フランス語共同体政府への確認が必要であるが、TSD規定が本当に未批准の理由であるとする、EUの排他的権限に含まれるTSD規定を理由に、貿易関連条項以外の項目が発効しないという不可解な状況になっている。しかも、TSD規定は、協定全体について他のEU26か国が批准しているにもかかわらず、ベルギーの一部の地域政府や言語共同体が承認しない現在の状況は、ベルギー連邦政府内の承認メカニズムに課題があると言えそうだ。

(※本原稿は2023年3月6日に発表し、同年4月1日時点での情報で再確認した内容を記載している。)

参考資料

- ・ European Commission (2022a) , COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE on decent work worldwide for a global just transition and a sustainable recovery, Brussels, 23.2.2022, COM (2022) 66 final.
- ・ European Commission (2022b) , Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending

- Directive (EU) 2019/1937, Brussels, 23.2.2022, COM (2022) 71 final, 2022/0051 (COD) .
- European Commission (2022c) , COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, The power of trade partnerships: together for green and just economic growth, Brussels, 22.6.2022, COM (2022) 409 final.
 - European Commission (2022d) , Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on prohibiting products made with forced labour on the Union market, Brussels, 14.9.2022, COM (2022) 453 final, 2022/0269 (COD) .
 - European Parliament (2022) , DRAFT REPORT on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, (COM(2022)0071 - C9-0050/2022 - 2022/0051 (COD)) , Committee on Legal Affairs, Rapporteur: Lara Wolters, 7.11.2022.
 - Official Journal of the European Union (2022) , DIRECTIVE (EU) 2022/2464 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting, 16.12.2022, L 322/15.
 - The Council of European Union (2022) , Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, - General Approach, Brussels, 30 November 2022, 15024/1/22, REV 1.
 - 田中晋 (2022a)、2022年3月2日付ビジネス短信「[欧州委、ディーセント・ワークを推進する戦略を発表 \(EU\)](#)」、日本貿易振興機構 (ジェトロ)。
 - 田中晋 (2022b)、2022年12月1日付ビジネス短信「[企業持続可能性報告指令が 2024 会計年度から適用へ \(EU\)](#)」、日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2022)。
 - 田中晋 (2022c)、2022年4月28日付地域・分析レポート「[バリューチェーンも人権・環境デューデリジェンスの対象に \(EU\)](#)」、日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2022)。
 - 吉沼啓介 (2022a)、2022年6月29日付ビジネス短信「[欧州委、通商協定の持続可能な貿易の分野で制裁を可能にするメカニズムの導入を提案 \(EU\)](#)」、日本貿易振興機構 (ジェトロ)。
 - 吉沼啓介 (2022b)、2022年7月4日付ビジネス短信「[EU とニュージーランドが FTA で合意、最も持続可能性を重視した FTA と強調 \(EU、ニュージーランド\)](#)」、日本貿易振興機構 (ジェトロ)。

注

- 1 グローバルで公正な移行と持続可能な回復のための世界のディーセント・ワークに関するコミュニケーションのプレスリリース https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1187
- 2 ILO 駐日事務所 <https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang-ja/index.htm>
- 3 <https://data.unicef.org/resources/child-labour-2020-global-estimates-trends-and-the-road-forward/>
- 4 例えば、2011年の国連ビジネスと人権に関する指導原則、2011年のOECD多国籍企業行動指針、2017年のILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。
- 5 https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/february/tradoc_159434.pdf
- 6 https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/stronger-europe-world/global-gateway_en
- 7 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021JC0003&from=EN>
- 8 https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_809004/lang-ja/index.htm
- 9 COVID-19に対するグローバルなEUの対応に関するコミュニケーション (<https://eur->

[lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020JC0011\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020JC0011)

- 10 企業持続可能性デューデリジェンスに関する、及び指令（EU）2019/1937を修正する欧州議会・理事会指令案 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0071>
- 11 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/01/council-adopts-position-on-due-diligence-rules-for-large-companies/>
- 12 https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-PR-738450_EN.html
- 13 規制精査委員会は、欧州委員会の委員長を含む 27 人の委員で構成される合議体に対して助言する独立した機関。立法プロセスの初期段階において、欧州委員会の影響評価の質の管理を支援する。
- 14 企業持続可能性報告に関する 2022 年 12 月 14 日付け欧州議会・理事会指令（EU）2022/2464 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2464/oj>
- 15 ①総資産残高 2,000 万ユーロ超、②純売上高 4,000 万ユーロ超、③従業員数 250 人超、のうち、2 つ以上の条件を満たす企業。
- 16 ①純資産残高 35 万ユーロ、②純売上高 70 万ユーロ、③従業員数 10 人、のうち、2 つ以上の条件を超えない企業。
- 17 <https://efrag.org/News/Public-387/EFrag-delivers-the-first-set-of-draft-ESRS-to-the-European-Commission>
- 18 域内市場での強制労働で生産された製品の流通を禁止する欧州議会・理事会規則案 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52022PC0453>
- 19 https://policy.trade.ec.europa.eu/development-and-sustainability/sustainable-development/sustainable-development-eu-trade-agreements_en
- 20 2022 年 11 月 10 日に、在ベトナム欧州商工会議所ホーチミン事務所にヒアリングした。
- 21 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=COM:2022:409:FIN>
- 22 パネルが設置された事例として、EU 韓国 FTA の事例がある。EU が 2018 年 12 月 17 日に、EU 韓国 FTA の下での持続可能な開発コミットメントの履行に関して韓国政府との正式な協議を依頼した。EU は懸念事項解決のための取り組みが失敗した後、2019 年 7 月 4 日に、懸念に対処するためのパネルを要請、2021 年 1 月 25 日に発表されたパネル報告書で、韓国が EU 韓国 FTA に基づく労働義務に違反していることを確認した。韓国は FTA を順守するため、労働法と慣行を調整し、ILO の 4 つの基本的な条約を批准するプロセスを継続する必要があると結論付けた。
https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/dispute-settlement/bilateral-disputes/korea-labour-commitments_en
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/%C2%A0/ip_21_203
- 23 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_4158
- 24 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1215\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1215(01)&from=EN)
- 25 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1221\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22012A1221(01)&from=EN)
- 26 https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/canada/eu-canada-agreement_en
- 27 http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8643&tab=chrono
- 28 http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8868&tab=chrono
- 29 http://reflex.raadvst-consetat.be/reflex/index.reflex?page=traiverd&c=detail_get&d=detail&docid=8866&tab=chrono
- 30 EU 中米連合協定では、貿易関連事項のパートIVの中のタイトルVIII 貿易と持続可能な開発 第 284 条～第 301 条に含まれ、EU コロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定では、タイトルIX 貿易と持続可能な開発 第 267 条～286 条に含まれる。後者について、暫定適用になっていないのは、大量兵器の軍縮と不拡散、商標に関してパリ条約と TRIPS 協定に基づく権利と義務の順守、行政手続きに関する事項などに限られている。

第5章 インフレの直撃を受けるEUの経済貿易概況（2022年） と新たな段階に突入したEU・ASEANの通商関係

京都産業大学国際関係学部 教授

植原 行洋

はじめに

COVID-19が落ち着きを見せ、EUの域外貿易は本格回復に至るかと思いきや、2022年のEU域外貿易は赤字となった。ロシアのウクライナ侵攻を契機にしたエネルギー価格の高騰によるインフレはEU経済を直撃し、中小企業はその対応に苦しむ。本稿ではポストCOVID-19の2022年の域外貿易の特徴を概観しながら、EUのASEANに対する通商戦略を紐解いてみたい。なぜならば、EUは通商戦略を武器に成長著しいASEANの外需を取り込み、成長源としようとする挑戦を近年活性化させている。対ASEANの通商戦略がどのように変容してきたのかその経緯、挑戦、そして課題を論じていく。（注：本稿は2023年2月末～3月上旬時点の情報に基づき執筆されている）

第1節 2022年のEU域外貿易の概況、インフレに苦しむ中小企業

ポストCOVID-19のEUの域外貿易は回復軌道に乗るかと思いきや、2022年のEU域外貿易は赤字となった。ユーロスタットの「euroindicators」（2023年2月15日）^(注1)は、2022年のEU27の域外輸出は2兆5,720億ユーロ、域外輸入は3兆32億ユーロとなり、貿易収支は4,312億ユーロの赤字となった。前年の551億ユーロの貿易黒字から反転した。前年比では域外輸出は17.9%増。域外輸入は41.3%増と急伸した。

表5-1. EU27域外貿易

(単位：10億ユーロ)

| | 2021年 | 2022年 | 対前年比増減率 |
|------|---------|---------|---------|
| 域外輸出 | 2,181.0 | 2,572.0 | 17.9% |
| 域外輸入 | 2,125.9 | 3,003.2 | 41.3% |
| 貿易収支 | 55.1 | ▲431.2 | |

出所：Eurostat; euroindicators December2022 から筆者作成

COVID-19 禍前の 2018 年からのデータで品目別の前年比増減を見てみよう。輸出全体は 2020 年に減少するが、2022 年には前年比 17.9%増と順調に回復している。金額ベースでも 2019 年の水準を大きく上回る輸出額となっている。食品・飲料・たばこは COVID-19 禍に関係なく、マイナスに転じず堅調に伸び、2022 年は 16.2%増であった。製造業の化学品（2022 年 20.5%増）や機械・輸送機器（同 13.7%）も良好な回復を示している。

注目すべきは鉱物性燃料などのエネルギーである。輸出・輸入ともに大きな増加を示し、輸入は 2022 年に 113.6%増と倍増している。これは主にロシアによるウクライナ侵攻に起因するエネルギー価格高騰ならびに調達先の変更に伴うものであろう。2022 年は輸出に比べ輸入が著しく増加し、インフレを引き起こした。経済回復への足かせになりかねない。

表 5-2. EU27 域外輸出（品目別）

| Extra Exports (Million Euro) | 2018年 | 2019年 | 前年比増減 | 2020年 | 前年比増減 | 2021年 | 前年比増減 | 2022年 | 前年比増減 |
|--|-------------|-------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|-------------|-------|
| Total - all products | 2,059,766.8 | 2,131,984.9 | 3.5% | 1,932,739.5 | -9.3% | 2,181,003.2 | 12.8% | 2,571,991.6 | 17.9% |
| Food, drinks and tobacco | 150,933.7 | 162,980.4 | 8.0% | 166,363.9 | 2.1% | 175,503.1 | 5.5% | 203,877.6 | 16.2% |
| Raw materials | 52,950.8 | 54,312.7 | 2.6% | 53,224.3 | -2.0% | 70,819.1 | 33.1% | 75,745.4 | 7.0% |
| Energy | 113,020.4 | 103,458.3 | -8.5% | 64,078.3 | -38.1% | 104,508.3 | 63.1% | 180,065.7 | 72.3% |
| Manufactured goods | 1,703,773. | 1,764,301.7 | 3.6% | 1,602,670.5 | -9.2% | 1,783,779.5 | 11.3% | 2,062,988. | 15.7% |
| Chemicals and related products, n.e.s. | 373,958.6 | 406,787.6 | 8.8% | 410,804. | 1.0% | 455,678.2 | 10.9% | 549,221.5 | 20.5% |
| Other manufactured goods | 473,700.7 | 486,145.8 | 2.6% | 432,017.2 | -11.1% | 496,785.2 | 15.0% | 568,789.9 | 14.5% |
| Machinery and transport equipment | 856,113.9 | 871,368.6 | 1.8% | 759,849.4 | -12.8% | 831,316.4 | 9.4% | 944,976.7 | 13.7% |
| Other | 39,088.6 | 46,931.8 | 20.1% | 46,402.9 | -1.1% | 46,393.3 | 0.0% | 49,315.3 | 6.3% |

出所：Eurostat から筆者作成

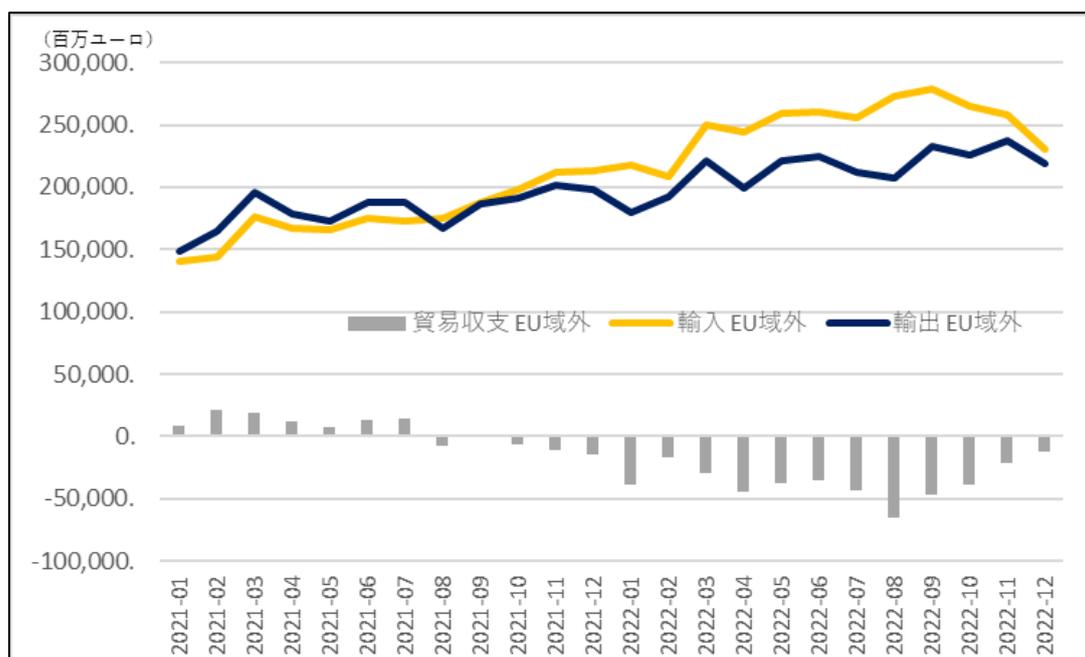
表 5-3. EU27 域外輸入（品目別）

| Extra Imports (Million Euro) | 2018年 | 2019年 | 前年比増減 | 2020年 | 前年比増減 | 2021年 | 前年比増減 | 2022年 | 前年比増減 |
|--|-------------|-------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|-------------|--------|
| Total - all products | 1,912,116.8 | 1,940,879.6 | 1.5% | 1,717,470.9 | -11.5% | 2,125,878.3 | 23.8% | 3,003,151.7 | 41.3% |
| Food, drinks and tobacco | 114,586.8 | 117,555.7 | 2.6% | 113,032.8 | -3.8% | 117,012.1 | 3.5% | 148,464.9 | 26.9% |
| Raw materials | 79,914.6 | 80,797.5 | 1.1% | 79,697.8 | -1.4% | 106,395.3 | 33.5% | 124,620.7 | 17.1% |
| Energy | 392,063.8 | 363,144.3 | -7.4% | 221,283.5 | -39.1% | 390,300.4 | 76.4% | 833,671.2 | 113.6% |
| Manufactured goods | 1,293,586.8 | 1,347,948.2 | 4.2% | 1,266,193.5 | -6.1% | 1,469,849.2 | 16.1% | 1,843,682. | 25.4% |
| Chemicals and related products, n.e.s. | 222,117. | 235,108.2 | 5.8% | 233,124.5 | -0.8% | 271,346.7 | 16.4% | 362,073.6 | 33.4% |
| Other manufactured goods | 467,928.4 | 474,456.2 | 1.4% | 444,815.4 | -6.2% | 525,202.3 | 18.1% | 658,517.8 | 25.4% |
| Machinery and transport equipment | 603,541.2 | 638,384. | 5.8% | 588,253.6 | -7.9% | 673,300.4 | 14.5% | 823,090.6 | 22.2% |
| Other | 31,964.7 | 31,433.5 | -1.7% | 37,263.3 | 18.5% | 42,321.2 | 13.6% | 52,712.5 | 24.6% |

出所：Eurostat から筆者作成

2021-2022 年を細かく月別で見ると、2021 年年末から輸入が輸出を上回り、ウクライナ侵攻（2022 年 2 月）以降は超過輸入が続き、貿易赤字が定着しつつある。2022 年 8 月は 657 億 90 万ユーロの貿易赤字となった。

図 5-1. EU 域外貿易(2021～2022 年：月別)

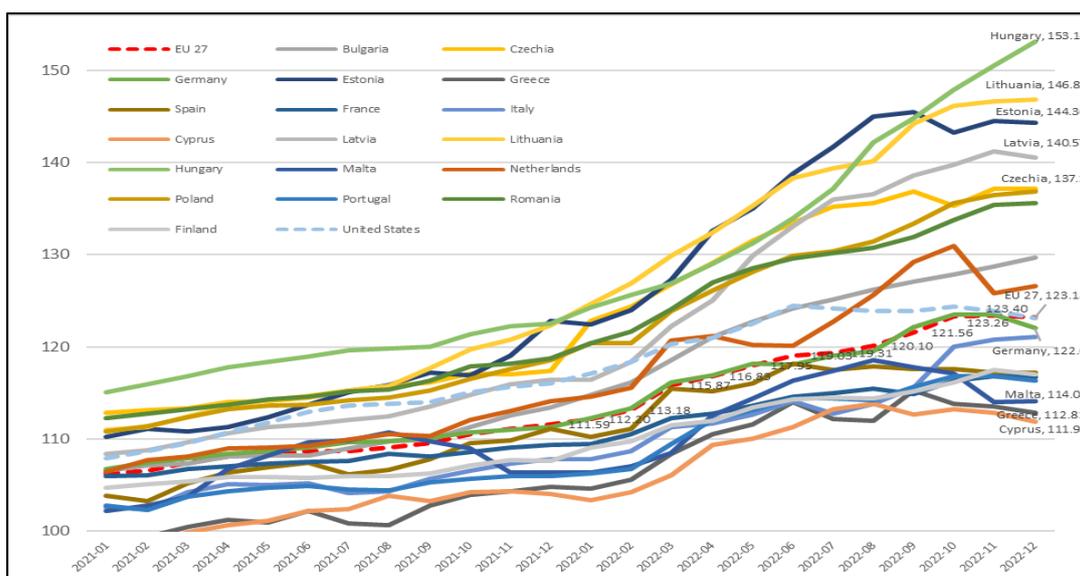


出所：Eurostat から筆者作成

消費者物価指数（HICP：2015 年=100）は 2022 年に入り急伸した。2022 年 12 月、EU は 123.18 であった。世界でインフレが加速する中、米国の数値に比べて低い数値に抑えていたが、2022 年後半には同レベルの数値となってきた。特にハンガリー（153.14）、リトアニア（146.82）、エストニア（140.30）、ラトビア（140.57）、チェコ（137.1）と中・東欧の小国が大きな影響を受けている。一方で、キプロス（111.98）、ギリシャ（112.81）、マルタ（114.08）と南欧は低い伸びであり、「東高・南低」の傾向が見て取れる。ロイター通信の報道^(注2)によると、「ロシアからのノルドストリームに依存する欧州大陸の国に比べ、ギリシャは独自の輸送ルートで米国産の LNG を調達できている」とギリシャのスクレカス環境・エネルギー相のコメントを紹介している。また、2022 年 7 月 18 日に EU とアゼルバイジャンの間で LNG 調達増加に合意^(注3)したアゼルバイジャンからトルコ、ギリシャを通り南イタリアに到達する「南部天然ガス輸送路（Southern Gas

Corridor)」の存在も南欧のエネルギー価格・光熱費、ひいては消費者物価指数を低く抑える結果につながっているのかもしれない。ロシアによるクリミア半島侵略以降、EU が進めてきた欧州のガス調達ロシア依存の低減を念頭に計画された同輸送路の先見性が活かしている。また、欧州大陸国に比べて温暖であり、暖房費が抑えられるという南欧の気候的な特徴もあろう。

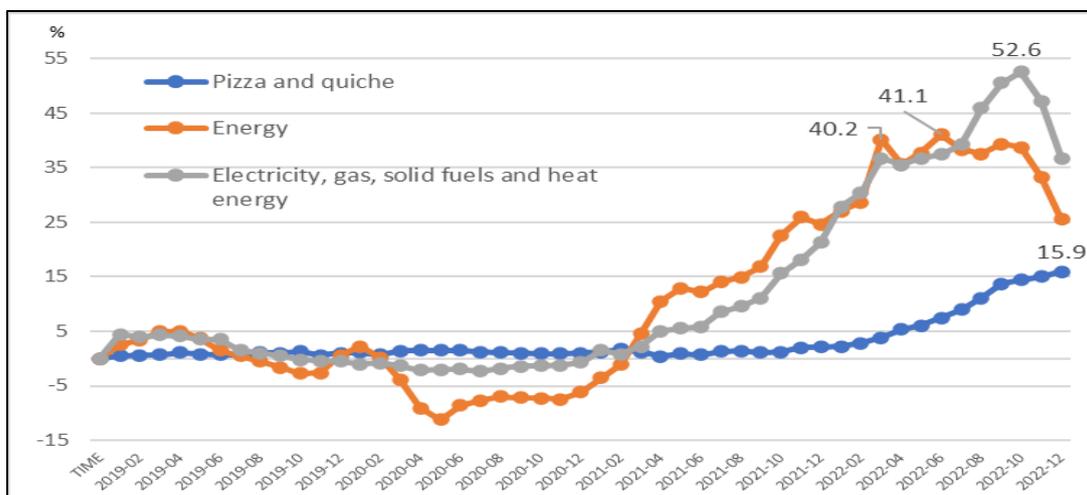
図 5-2. 消費者物価指数（HICP：2015年=100）推移



出所：Eurostat から筆者作成

2月9日のナショナル・ピザ・デーのタイミングでEU統計局がEUのピザとキッシュの価格の上昇率を発表した。これをエネルギー価格や、電気・ガスなど光熱費の上昇率と比較してみる。ピザ・キッシュはイタリアやフランスの伝統的な食品である。2021年12月は前年同期比2%増の小幅上昇であったが、2022年12月は同16%増と急騰した。各国別ではハンガリーが同46%増で過去最高の上昇率となった。続いてリトアニア（39%増）、ブルガリア（37%増）と高かった。逆にイタリア（10%増）、フランス（13%増）は比較的低い^(注4)。ここでも「東高・南低」の傾向である。他方、EUのエネルギー価格や、電気・ガスなど光熱費は、ピザ・キッシュとは比べ物にならないほど上昇しており、エネルギー価格は2022年6月同41.1%増、光熱費は2022年10月同52.6%増の上昇率を記録した。ピザ・キッシュは小麦の輸入価格の上昇に影響を受けるであろうが、ここでは食品よりもエネルギー価格や光熱費の上昇幅のほうがはるかに大きく、EU経済に打撃を与えていることが分かる。

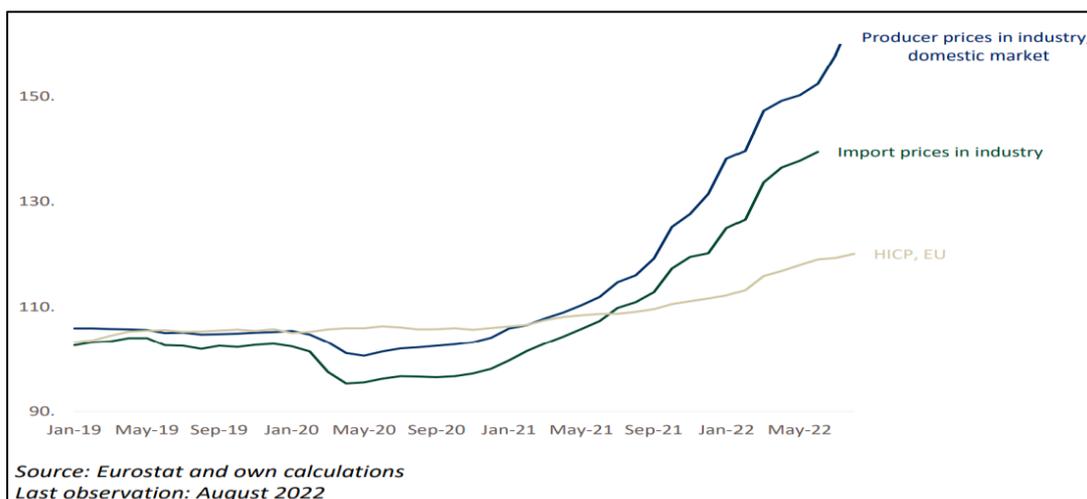
図 5-3. ピザ・キッシュとエネルギー・光熱費比較（前年同月比）



出所：Eurostat から筆者作成

産業界にとっても悲劇的な状況となっている。ビジネスヨーロッパの経済見通し（2022年秋）^(注5)によると、生産者物価指数（Producer Prices in Industry）は消費者物価指数の4倍の高さを示している。また、産業用輸入価格（Import Prices in Industry）は2015年比30%増（2022年6月）と影響は甚大である。特にエネルギーは年率115.4%増と倍増しており、EU企業はエネルギー価格が低い外国企業に対して価格競争力を失っていると懸念する。

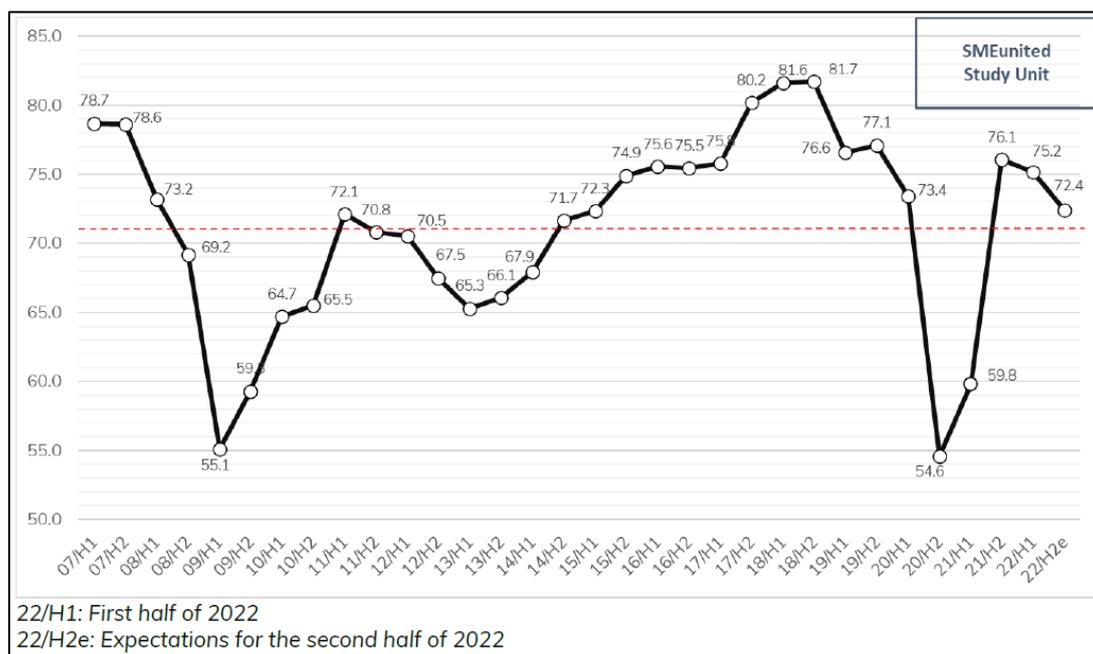
図 5-4. 生産者物価指数と輸入価格（2015年=100）



出所：Business Europe（2022）；“Economic Outlook Autumn 2022”

中小企業への影響も深刻である。欧州中小企業連合会は 2022 年秋の会員企業向けアンケート調査報告書^(注6)において、中小企業の景況感は 2022 年前半に COVID-19 拡大の緩和期待から期待値以上に持ち直しが確認できたが、ビジネス見通し不透明性により投資が例年よりも伸び悩んだとする。2022 年後半はウクライナ侵攻を契機にエネルギー価格の急騰やサプライチェーンの寸断が発生し、景況感は再度沈む結果（75.2→72.4）となった。また、倒産の急増を回避する対策を EU に求めている。特にエネルギー価格の安定、復興・回復ファシリティー（RRF）によるデジタル・グリーン化への投資促進、第三国市場（海外）でのレベルプレイングフィールドの確保を要望する。

図 5-5. 中小企業景況感調査



出所：SMEUnited(2022)；“The SME Business Climate Index and EU CraFTAnd SME Barometer Autumn 2022”

第 2 節 国別貿易の特徴と ASEAN 市場

貿易相手国別の状況を確認してみよう。域外輸出は米国の前年比増加率が大きく（2022 年 27.5%）、これまで輸出先として存在感があった中国は低い増加率（同 3.0%）となり、これまで域外の大きな輸出先であり、輸出額の差が少しずつ縮まっていた両国だが、ここに来て倍以上の差がついてきた（米国同 5,093 億ユーロ、中国同 2,303 億ユーロ）。米中貿易

摩擦を中心とした対中忌避の現れであろう。対ロシア輸出は 13.0%増から▲1%とマイナスに大きく転じた。

域外輸入は、米国が高い伸びを示したが（2022 年 53.5%増）、中国からの輸入額には遠く及ばず、中国への輸入依存は未だに続いている。2022 年のノルウェーからの輸入が 115.7%増と倍増しており、エネルギー調達が多角化の一環である。自由貿易協定を締結する日本、韓国、そして ASEAN は輸出入とも安定した伸びを示している。

また、FTA 交渉を目指すインドは輸出入とも増えており、特に輸入が高い伸び（2022 年 45.9%増）である。対ロシア・中国政策に伴う調達先見直しの一環であろう。

表 5-4. EU27 域外貿易相手国

（単位：10 億ユーロ、%）

| | 域外輸出 | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2019 | 2020 | 前年比 | 2021 | 前年比 | 2022 | 前年比 |
| 米国 | 384.4 | 353.0 | ▲8.2 | 399.4 | 13.1 | 509.3 | 27.5 |
| 中国 | 198.2 | 202.5 | 2.2 | 223.3 | 10.1 | 230.3 | 3.0 |
| 英国 | 319.8 | 277.5 | ▲13.2 | 283.6 | 1.9 | 328.6 | 15.9 |
| スイス | 146.5 | 142.4 | ▲2.8 | 156.5 | 10.0 | 188 | 20.1 |
| ロシア | 87.8 | 79.0 | ▲10.0 | 89.3 | 13.0 | 55.2 | ▲38.1 |
| トルコ | 68.3 | 69.9 | 2.3 | 79.2 | 13.0 | 99.6 | 25.9 |
| ノルウェー | 51.6 | 48.6 | ▲5.8 | 56.5 | 16.3 | 67.7 | 19.6 |
| 日本 | 61.1 | 54.5 | ▲10.8 | 62.4 | 13.0 | 71.6 | 14.9 |
| 韓国 | 43.3 | 45.3 | 4.6 | 51.9 | 14.6 | 60.1 | 16.0 |
| インド | 38.2 | 32.2 | ▲15.7 | 41.9 | 30.1 | 47.7 | 14.1 |
| ASEAN | 85.3 | 69.4 | ▲18.6 | 79.8 | 15.0 | 92.1 | 15.4 |
| | 域外輸入 | | | | | | |
| | 2019 | 2020 | 前年比 | 2021 | 前年比 | 2022 | 前年比 |
| 米国 | 232.6 | 202.0 | ▲13.2 | 232.0 | 14.3 | 358.4 | 53.5 |
| 中国 | 363.0 | 383.5 | 5.6 | 472.2 | 22.6 | 626.0 | 32.1 |
| 英国 | 194.3 | 167.2 | ▲13.9 | 146.0 | ▲13.6 | 218.6 | 48.6 |
| スイス | 109.9 | 108.6 | ▲1.2 | 123.6 | 13.5 | 145.2 | 16.9 |
| ロシア | 145.0 | 95.2 | ▲34.3 | 158.5 | 67.4 | 203.4 | 24.3 |
| トルコ | 69.8 | 62.6 | ▲10.3 | 78.0 | 25.0 | 98.6 | 26.4 |
| ノルウェー | 54.1 | 42.3 | ▲21.8 | 74.5 | 75.3 | 160.7 | 115.7 |
| 日本 | 62.9 | 54.9 | ▲12.7 | 62.3 | 13.3 | 69.7 | 11.9 |
| 韓国 | 47.4 | 44.1 | ▲7.0 | 55.4 | 25.6 | 71.7 | 29.2 |
| インド | 39.6 | 33.1 | ▲16.4 | 46.2 | 40.0 | 67.4 | 45.9 |
| ASEAN | 125.4 | 120.5 | ▲3.9 | 136.5 | 13.3 | 179.0 | 13.1 |

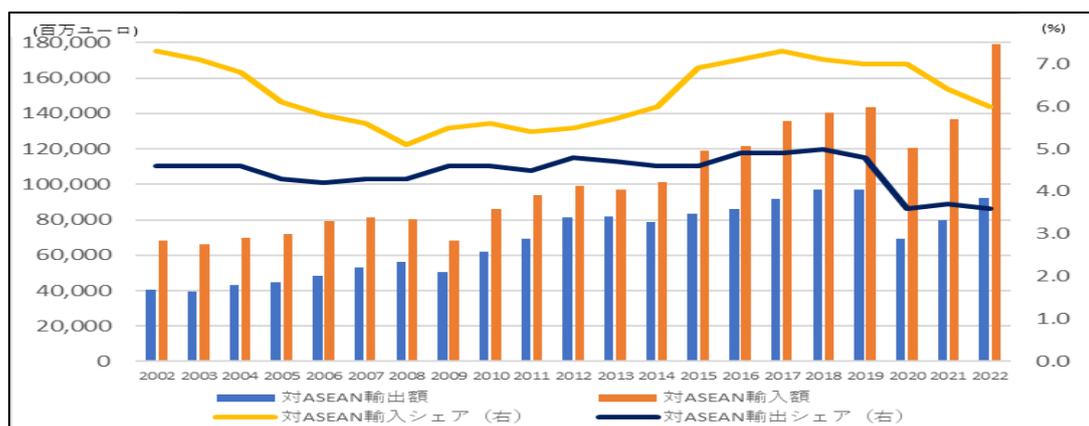
注. 各年 2 月の euroindicators から作表しているため、増減率の数値が表上の計算と一部合致しない場合がある

出所：Eurostat; euroindicators（各年 2 月号）から筆者作成

ここで注目したい地域は ASEAN である。なぜならば、米国や中国、自由貿易協定締結

相手国（日本や韓国など）は EU にとって外せない大きな市場規模ではあるが、成熟した市場であること、国際政治問題を抱える国もあること理由から、参入余地は限られている。他方、ASEANは世界的に成長が期待できる東南アジア諸国の市場があり、EUのような単一市場を目指している地域で、EUのFTA政策とのシナジー効果が発揮できる地域であると考えられるからである。上記表 5-4 や下記図 5-6 から分かるように EU と ASEAN の貿易は ASEAN の輸入超過が続き、EU からの輸出額は ASEAN のその半分程度である。サプライチェーンの一環として素材・中間財の輸入があることや、購買力が開発途上の国もある、といった要因はあるが、EU は将来的な発展を見据え、先行投資として EU の商品ブランドの売込みを強化すべきであろう。

図 5-6. 対 ASEAN 貿易



注：2020年からは英国を抜いた EU27 の数値

出所：Eurostat より筆者作成

品目別に内訳を見てみよう（表 5-5）。EU の輸出額で多いのは機械・輸送機器（2022年割合 40.4%）、化学製品（同 21.9%）などの製造品である。EU の輸出額で順調に伸びを示しているのは食品・飲料（同 9.3%）である。この分野に EU の商品ブランドの強みがあると考えられる。同様に EU の輸入額で多いのも機械・輸送機器（同 42.2%）、その他製造品（同 33.0%）となっている。金額ベースでは 2 倍以上の製造品が EU に輸入されており、製造品供給の拠点としての ASEAN の重要性が分かる。原材料（Raw materials）も EU の輸入額（同 114 億 400 万ユーロ）は輸出額の 3 倍以上が続いている。さらにエネルギー（Mineral fuels など）の輸入額は 2022 年に急増（18 億 1,040 万ユーロ→46 億 4,480 万ユーロ）し、サプライチェーン上流での ASEAN の役割が増していることが読み取れる。

表 5-5. EU・ASEAN 間の品目別貿易

(単位：100 万ユーロ)

| EU→ASEAN(輸出) | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2022の割合 |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| Total - all products | 85,805.2 | 85,296.4 | 69,388.8 | 79,804.2 | 92,064.2 | |
| Food, drinks and tobacco | 6,239.2 | 6,825.6 | 6,057.2 | 7,243.8 | 8,565.2 | 9.3% |
| Rawmaterials | 2,318.2 | 2,571.8 | 2,400.7 | 3,459.9 | 3,425.8 | 3.7% |
| Mineral fuels, lubricants and related materials | 4,605.9 | 2,366.4 | 1,626.3 | 2,707.9 | 1,760.9 | 1.9% |
| Manufactured goods | 70,703.8 | 71,512.9 | 57,699.4 | 64,565.7 | 76,726.3 | 83.3% |
| Chemicals and related products, n.e.s. | 13,227.2 | 13,916.5 | 13,766.8 | 17,560.4 | 20,155.0 | 21.9% |
| Other manufactured goods | 15,768.7 | 16,307.0 | 13,537.3 | 14,994.6 | 19,346.1 | 21.0% |
| Machinery and transport equipment | 41,708.1 | 41,289.6 | 30,395.2 | 32,010.4 | 37,225.2 | 40.4% |
| Other | 1,938.0 | 2,019.6 | 1,604.9 | 1,826.6 | 1,585.8 | 1.7% |

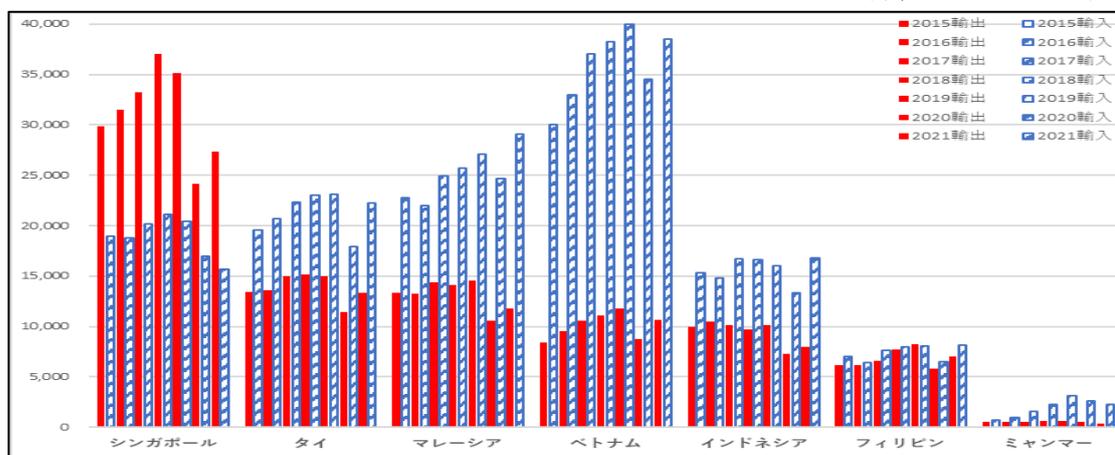
| ASEAN→EU(輸入) | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2022の割合 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| Total - all products | 121,431.3 | 125,449.7 | 120,462.4 | 136,529. | 179,013.3 | |
| Food, drinks and tobacco | 7,354.7 | 7,317. | 6,943. | 7,189.9 | 10,207.9 | 5.7% |
| Rawmaterials | 7,292.5 | 6,534.5 | 7,047.2 | 9,158.5 | 11,404.4 | 6.4% |
| Mineral fuels, lubricants and related materials | 1,790.3 | 1,678.2 | 1,560.5 | 1,810.4 | 4,644.8 | 2.6% |
| Manufactured goods | 103,246.9 | 109,104.7 | 103,091.1 | 117,252.4 | 151,227.5 | 84.5% |
| Chemicals and related products, n.e.s. | 12,928.9 | 12,002.7 | 10,847.8 | 11,232.2 | 16,650.2 | 9.3% |
| Other manufactured goods | 36,324.8 | 39,262.6 | 36,488.7 | 42,753.6 | 59,037.1 | 33.0% |
| Machinery and transport equipment | 53,993.0 | 57,839.3 | 55,754.1 | 63,266.6 | 75,539.8 | 42.2% |
| Other | 1,746.6 | 815.6 | 1,820.6 | 1,117.9 | 1,528.5 | 0.9% |

出所：Eurostat より筆者作成

国別にみると、FTA 締結済のシンガポール（2019 年 11 月発効）はアジアのゲートウェイの色合いもあり、EU からの輸出のほうが多いが、ベトナム（2020 年 8 月発効）はサプライチェーンの一角として輸入超が顕著である（図 5-7）。現地の所得増による消費市場の登場に伴い、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシアには EU 製品の輸出潜在性が存在する。EU ベトナム FTA により対ベトナム輸出が今後どれくらい伸長するか注目である。EU にとって ASEAN 各国は重要な EU 向け生産地であると同時に、EU 商品の販売先として開拓の余地が多く残された地域であるといえよう。FTA 交渉の経緯や可能性については後述する。

図 5-7. EU・ASEAN 主要国の財貿易額推移

(単位：100 万ユーロ)



注1. 左から 2015EU 輸出・EU 輸入→2021 年 EU 輸出・EU 輸入)

注2. 2020 からは EU27 の数値

出所：Eurostat より筆者作成

第 3 節 進化する ASEAN との経済関係

EU と ASEAN の経済関係を考える上で、両地域間の歴史を振り返ってみたい。欧州と ASEAN 諸国の経済関係は長い歴史を有する。中世の香辛料を中心とした東方貿易、15 世紀以降のポルトガル、欧州列強の東南アジア進出による独占的貿易、そして 20 世紀まで続く植民地時代である。ウォーラーステインの「近代世界システム」と呼ばれる、国際分業体制による従属的關係がこれらの時代に構築され、両地域間のサプライチェーンの原型にもなった。欧州発の資本主義の各種制度がこの時代に東南アジアに移植されたが、欧州が ASEAN 諸国を経済的に「搾取」という一方的な関係であった。第二次世界大戦後に諸国が独立し、1967 年の ASEAN 発足、2015 年の ASEAN 経済共同体への進化と、同地域が地域統合により経済力を高めてきた。ASEAN 諸国と欧州の関係は一方的なものから、双方が利益を分かち合うパートナーシップに徐々に変容していった。

EU と ASEAN は 1972 年に非公式な外交関係、1977 年には公式な外交関係を樹立した^(注7)。2022 年は外交樹立 45 周年として初めて EU・ASEAN 首脳会議が開催された。この目的については後述する。EU は経済統合の先輩として ASEAN の経済統合への支援・協力を続けてきた。1996 年に始まった ASEM (アジア欧州会合) の枠組みにおいては、様々なテーマでの地域間対話が行われており、政治・安全保障・経済など相互理解の場として重要な役割を果たしている。EU の意識変革のターニングポイントとなったのは欧州委員

会の 1994 年政策文書「新アジア戦略に向けて」であり、「成長するアジアのバスに乗り遅れるべきでない」と警鐘を鳴らした^(注8)。近年では、EU は 2015 年の新アジア戦略「EU と ASEAN：戦略目的を有したパートナーシップ」、2017 年には「第二次 EU-ASEAN アクションプラン (2018-2022 年)」^(注9) を発表し、ASEAN の経済統合を強力に支援する姿勢を示した。2014 -2020 年には ASEAN 経済統合のため 2 億ユーロの支援金を提供^(注10) している。これら支援の背景には、非関税障壁の低減などの ASEAN の高度な経済統合が EU のビジネスに直結するためである。

2020 年 5 月に発表された EU と ASEAN の協力進展を記した「EU-ASEAN ブルック 2020^(注11)」に付けられたタイトルは「Natural Partners」であった。そして 2020 年 12 月、EU と ASEAN は「EU・ASEAN 戦略パートナーシップ (Strategic Partnership)」を締結し、両国間の協力関係をアップグレードした。「経済」「安全保障」「持続可能な連結性」「持続可能な発展」の 4 つの分野に注力するとし、法の支配による国際秩序、効率的で持続可能な多国間主義、自由・公平な貿易の実現を目指して両地域間で協力するとした^(注12)。これに呼応するように、EU-ASEAN ブルックの 2021 年のタイトルは「Strategic Partners」という表現になった (2022 年も同じタイトル)。2016 年に始まった本ブックのタイトルが「Development Cooperation」から「Cooperation」、「Natural Partners」そして「Strategic Partners」と変わってきたことから読み取れるように、EU と ASEAN の協力関係は「一方的な支援」という段階から、切っても切れない「平等で相互依存的な関係」になっている。

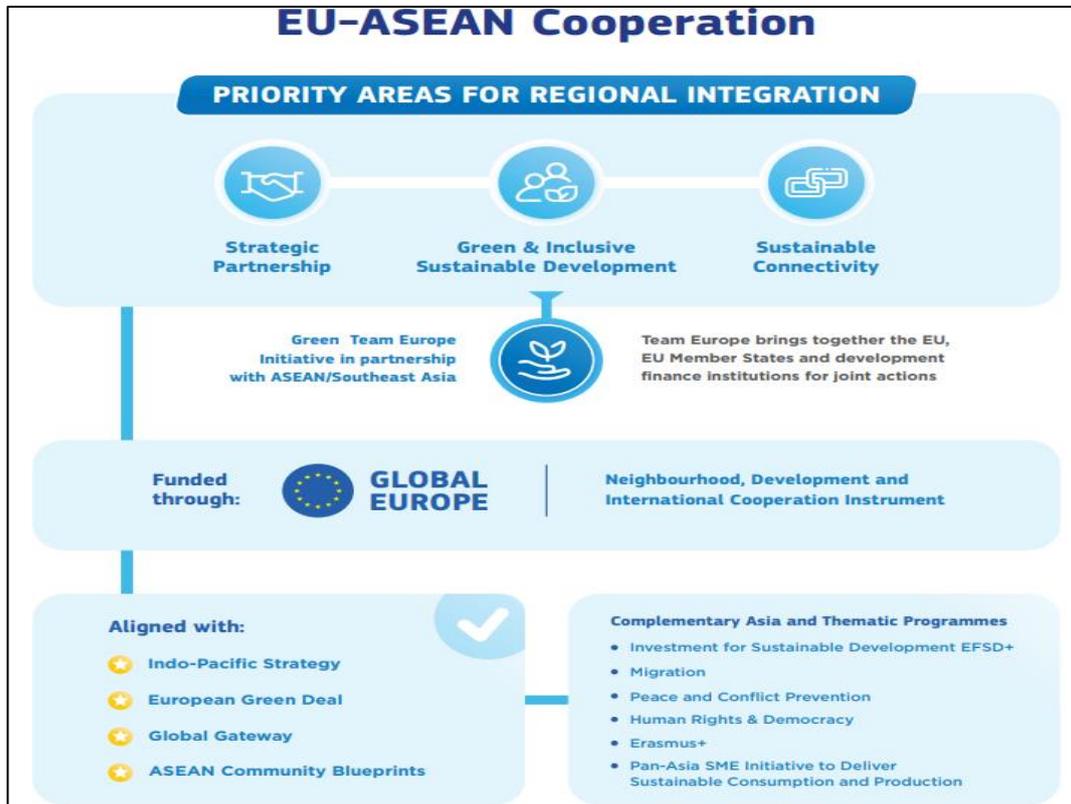
2020 年のブルックの中で EU は次を強化するとした。a) ASEAN 加盟国との FTA、b) 持続的・包括的な経済統合と貿易 (ARISE+) (多面的運輸、非関税障壁低減、航空、GI、インテリジェント交通など)、c) グリーン・ディール (グリーンテクノロジー、スマートグリーンシティーなど)。特にグリーン・ディールは EU 現体制の優先政策であり、ASEAN にも早期に広め、グリーンテクノロジーに強みを有す EU 企業のビジネスチャンスを後押ししようという意図が透けて見える。

2022 年のブルック^(注13) では上記を強化する内容に加え、欧州委員会のウルピライネン国際パートナーシップ担当委員は、ASEAN の COVID-19 対策としてワクチン提供や人的貢献を含め 8 億ユーロの支援を行っていることを強調する。また、ディーセント・ジョブ (働きがいのある人間らしい仕事) やグリーン・持続可能な発展を共に目指すこと、そのために 2021 年 11 月に「グリーン・チームヨーロッパ・イニシアティブ」を ASEAN

との間に立ち上げたこと、両地域間のよりよい貿易や経済的、人々の関係性に関する投資を推進するための「グローバル・ゲートウェー・イニシアティブ」の重要性を述べている。

地域統合で優先的に協力する分野は図 5-8 のとおりである。これらの支援は、EU の多年次財政枠組み計画（2021～2027 年）における新資金調達手段である「グローバル・ヨーロッパ（近隣・開発・国際協力手段）」によって実行される。さらに「インド太平洋戦略」「欧州グリーン・ディール」「グローバル・ゲートウェー」などの大きな戦略が紐づいており、様々なスキームを複層的に投入し、厚みのある内容に発展してきた。近年、いかに EU が ASEAN を重視し、安全保障・経済成長・持続可能な社会の文脈から同地域を EU 側に取り込んでいこうとしているかが透けて見える。

図 5-8. EU-ASEAN の協力分野



出所：駐 ASEAN 欧州連合代表部（2022）；“EU-ASEAN Strategic Partnership Blue Book 2022”

2022 年 12 月、両地域間にとって歴史的に大きな意味を持つ行事が開催された。

外交樹立 45 周年を記念し、初の EU と ASEAN の首脳会議（サミット）がブリュッセルで開かれ、両地域の首脳が 2020 年の EU・ASEAN 戦略パートナーシップの内容を再確認し、具体的なアクションプラン（2023-2027）^{（注14）} を発表した。23 頁に及ぶ内容は包括的

で5つの大項目から構成される。

- ① 政治・安全保障協力
- ② 経済協力
- ③ 社会・文化協力
- ④ 横断的 (cross pillar) な協力
- ⑤ アクションプランのフォローアップ

ここでは②経済協力について取り上げる。同項目は「貿易の拡大・ビジネスと投資」「知的財産権」「官民パートナーシップ (PPP)」「零細・中小企業」「交通・エネルギー・デジタルエコノミー・技術」「食品・農業・漁業・林業の協力」「研究・イノベーション・科学技術」「競争法・消費者保護」の分野について強化や協力を網羅的に掲げている。EU・ASEAN の FTA については、「棚上げになっている問題点を精査し、二国間 FTA を考慮しながら、合同ワーキンググループの作業を前進させる方法を探る (explore ways to move forward the work of the Joint Working Group)」という控えめな表現となっている。さらに両地域間の貿易をデジタル貿易や投資など、(FTA ではない) 代替的なイニシアティブで深めることを探るとする。サミットの共同声明^(注15)ではミャンマーの危機的な状況を懸念するといった趣旨を1ページ近く使って表明しており、同問題が解決しない限りEU・ASEAN の FTA 交渉は大きくは動かないであろう。

表 5-6. EU・ASEAN の主な外交・経済関係

| | | |
|------|---|---|
| 1972 | 非公式な外交関係 | |
| 1977 | 公式な外交関係樹立 | |
| 1994 | 欧州委員会の政策文書「新アジア戦略に向けて」発表 | |
| 1996 | ASEM (アジア欧州会合) の枠組み設置 | |
| 2007 | 「ニュルンベルク宣言」 (EU・ASEAN パートナーシップ強化) | |
| 2012 | 第一次 EU・ASEAN アクションプラン (2013-2017 年) | |
| 2015 | 在 ASEAN 欧州代表部設置 新アジア戦略「EU と ASEAN : 戦略目的を有したパートナーシップ」 | 【EU-ASEAN ブルーブックのタイトル】 2016~2017 |
| 2017 | 第二次 EU・ASEAN アクションプラン (2018-2022 年) | Development Cooperation 2018~2019 |
| 2020 | 「EU・ASEAN 戦略パートナーシップ」 | Cooperation 2020 年 |
| 2022 | 初の EU・ASEAN の首脳会議 (サミット) 第三次 EU・ASEAN アクションプラン (2023-2027) | Natural Partners 2021~2022 年 Strategic Partners |

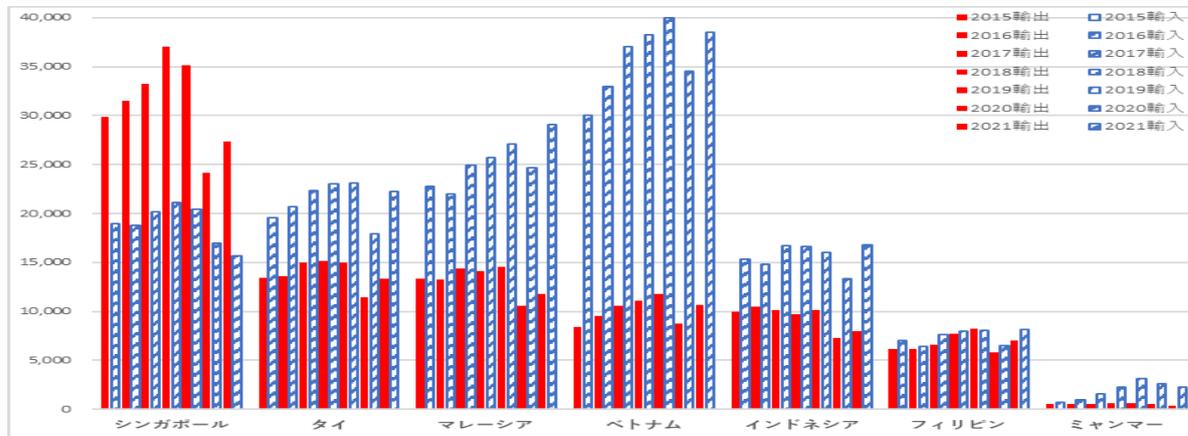
出所：EU 機関各所から筆者作成

また、わざわざ項目を建てて「零細・中小企業の強化」をうたっていることも特徴の一つである。ファイナンス・イノベーション・サステナビリティ・強靱で競争力のある零細・中小企業のベストプラクティスを両地域間で共有し、デジタル経済を含めた政策や規制枠組みの交換を奨励するとしている。共同声明では EU の決まり文句である「中小企業は経済の屋台骨(Backbone)」という言い回しを ASEAN の経済にも適用し、同様だと中小企業支援の必要性を強調している。これらアクションプランや共同声明を読む限り、同サミットを契機に両地域間の協力関係は次世代型にレベルアップしていることが分かる。

ビジネス界の期待も高い。ビジネスヨーロッパはサミット開催の同日に声明を発表^(注16)し、インド太平洋の地政学的・経済的な重要性が増しているとしながら、ASEAN との地域体地域のアプローチは現在の選択肢としては無く、FTA 交渉中のインドネシア、マレーシア、フィリピン、そしてタイとの個別国との交渉再開の努力を加速すべきと EU に求めている。

(再掲) 図 5-9. EU・ASEAN 主要国の財貿易額推移

(単位：100 万ユーロ)



注 1. 左から 2015EU 輸出・EU 輸入→2021 年 EU 輸出・EU 輸入)

注 2. 2020 からは EU27 の数値

出所：Eurostat より筆者作成

第 4 節 二国間 FTA にシフトする EU の方針

EU と ASEAN ならびに ASEAN 各国との FTA について経緯を紹介する。EU と ASEAN は 2007 年に交渉を開始し 2009 年までに 7 度の FTA 交渉を行ったが中断。2017 年に交渉再開の準備に合意^(注17)し、合同ワーキンググループが 3 回協議したが、その後は棚上げ状

態が続いている。ASEAN 加盟国間の経済レベルの格差、市場開放に対する意識の違い、ミャンマーの人権問題などが主な障害となっている。

EU は各国別の交渉に舵を切り、一定の成果を出している。2019 年 11 月シンガポール発効、2020 年 8 月ベトナム発効、インドネシアとは 2016 年から交渉中である。タイ、フィリピン、マレーシアは政治問題などにより一時交渉を中断している。

サプライチェーンの観点からは、タイは中国、インド、日本と FTA を締結しており、EU 企業がタイにおいてレベルプレイングフィールドで劣後しているという問題意識を EU は有している。タイとは 2013 年に FTA 交渉を開始し、7 回の交渉を行ったが 2014 年の軍事クーデターにより中止となった。2022 年 12 月の EU・ASEAN サミットの機会を捉え、パートナーシップ・協力協定 (PCA) ^(注18) に署名を行い、環境・エネルギー・気候変動・貿易投資・労働人権・中小企業支援などの広い分野について協力を約束している。協定の文書には双方の貿易の重要性は数多く記述されているが、FTA 交渉については触れられていない。そんな中 2023 年 1 月、タイ政府は FTA 交渉を再開するための国内手続きにタイ・EU 双方が合意したと発表した。タイにとって EU は 4 番目に大きな貿易相手国で (中国、米国、日本に次ぐ)、重要な地域であり、タイは FTA 締結に積極的である。2022 年のタイの対 EU 貿易総額は前年比 2.9% 増の 410 億 3,800 万ドルとなり、タイの貿易全体の 7% を占めている。EU のタイ輸入額 (タイにとって輸出) は 5.2% 増の 227 億 9,400 万ドルで、主な品目はコンピュータ・同部品、自動車・同部品、エアコン・同部品、ゴム製品、宝石・貴金属、鶏肉加工品である。一方 EU のタイ輸出額は 0.1% 増の 182 億 4,400 万ドルで、主な品目は機械類、化学・医薬品である ^(注19)。

在タイの欧州企業により構成される駐タイ欧州商工会議所 (EABC) の欧州ビジネスポジションペーパー2022 年版 ^(注20) では、EU・タイ FTA が締結されると EU のタイ輸出は年率 2.81% 増、タイの EU 輸出は 2.83% 増するというタイ政府の試算を紹介している。FTA は製造業の生産コストを下げることに加え、交通・金融・保険のサービスセクターのアップグレードも可能にすると期待を寄せる。EU・タイの FTA は環境・人権保護・責任ある企業行動などの広範で深化した新しい分野の高水準のものにすべきとした。貿易活性化のみならずビジネス執行環境の改革 (reforms for ease of doing business) に FTA をすべきと注文を付ける。同ペーパーでは中小企業について章立てして取り上げ、抱える問題点を述べている。EABC のメンバー構成は 50% が中小企業である。欧州の中小企業がタイ側にしっかり認識されておらず現地の中小企業に比して不利益を被っているため、「現地

中小企業と同様な扱い・便益を受けられるように調整すべき」と指摘する。EABC は欧州の中小企業のタイ進出やその逆も歓迎しており、そのためには中小企業の国際化を支援する EU のスキームの活用を述べている。EU・タイ FTA の決着 (finalised) を 2023 年と予測しており、FTA 締結が実現すれば上記の効用や課題解決につながるであろう。

フィリピンとは 2015 年に FTA 交渉が始まり、2017 年までに 2 回の協議を行った。初期の協定テキスト案を EU は提示している^(注21)。9 つのトピックスから構成され、原産地規則、競争法、中小企業、関税・貿易、知的財産権、公共調達といった標準的なものであるが、近年 EU が注力する貿易と持続可能な開発 (TSD) についても別途議論している^(注22)。

FTA が経済・社会・人権・環境に将来与える影響を調べる「持続可能性インパクト評価 (SIA)」は完了^(注23)しているものの、その後の交渉日程は明示されていない。フィリピンの政府系メディアの報道 (2023 年 2 月 23 日)^(注24)によるとフィリピンは EU の GSP+ (Generalized Scheme of Preferences Plus) 適用が 2023 年に終了する予定であり、フィリピン政府の調査によると輸出の 26% が GSP+ の恩恵を受けているため、フィリピン側は更新を求めている。それと同時に FTA 交渉を再開させたいとフィリピンを訪問した EU 議会メンバーに要請した。EU の企業も同国とのビジネス拡大に意欲的である。2022 年 12 月の EU・ASEAN 首脳会合と同日に、ビジネスヨーロッパはフィリピンのマルコス大統領や貿易大臣を迎えてフィリピンのビジネスミッションとのラウンドテーブルをブリュッセルで開催^(注25)した。同国の増加する再生可能エネルギーのインフラや原材料・豊富な人材などの重要資源に EU ビジネス界は注目する。

マレーシアとは 2010 年に FTA 交渉を開始し 7 回協議し、包括的・野心的な合意を目指していたが、2012 年にマレーシア側の要望により中断となっている^(注26)。2016~17 年に FTA 交渉再開のための棚卸し作業 (stocktaking exercise) が行われた。フィリピンと同様に SIA も完了^(注27)している。2021 年、マレーシアの新政権が高度でオープンな FTA 交渉の意向を示していた^(注28)が、2022 年の政権交代により交渉再開の目途は立っていない。

2023 年 3 月時点で交渉が最も進んでいるのはインドネシアである。2016 年に交渉が始まり 2023 年 2 月に 13 回目の協議が行われた。25 のテーマで協定テキスト案が EU から提示されており、原産地規則、競争法、中小企業、関税・貿易、知的財産権、公共調達に加え、貿易及び持続可能な開発、デジタル貿易、越境データフローなどハイレベルな内容となっている。13 回目の協議において、「規制に関する良い慣行 (Good Regulatory Practices)」の章と「地理的表示」のセクションが合意に至ったと発表^(注29)している。こ

これらの経緯から基本合意はそう遠い日では無いことが予想できる。EU 企業はインドネシア市場を十分に開拓できていない可能性がある。図 5-9 は ASEAN 主要国との財貿易額の推移の再掲である。EU の輸入では、サプライチェーンの一環の品目や消費財がありマレーシア、ベトナムからの輸入がインドネシアに比べてかなり大きい。適切な品目の輸入も EU の経済には重要ではあるが、この際輸入については一旦脇に置いておいて、ここでは EU の輸出に注目したい。インドネシアは ASEAN の中で人口（約 2.8 億人）や GDP は最大である。シンガポール経由で最終仕向地インドネシアの輸出品目も一定額あろうが、インドネシア輸出額はタイ、ベトナム、マレーシアよりも少ない傾向が続いている（表 5-7）。インドネシアの半分程度の GDP しかないフィリピンと大差ない輸出額に留まっている。インドネシアの成長性や購買力を考えると、EU 企業がこれから開拓する余地が特に残されている国であろう。この観点からも EU・インドネシアの FTA 交渉が他に先んじて進展していることは納得がいく。協定テキスト案のファクトシート^(注30)では「EU の中小企業のインドネシア市場参入を増やしたい」と明記されており、サプライチェーン・公共調達・E コマース分野に注目している。EU の中小企業の参入（直接投資）が増えれば、インドネシアでの雇用を創出するとしており、双方にメリットがあると主張する。

表 5-7. EU・ASEAN 財貿易額推移

(単位：100 万ユーロ)

| | 2019輸出 | 2019輸入 | 2020輸出 | 2020輸入 | 2021輸出 | 2019比 増減 | 2021輸入 | 2019比 増減 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|
| シンガポール | 35152.9 | 20400.2 | 24123.0 | 16935.7 | 27361.8 | -22.2% | 15707.9 | -23.0% |
| タイ | 14944.9 | 23098.1 | 11422.0 | 17938.9 | 13322.5 | -10.9% | 22205.5 | -3.9% |
| マレーシア | 14506.8 | 27100.3 | 10596.0 | 24685.8 | 11769.0 | -18.9% | 29077.4 | 7.3% |
| ベトナム | 11786.3 | 39964.9 | 8773.4 | 34541.7 | 10646.4 | -9.7% | 38546.7 | -3.5% |
| インドネシア | 10153.6 | 16030.3 | 7257.5 | 13291.9 | 7963.5 | -21.6% | 16792.2 | 4.8% |
| フィリピン | 8195.6 | 8085.1 | 5768.1 | 6518.7 | 7057.9 | -13.9% | 8168.9 | 1.0% |
| ミャンマー | 645.5 | 3119.3 | 511.4 | 2588.8 | 323.6 | -49.9% | 2250.5 | -27.9% |

出所：ユーロスタットより筆者作成

第 5 節 期待高まる EU・ベトナム FTA

2020 年 8 月、約 8 年間の交渉を経て EU・ベトナム FTA が発効した。17 の章^(注31)から構成され、物品の市場アクセス、関税・貿易、貿易の技術的障壁、再生可能エネルギー分野の貿易投資の非関税障壁、投資の自由化・E コマース、政府調達、競争法、知的財産権（原産地規則）、貿易及び持続可能な開発などと包括的な内容となっている。EU にとって、

アジアの開発途上国との初の FTA となるため、今後の開発途上国との FTA の標準形になるであろう。

近年 EU が力を入れている中小企業に関する独立章は無いが、中小企業については全トピックスから恩恵を受けられるということだろう。EU は同 FTA のベネフィット^(注32)として関税撤廃、規制障壁・行政手続きの軽減、地理的表示による保護、サービス分野や公共調達の開放を挙げる。ベトナム側は 10 年、EU 側は 7 年かけて、双方で 99% の関税が撤廃される。EU は撤廃期間の差をベトナムが開発途上国であることを考慮したとしている^(注33)。ベトナム側 (EU にとって輸出) は 65% が即時撤廃された。例えば機械・電気製品 (最高税率 35%)、約半分の医薬品 (同 8%)、繊維製品 (同 12%)、約 7 割の化学品 (同 5%) などである。また、非関税障壁では EU の自動車認証の適合をベトナムに発効 5 年後に認めさせた。同内容は日 EUEPA の交渉時にも取り上げられたものと類似する。EU は農産品・食品分野でビジネスチャンスが多いとする^(注34)。関税では、ワイン (関税撤廃スケジュール 9 年、最高税率 50%)、チーズ (同 3 年、10%)、牛肉・羊肉 (同 3 年、30%)、オリーブオイル (同 3 年、20%) となっており、フェタ・パルミジャーノレッジャーノチーズ、ポルト・リオハワインなど 169 の EU の地理的表示が保護されることとなった。2023 年 8 月に上記 3 年の撤廃スケジュールが終わるため、23 年後半から輸出が上向くか注目である。

EU 企業は直近のベトナムとの FTA に高い期待を寄せている。ビジネスヨーロッパは「本 FTA は開発途上国との最初の包括的なものであり、EU と ASEAN の経済統合への試金石である。EU が地政学的な戦略を強化するためには、アジアでの存在感を高める必要がある」「欧州企業が (ベトナムと通商協定を有する) 他国企業と公平な競争条件となった。欧州の価値観や規範 (環境や労働基準等) を ASEAN に普及することにもつながる」^(注35) とその意義を強調する。この欧州の価値観や規範について EU ベトナム FTA の果たした役割について一部のアカデミアは論を展開している。貿易と持続可能な開発 (TSD) 条項は EU が近年の FTA で熱心に取り組んでいる分野であるが、Marslev らの研究^(注36)によると TSD はこれまで大した成果を出していなかった (poor track record) と指摘する。しかし、ベトナムとの交渉においてベトナムは ILO の中核的労働基準のいくつかを順守すべく、国内法を改定した。Marslev らは大きな成果であり、また自由貿易主義が懐疑的になる中で、TSD を EU の通商交渉の武器にしたベトナムでの成果は、欧州委員会の EU 内での交渉力を回復することになっていると結論付けている。

欧州商工会議所は EU が近年注力する地理的表示 (GI) を取り上げ、「本 FTA は相互の公共調達・サービス市場へのアクセス改善や非関税障壁の低減のみならず、リオハワインやフェタチーズなどの GI 保護において、欧州企業のビジネス機会が拡大する」と期待感を示した^(注37)。さらなる要望として「インドネシアやタイなどのキーマーケットとの FTA 締結も望む」と注文を付けた。ベトナム商工会議所のホームページでは EU とのビジネスイベントが相次いでいることが確認できる。22 年 11 月デンマーク (135 社)^(注38)、23 年 2 月チェコミッション団受け入れ (構成員 19 名)^(注39)、23 年 2 月ドイツ^(注40) などである。

他方、発効後 2 年経ち、効果を調査したレポートでは課題も明らかになってきている。ジェトロによると、ベトナム商工会議所が開催した効果検証セミナー (2022 年 11 月) では、EU のベトナム輸出額 (2020 年 8 月~22 年 7 月) は発効前 2 年間 (2018 年 8 月~20 年 7 月) の 280 億ドルから 16.1%増の 325 億ドルになった。ベトナムの EU 輸出額は同 706 億ドルから 18.4%増の 836 億ドルと拡大した^(注41)。

他方、EU 側の統計で COVID-19 前の 2019 年と 2021 年のデータを確認すると、EU のベトナム輸出額は▲9.7%、ベトナムの EU 輸出額は▲3.5%となり、COVID-19 前の水準には戻っていない (表 5-7)。ただし、EU の輸出額では、FTA 未締結のインドネシア (▲21.6%)・マレーシア (▲18.9%)・フィリピン (▲13.9%) に比べて、ベトナムの減少幅は小さく、EU ベトナム FTA が輸出を下支えした可能性がある。

ベトナム商工会議所のセミナーでは、ベトナム企業の FTA 利用率は 40.8%であったが、その内訳は在ベトナムの外資系企業のほうが割合は高かったと分析している。

ベトナム地場企業の理解不足や原産地規制を満たさない製品の存在という課題があるとしている。EU ベトナム FTA には持続可能な発展や関税など 9 つのトピックスで国内アドバイザーグループ (DAG) などの協議体を配置しており、発効後の課題や効果的な運用を逐次議論していくことが求められる。

まとめ

これまで ASEAN から加盟国別の FTA について述べてきた。加盟国別に FTA を締結していくことは EU という行政機関としては現実的かつ迅速な解かもしれない。しかし、ASEAN という経済共同体が存在するのであれば、究極的には EU と ASEAN で FTA が締結されることが望ましい。ASEAN ビジネスに従事する欧州企業が集う EU-ASEAN ビジ

ネスカウンシルの 2022 年の会員向け調査^(注42)によると、97%が「ASEAN や加盟国との FTA 交渉加速を希望」(2019 年は 94%)としており、極めて高い水準にある。さらに、85% が「二国間 FTA よりも EU・ASEAN の地域・地域の FTA を望む」とする。会員企業が FTA に解決を求める内容は「関税の撤廃」が 1 位で、「非関税障壁の撤廃」と続く。また、EU の政策で ASEAN に影響力を行使できる分野として「持続可能性」(31%)、次いで「貿易・投資」(26%)、「デジタル経済」(17%)と回答している。EU の通商戦略とこれらの分野の政策が相乗効果を図り、ビジネス界のニーズを踏まえながら国別または ASEAN 地域全体として FTA を拡充させ、中小企業含めた EU 企業のビジネスが発展することを期待したい。

注

- ¹ Eurostat (2022), euroindicators, December 2022.
- ² ロイター通信 (2022), 「ギリシャ、ロシア産ガス停止に対応可能=エネルギー相」, 2022 年 7 月 5 日。
- ³ European Commission (2022), “EU and Azerbaijan enhance bilateral relations, including energy cooperation”, 18 July 2022.
- ⁴ <https://ec.europa.eu/eurostat/en/web/products-Eurostat-news/w/edn-20230208-1>.
- ⁵ Business Europe (2022), Economic Outlook Autumn 2022.
- ⁶ SME United (2022), “The SME Business Climate Index and EU Craft and SME Barometer Autumn 2022”.
- ⁷ https://www.eeas.europa.eu/asean/european-union-and-asean_en?s=47#10059
- ⁸ 田中俊郎 (2016) 「EU とアジア」『日本 EU 学会年報』第 36 号。
- ⁹ European Commission High Representative of The Union for Foreign Affairs and Security Policy (2015), “Joint Communication to the European Parliament and the Council the EU and ASEAN: a partnership with a strategic purpose”, JOIN (2015) 22 final, 18 May 2015.
- ¹⁰ https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/EU-ASEAN_factsheet_july_2019.pdf
- ¹¹ Mission of the European Union to ASEAN (2020), “EU-ASEAN Natural Partners” EU-ASEAN Blue Book 2020, 3 May 2020.
- ¹² <https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/fact-sheet-eu-asean-strategic-partnership.pdf>
- ¹³ Delegation of the European Union to the Association of Southeast Asian Nations (2022), EU-ASEAN Strategic Partnership Blue Book 2022.
- ¹⁴ European Union (2022), “Plan of Action to Implement the ASEAN-EU Strategic Partnership (2023-2027)”, AFM-EU/2022/01/POA.
- ¹⁵ Council of the European Union (2022), “EU-ASEAN Commemorative Summit (Brussels, 14 December 2022)- Joint Leaders' Statement”, COASI 244.
- ¹⁶ <https://www.businessEUrope.eu/publications/efforts-must-be-stepped-trade-agreements-ASEAN-countries-0>.
- ¹⁷ https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/march/tradoc_155416.%20AEM-EU%2015%20-%20Draft%20JMS%20-9%20March%20-cln.pdf.

-
- ¹⁸ Council of the European Union(2022), “ Framework Agreement on Comprehensive Partnership and Cooperation between the European Union and its Member States, of the one part, and the Kingdom of Thailand, of the other part” , 11910/22.
- ¹⁹ ジェトロ (2023) , 「タイ、EU との FTA 交渉を再開へ」 , ビジネス短信, 2023 年 02 月 02 日。
- ²⁰ European Association for Business and Commerce (2022), “2022 European Business Position Paper” .
- ²¹ https://policy.trade.ec.europa.eu/EU-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/philippines/EU-philippines-agreement/documents_en
- ²² European Commission(2017), Report from the 2nd round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and the Philippines” .
- ²³ https://policy.trade.ec.europa.eu/analysis-and-assessment/sustainability-impact-assessments_en.
- ²⁴ <https://www.pna.gov.ph/articles/1195952>.
- ²⁵ <https://www.businesseurope.eu/events/eu-philippines-business-roundtable>
- ²⁶ https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/malaysia_en.
- ²⁷ https://policy.trade.ec.europa.eu/analysis-and-assessment/sustainability-impact-assessments_en.
- ²⁸ European Commission(2023), “Overview of FTA and other trade negotiations” .
- ²⁹ European Commission(2023), “Report of the 13th round of negotiations for a Free Trade Agreement between the European Union and Indonesia” , 6 to 11 February 2023.
- ³⁰ European Commission(2017), “The EU Proposal on Small and Medium-sized Enterprises (SMEs) Explanatory note ” , February 2017.
- ³¹ https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/countries-and-regions/vietnam/eu-vietnam-agreement/texts-agreements_en.
- ³² European Commission(2020), “MAIN BENEFITS Opportunities to increase trade and support jobs and growth” .
- ³³ https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-vietnam-trade-agreement-memo-2018-10-17_en.
- ³⁴ European Commission(2020),AGRICULTURAL BENEFITS New opportunities for farmers “ .
- ³⁵ <https://www.businesseurope.eu/publications/ratification-eu-vietnam-agreements-high-economic-and-strategic-value>
- ³⁶ K. Marsleva · C. Staritz (2022), Towards a stronger EU approach on the trade-labornexus? The EU-Vietnam Free Trade Agreement, social struggles and labor reforms in Vietnam” ,REVIEW OF INTERNATIONAL POLITICAL ECONOMY.
- ³⁷ https://www.eurochambres.eu/wp-content/uploads/2020/06/200212_-_ECH_Press_Release_Ratification_of_EU-Vietnam_trade_agreement_underlines_Europes_ambition_as_a_Global_Player-2020-00013-01.pdf
- ³⁸ <https://www.vcci.com.vn/hop-tac-doanh-nghiep-viet-nam-dan-mach-thuc-day-chuyen-doi-xanh>.
- ³⁹ <https://www.vcci.com.vn/dien-dan-doanh-nghiep-viet-nam-sec>.
- ⁴⁰ <https://www.vcci.com.vn/mo-rong-quan-he-hop-tac-doanh-nghiep-viet-nam-duc>.
- ⁴¹ ジェトロ (2022) , 「EU ・ ベトナム FTA 発効から 2 年、地場企業の活用には課題も」 , ビジネス短信, 2022 年 11 月 21 日。
- ⁴² EU-ASEAN Business Council(2022), 2022 EU-ASEAN Business Sentiment Survey” .

[禁無断転載]

ロシアのウクライナ侵攻で揺れる欧州

発行日 2023年7月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号

第37興和ビル3階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp/>

